

# 家庭ごみの有料化における料金設定プロセス及び 設定根拠の実態と比較評価

佐竹 正之

環境計画学科環境社会計画専攻において学士(環境科学)の学位授与の資格の  
一部として滋賀県立大学環境科学部に提出した研究報告書

2007 年度

承認

---

指導教員

# 家庭ごみの有料化における料金設定プロセス及び設定根拠の実態と比較評価

金谷研究室 0412015 佐竹正之

## 1. 背景・論点

環境省は2005年5月26日付けで「一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との方針を明確化した。

また、平成の大合併ともいわれる合併特例法に基づく市町村合併を期に家庭ごみの有料化を実施する市町村も出ている。

平成17年度の環境省の調査によると50%以上の市町村で家庭ごみの可燃ごみ有料化が実施されている。有料化市町村は今後さらに増加すると考えられる。

しかし、家庭ごみ有料化における料金について比較・研究している事例や、有料化におけるごみの減量効果について研究している事例は見られるが、家庭ごみ有料化における料金設定のプロセスや設定根拠(以下、料金設定の実態)に言及している研究はあまり見られない。

そこで、料金設定の実態に着目することで、これから有料化を検討する際などに有効な研究ができると考えられる。よって料金設定の実態を設定市町村等について調査し、比較評価することが本研究の論点である。

## 2. 研究の目的・意義

本研究の目的は、大きく分けて以下の3点である。

- 目的1: 家庭ごみ有料化導入時の料金設定プロセスの現状及び問題点、改善点を明らかにすること
- 目的2: 家庭ごみ有料化導入時の料金設定根拠の現状及び問題点、改善点を明らかにすること
- 目的3: 目的1及び目的2の要因間の関連を明らかにすること

## 3. 研究方法

### (1) 研究の流れ

本研究の調査・研究方法としては以下の3つを行う。

- 1) 家庭ごみ有料化実施市町村等に対するアンケート
- 2) 家庭ごみ有料化実施市町村等に対する追加ヒアリング
- 3) HPや文献などの調査

また、本研究の方法のフローを図1に示す。

### (2) 調査対象

対象の選定には、東洋大学山谷の先行研究を使用する。これらのうち有料化実施自治体とされている対象を、「超過量方式有料制もしくは二段階方式有料制、もしくは単純方式有料制かつごみ袋1袋の料金が150円以上」のAグループと「単純方式有料制かつ、ごみ袋

1袋の料金が1円~149円まで」のBグループに分類し、対象を選定した(表1)。

表1 調査対象の選定

	料金		対象の選定	
	~149円	150円~		
単純方式有料制	905件	10件	62件をランダム抽出	Aグループ
二段階方式有料制		44件	全数調査(62件)	Bグループ
超過量方式有料制		8件		

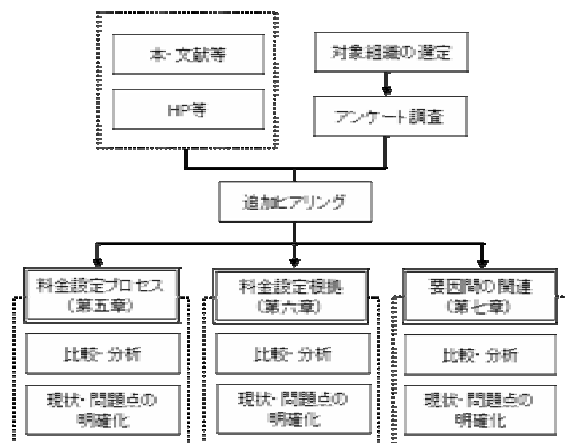


図1 研究のフロー

### (3) アンケートによる調査項目

アンケート票の調査項目及び回答数を表2に示す。

表2 アンケート調査内容と項目ごとの回収数(一部抜粋)

アンケート内容	回答方法	回答数
有料化全般に関する事項		
1 家庭ごみ処理の主体について	選択式	単数回答 n=68
2 手数料の徴収方法	選択式	複数回答 n=67
3 有料化に関する条例の名称	記述式	- n=64
4 有料化条例の区分	選択式	単数回答 n=62
料金設定プロセスに関する事項		
5 プロセスへの参加者	選択式	- n=52
6 制度提案や有料化導入の時期	記述式	- n=45
7 周辺自治体からの影響	選択式	単数回答 n=65
8 影響を受けた内容	選択式	単数回答 n=30
9 有料化導入目的	選択式	複数回答(うち最大の目的を1つ選択) n=65,63
料金設定の根拠に関する事項		
10 指定袋の販売額及び販売枚数	記述式	- n=58
11 手数料	記述式	- n=65
12 超過量方式有料制・二段階方式有料制の実質負担額	記述式	- n=25
13 セーフティネットの設置	記述式	- n=59
14 セーフティネットの内容	記述式	- n=29
15 手数料設定の考え方	選択式	複数回答 n=66
16 手数料に含まれる経費の範囲	選択式	複数回答 n=64
17 手数料の設定に用いた設定根拠	記述式	- n=21
18 手数料の用途	記述式	- n=48

## 4. 結果及び考察

### (1) 家庭ごみ有料化の動向

図2は環境省「日本の廃棄物処理」より1998年度以降の家庭ごみ有料化実施市町村数と実施割合をグラフにまとめたものである。2004年度より定義が一部変更され、有料化率は減少しているように見えるが、それ以外の部分では増加傾向にあることがわかる。

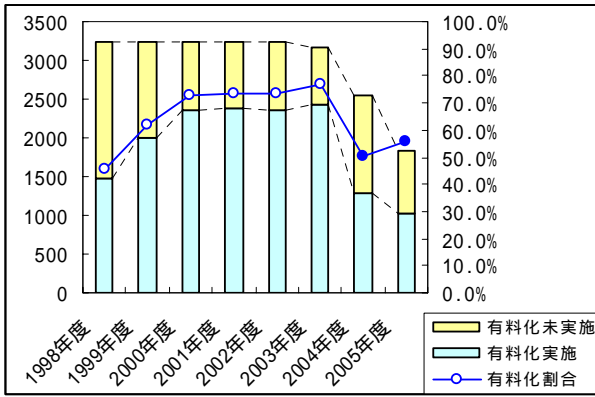


図 2 有料化実施市町村数と有料化割合の推移

(2) 料金設定プロセスについて

1) 料金設定プロセス

有料化導入に至るまでの主な経緯(料金設定プロセス)を図3に示す。

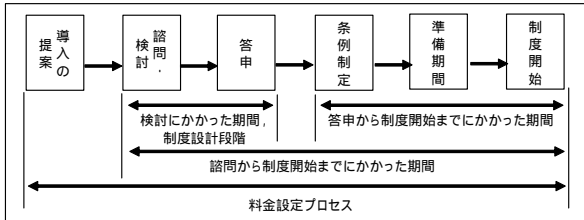


図 3 料金設定プロセス

2) 料金設定プロセスへの関与者

料金設定プロセスにどのような立場の人が関与したのかを調査した(表3)。関与者のパターンとして最も多かったのは、区分 2「部署・審議会・議会」の組み合わせで全体の 42.3%であった。また、審議会を利用しているケースは区分 2 と区分 5 を合わせた 65.4%であった。

表 3 料金設定プロセスへの関与者(n=52)

区分	関与者	件数	割合
1	部署・議会	14	26.9%
2	部署・審議会・議会	22	42.3%
3	審議会・議会	0	0.0%
4	部署・住民・議会	4	7.7%
5	部署・住民・審議会・議会	12	23.1%
6	その他	0	0.0%
合計		52	100.0%

3) 制度の検討にかかった期間

Aグループ、Bグループとも、3ヶ月未満が最も多く共に9件となっている。全体では51.4%に当たる(図4)。審議会などが月に1度の頻度で実施されていたと仮定しても、最多で3度しか検討の機会が無いことになる。この場合、実質的に制度設定は市町村等の担当部署によって行われたのではないかと推察される。また、制

度の検討にかかった期間は、有料化開始時期による偏りは見られなかった(図5)

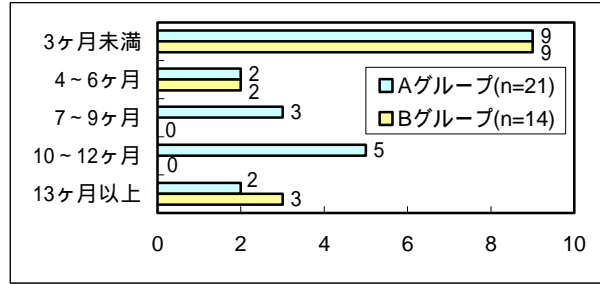


図 4 制度の検討にかかった期間(n=35)

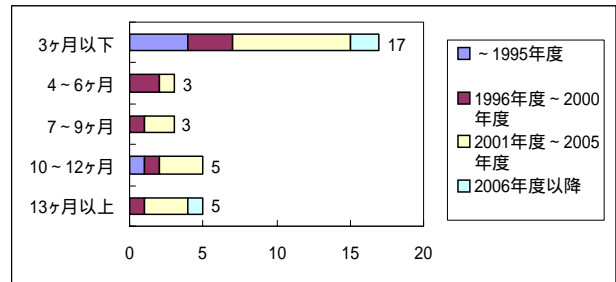


図 5 有料化導入時期と制度の検討にかかった期間(n=33)

4) 制度検討段階での住民関与の有無

住民が制度検討段階で何らかの関与をしたケース(表3, 区分4及び区分5)と関与が無いケース(表3, 区分1~3)を表4に分類した。住民関与のあったケースは30.8%であった。なお、ここでの住民関与には条例制定後の住民説明会などは住民の関与に含めていない。

表 4 制度検討段階での住民関与の有無(n=52)

区分	住民関与の有無	件数	割合
1	あり	16	30.8%
2	なし	36	69.2%

5) 制度検討段階での住民関与の方法

表4で「あり」に分類した16件の市町村等では、どのような形で住民が関与したかをアンケートの記述内容をもとに、分類し表5にまとめた。

関与の方法としては住民説明会9件で最も多く、住民関与があった市町村等の52.9%で実施されていた。

表 5 制度検討段階での住民関与の方法(n=16)

区分	住民の関与の方法	件数	割合
1	住民説明会	9	52.9%
2	意見交換会・懇話会・公聴会	4	23.5%
3	パブリックコメント	4	23.5%
4	アンケート・意識調査	3	17.6%
5	モデル自治会・地域	1	5.9%

### 6) 有料化制度開始までにかかった期間

検討開始から制度開始までにかかった期間において、平均期間は、15.80 ヶ月であった(表 6)．また、A グループの方が 3.4 ヶ月多く時間をかけていることがわかった．これは、A グループの方が複雑な料金体系であることや料金が高額であることから、住民説明や周知に多くの時間を要しているためであると考えられる．

表 6 有料化制度開始までにかかった平均期間(n=35, 44)

	諮問から答申まで(ヶ月) (n=35)	答申から制度開始まで(ヶ月) (n=35)	諮問から制度開始まで(ヶ月) (n=44)
Aグループ	6.05	12.29	17.11
Bグループ	5.14	9.36	13.71
全体	5.69	11.11	15.80

### (3) 料金設定根拠について

#### 1) 手数料の経費の範囲に含まれる項目

表 7 に手数料に含まれる経費の範囲を示す．家庭ごみの処理事業に必須であると考えられる、「処理費用」及び「収集運搬費用」を基準として分類した場合、その両方を含むものは 19 件で全体の 3 分の 1 以下であった．このことから、家庭ごみの処理にかかる費用と手数料設定の根拠との間に乖離が見られることがわかった．また、「処理費用」及び「収集運搬費用」の両者を含まない市町村等は 26 件で、全体の 4 割以上であった．

表 7 手数料に含まれる経費の範囲(n=63)

分類	区分	手数料を含む経費				考慮事項	その他	件数	分類ごと
		収集運搬費用	処理にかかる費用	指定袋の製作や流通にかかる費用	広報や啓発にかかる費用				
処理費用を含まない	1							5	10
	2							2	
	3							1	
	4							1	
	5							1	
収集運搬費用を含まない	6							7	9
	7							2	
	8							12	
収集運搬費用・処理費用を含む	9							3	19
	10							1	
	11							1	
	12							2	
収集運搬・処理費用を含まない	13							3	26
	14							1	
	15							13	
	16							8	
	17							1	
	18							0	
	19							0	

#### 2) 手数料に占める各経費の割合

表 8 は市町村等ごとの手数料の内訳の割合を平均化したものである．表 8 では、人件費が大きな割合となっていることがわかる．また、指定袋の製作及び流通にかかる費用の割合が車両や施設にかかる費用より大きな割合となっていることがわかった．これは、「指定袋の製作や流通にかかる費用」のみの金額を回答した

市町村等の場合、人件費を含まない場合が多いため、結果として割合が引き上げられたためだと考えられる．このことは、後述の図 6 の区分 4 から読み取れる．

表 8 手数料の割合(n=13)

区分	項目	割合
1	人件費(収集運搬 + 処理)	43.3%
2	車両にかかる費用	8.3%
3	施設にかかる費用	6.6%
4	指定袋の製作にかかる費用	18.6%
5	指定袋の流通にかかる費用	13.4%
6	その他の費用	9.9%

図 6 は、市町村等ごとの手数料に占める各経費の割合を一部抜粋して示したものである．人件費の割合が高い市町村等が多かった．また、人件費を指定袋の手数料には含んでいない市町村等もみられた．

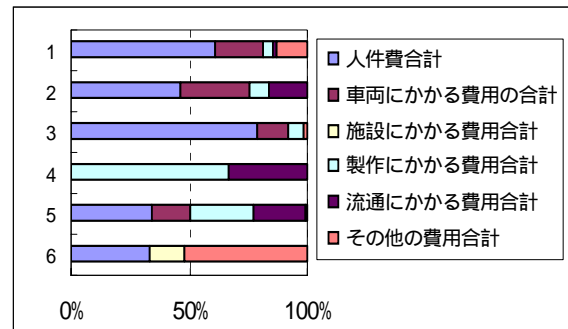


図 6 手数料の内訳(一部抜粋)(n=6)

#### 3) 手数料の徴収割合

手数料を徴収する際、表 7 で想定した手数料に含まれる経費の範囲に含まれる費用を全額徴収するのではなく、その内の一定割合を徴収することが多い(例：手数料 = 収集費用 × 30% など)．これらの割合がどのような傾向を持つかを調べた．結果を図 7 に示す．

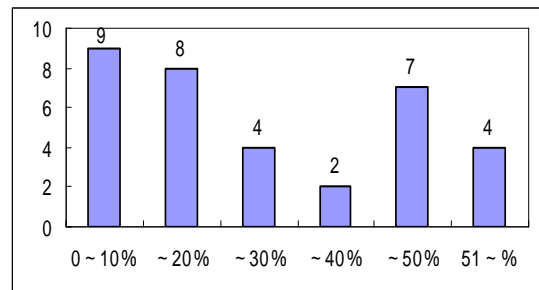


図 7 手数料の徴収割合(n=34)

このとき、一定割合を設定する前の母数(手数料の対象となる経費の範囲)は、各市町村等が設定したものであり、組織ごとに異なったものとなっている．

割合は 10% 以下がもっとも多く、割合が上がるほど件数は減少していく．そして、50% 前後になると再び

件数が増加することがわかった。

#### 4) 手数料収入の使途

手数料収入の全額を、表7の手数料の対象となる経費の範囲に使っているのは22件で全体の半数以下であった。一部もしくは全部を表7の手数料の対象となる経費の範囲とは違う使途に使っていたのは26件であった(表9)。

手数料を有料化導入の目的には合致するが設定根拠とは別の使途に使用した場合、有料化の目的の達成につながるかもしれないが、手数料の設定根拠自体が意味を持たなくなってしまうことが考えられる。

表9 手数料の使途(n=48)

区分	使途	件数
1	全額を同じ使途に使用	23
2	一部を同じ使途に使用	11
3	全額を違う使途に使用	14

#### (4) 要因間の関連

料金設定プロセス及び料金設定根拠の要因の関係を相関分析及び数量化 類により調べた。相関分析により統計的に有意な相関が見られたものについて線をつなぎ図6に、数量化 類による分析結果のうちアイテムレンジを表10に示す。

図6から、有料化導入の目的のうちの財源確保は手数料の設定と相関があり、有料化導入の目的のうちの住民意識の向上は制度設計段階での住民関与の有無との関連が見られた。さらに、制度設計段階での住民関与の有無と手数料との相関も見られた。有料化導入目的及び手数料、制度設計段階での住民関与の有無は相互に作用していると考えられる。また、表10から、手数料に最も大きな影響を与えているのは「手数料に含まれる経費の範囲」であることがわかった。

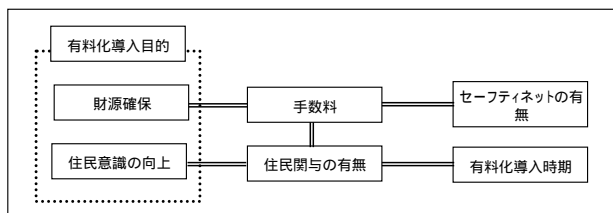


図6 要因間の関連

表10 アイテムレンジ(n=28)

アイテム	レンジ	
手数料に含まれる経費の範囲	97.2252	1位
開始年度	69.1499	2位
諮問開始から実施まで(ヶ月)	60.2492	3位
セーフティネット	53.3020	4位
人口(2006年度)	39.8465	5位
手数料体系	17.8298	6位
住民参加の有無	16.6079	7位

## 5. 結論

### (1) 料金設定プロセスの現状及び問題点(目的1)

料金設定プロセスの現状として以下のことが明らかになった。

- 1) 制度設計において、審議会を活用しているケースは全体の64.5%である(表3)
- 2) 住民関与の方法としては、説明会形式で行われているケースが最も多い(表5)
- 3) 諮問開始から有料化実施までにかかった期間は、平均で15.8ヶ月であった(表6)

料金設定プロセスの問題点として以下のことが明らかになった。

- 1) 審議会の諮問機関が3ヶ月以下と短いケースが51.4%である(図4)
- 2) 制度設計に住民が関与しているケースは3割程度と低い(表4)

### (2) 料金設定根拠の現状及び問題点(目的2)

料金設定根拠の現状として以下のことが明らかになった。

- 1) 収集運搬費用及び処理費用の両方を含むのは区分8~12の19件、29.7%であった(表7)
- 2) 手数料に占める人件費などの項目ごとにかかる費用の平均割合を見ると、人件費が43.3%と大きな割合を占めていた(表8)
- 3) 手数料収入を手数料の設定根拠とは別の使途に使用している市町村等は半数以上であった(表9)

料金設定根拠の問題点として以下のことが明らかになった。

- 1) 手数料の対象となる経費の範囲が、実際の家庭ごみの処理全般に必要な経費の範囲と乖離している(表9)
- 2) 3分の1の市町村等では、必要経費などを考慮せずに手数料が設定されている(表7)

### (3) 要因間の関連(目的3)

要因間の関連として以下のことが明らかになった。

- 1) 住民関与の有無と手数料との相関も見られた
- 2) 有料化導入目的及び手数料、住民関与の有無は相互に作用していると考えられる。
- 3) 住民関与がある方が手数料が高く設定されるという傾向が見られた。

## 6. 今後の課題

手数料設定時のどの段階で手数料収入の使途が決まったのかを調査することで、手数料の設定を「家庭ごみの処理にかかる費用全般から算出する場合」と「手数料収入の使途から算出する場合」のどちらが適しているかを調査することが必要である。

# Research on setting process and basis of charge for household waste

0412015 Masayuki Satake

## Background

The Ministry of the Environment clarified the policy with "It is necessary to attempt promotion of making of the municipal waste processing charged" May 26, 2005.

Moreover, the number of local governments increases that making household waste charged to that have gone out of the consolidation of municipalities based on the Special Mergers Law called a large amalgamation at the Heisei era.

The pay making of the burnable waste of household garbage is executed in local governments of 50% or more according to the investigation of the Ministry of the Environment in 2005 fiscal year. It is thought that the number of cities, towns, and villages of making to charge will increase in addition in the future.

However, the research to refer a process and set grounds (hereafter, realities of the charge setting) of the charge setting in charged making household garbage is not so seen though the case to research the case to compare and to research the charge in charged making household garbage and the effect of the loss in weight of garbage in making to charge is seen.

Then, it is thought that an effective research can be done when making to charge will be examined by paying attention to the realities of the charge setting in the future. Therefore, it is a point under discussion of this research to investigate, and to do the comparison evaluation such as set cities, towns, and villages as for the realities of the charge setting.

## Purpose

Clarify the current state of the charge setting process of the charged making household garbage introduction, the problem, and the improvement.

Clarify the current state of the charge setting grounds when the pay making of household garbage is introduced, the problem, and the improvement.

Researches relations between      and      .

## Method

- 1) Questionnaire of activities of charge for household waste collection in local governments.
- 2) Hearing investigation to activities of charge for household waste collection in local governments.
- 3) Literature and web research.

## Result

When the pay making of household waste, "Commission", "Introduction of making to charge purpose", and "citizen participation" are important factors. "Aim at the commission setting that the commission income becomes enough fiscal resources", "Take resident's opinion positively while making up the system" and "Attempt the improvement of the resident consideration" are An effective par making household waste can be done by three.

Moreover, some problems were clarified in this research.

- 1) On setting process of payment method, many case it is done only in the local government and few time done it with the participation of residents.
- 2) Charge for bin bag is not including cost of garbage collection household waste, cost of disposing of rubbish and cost of making bin bag.
- 3) The local government more than half the number was partially using everything for a purpose of spending money different from set grounds for the purpose of spending money of the commission. It is possible that it is considered that it is easy to lead to the achievement of the purpose of making to charge when the commission is used for the purpose of spending money besides set grounds and doesn't have the meaning by set grounds of the commission.

It is necessary to consider the above-mentioned point.

## 目 次

第一章 序論	1
1-1 本研究の背景	3
1-2 本研究の目的	4
1-3 本研究の意義	4
1-4 本研究の構成	4
1-5 本研究の調査・研究方法	4
1-6 本研究の用語	5
参考文献	
第二章 家庭ごみ有料化とは	7
2-1 はじめに	9
2-2 家庭ごみ有料化とは	9
2-3 家庭ごみ有料化の開始時期	10
2-4 市町村における有料化の導入状況	10
2-5 家庭ごみ有料化に期待する効果	11
2-5-1 発生抑制や再利用の推進	11
2-5-2 公平性の確保	11
2-5-3 住民の意識改革	11
2-5-4 その他の効果	11
2-6 有料化に対する住民の賛否の規定因	12
参考文献	
第三章 家庭ごみ有料化における料金設定プロセス及び設定根拠の現状に関する調査方法	15
3-1 はじめに	17
3-2 調査対象	17
3-3 調査の流れ	17
3-3-1 対象の選定	17
3-3-2 予備調査・電話依頼	17
3-3-3 アンケート票の送付	18
3-3-4 追加ヒアリング	18
3-3-5 分析	18
3-4 アンケート調査	18
3-4-1 調査目的	18

3-4-2 アンケート調査の方法	18
3-4-2-1 調査方法	18
3-4-2-2 調査期間	18
3-4-2-3 回収数・回収率	18
3-4-3 アンケート調査項目	18
3-5 回答市町村等の人口・地域の分布	20

#### 参考文献

第四章 家庭ごみ有料化の現状	23
4-1 はじめに	25
4-2 調査目的と方法	25
4-2-1 調査の目的	25
4-2-2 調査の方法	25
4-3 有料化導入の目的	25
4-4 有料化にかかる条例	26
4-5 指定袋制とシール製	27
4-6 制度変更	27
4-7 セーフティネット	31
4-7-1 セーフティネットの有無	31
4-7-2 セーフティネットの利用者の割合	32
4-8 有料化開始年度	32
4-9 まとめ	32
第五章 アンケート調査による家庭ごみの有料化における料金設定プロセス	35
5-1 はじめに	37
5-2 調査目的と方法	37
5-2-1 調査の目的	37
5-2-2 調査の方法	37
5-3 有料化導入の提案者	37
5-4 制度設計プロセスの関与者	38
5-4-1 制度設計の関与者	38
5-4-2 制度設計段階での住民関与の有無	38
5-4-3 制度設計段階での住民関与の方法	38
5-4-4 制度設計段階での住民関与の回数	39
5-5 制度の提案から実施までにかかった期間	39
5-5-1 平均期間	40



5-5-2	検討開始から答申までにかかった期間	40
5-5-3	答申から制度開始までにかかった期間	41
5-5-4	検討開始から制度開始までにかかった期間	43
5-6	周辺市町村からの影響	44
5-6-1	影響の強さ	44
5-6-2	影響を受けた内容	44
5-7	まとめ・料金設定プロセスの現状及び問題点	45
5-7-1	料金設定プロセスの現状	45
5-7-2	料金設定プロセスの問題点	45
第六章	アンケート調査による家庭ごみの有料化における料金設定根拠	47
6-1	はじめに	49
6-2	調査目と的方法	49
6-2-1	調査の目的	49
6-2-2	調査の方法	49
6-3	指定袋の手数料	49
6-3-1	手数料別の市町村等数	49
6-3-2	超過量方式有料制の手数料	51
6-3-3	二段階方式有料制の手数料	51
6-3-4	超過量方式有料制・二段階方式有料制の実質価格と有料化導入目的	52
6-4	手数料設定の考え方	53
6-5	手数料の対象となる経費の範囲	54
6-5-1	手数料の対象となる経費の範囲	54
6-5-2	収集運搬費用に含まれる範囲	56
6-5-3	処理にかかる費用に含まれる範囲	57
6-5-4	指定袋の製作や流通にかかる費用に含まれる範囲	59
6-5-5	広報や啓発にかかる費用に含まれる範囲	62
6-5-6	その他の項目について	62
6-6	想定したごみ処理費用に占める手数料の割合	62
6-7	手数料の徴収単位	63
6-8	手数料の使途	63
6-9	まとめ・料金設定根拠の現状及び問題点	65
6-9-1	料金設定根拠の現状	65
6-9-2	料金設定根拠の問題点	65
参考文献		

第七章 要因間の関連について	67
7-1 はじめに	69
7-2 調査目的と方法	69
7-2-1 調査の目的	69
7-2-2 調査の方法	69
7-3 有料化導入目的と実質価格の関連	69
7-4 手数料と制度設計段階での住民関与の有無の関連	70
7-5 制度設計段階での住民関与の有無と制度設計に要した時間の関連	71
7-6 有料化開始時期と制度設計段階での住民関与の有無の関連	71
7-7 有料化導入目的と制度設計段階での住民関与の有無の関連	72
7-8 手数料と手数料の使途の関連	73
7-9 手数料とセーフティネットの有無の関連	73
7-10 手数料と手数料設定の考え方の関連	74
7-11 手数料と有料化開始までにかかった期間の関連	74
7-12 数量化1類による手数料の要因分析	74
7-13 まとめ	76
第八章 結論	79
8-1 本研究の結論	81
8-1-1 目的ごとの結論	81
8-1-2 研究全体を通しての考察	84
8-2 今後の課題	85
謝辞	87

## 付 録 目 次

付録1 アンケート票	1
付録2 アンケート回答結果	23
付録3 引用及び参考 web	47

## 図 表 目 次

図 1-1	有料化実施市町村数と有料化割合の推移	3
図 1-2	本研究の方法のフロー図	5
図 2-1	家庭ごみ有料化の 3 方式	9
図 2-2	有料化の導入状況(平成 17 年度)	10
図 3-1	市町村別の市町村等数	20
図 3-2	地域別市町村等数	20
図 3-3	人口別市町村等数	21
図 4-1	有料化導入の目的	25
図 4-2	有料化導入の最大の目的	26
図 4-3	市町村等の手数料徴収方法	27
図 4-4	有料化開始年度	32
図 5-1	有料化導入の提案者	37
図 5-2	料金設定プロセスの概要	39
図 5-3	検討開始から答申までにかかった期間	41
図 5-4	検討開始から答申までにかかった期間と有料化導入年度のクロス集計	41
図 5-5	答申から制度開始までにかかった期間	42
図 5-6	答申から制度開始までにかかった期間と有料化導入年度のクロス集計	42
図 5-7	検討開始から制度開始までにかかった期間	43
図 5-8	検討開始から制度開始までにかかった期間と有料化導入年度のクロス集計	43
図 5-9	周辺市町村からの影響	44
図 6-1	手数料別の市町村等数(グループ間)	50
図 6-2	手数料別の市町村等数(料金体系間)	50
図 6-3	収集運搬にかかる費用に含まれる範囲	56
図 6-4	市町村等ごとの収集運搬費用の内訳	57
図 6-5	処理にかかる費用に含まれる範囲	58
図 6-6	市町村等ごとの処理にかかる費用の内訳	59
図 6-7	指定袋の製作や流通にかかる費用に含まれる範囲	59
図 6-8	市町村等ごとの指定袋の製作や流通にかかる費用の内訳	60
図 6-9	市町村等ごとの手数料の内訳	61
図 6-10	想定したごみ処理費用に占める手数料の割合	62
図 7-1	サンプルスコア	75
図 7-2	カテゴリースコアグラフ	76
図 7-3	要因間の関連	77

表 3-1	調査対象の選定	17
表 3-2	アンケート回収数・回収率	18
表 3-3	アンケート調査内容と項目ごとの回収数	19
表 4-1	有料化に係る条例の区分	26
表 4-2	制度変更の有無	27
表 4-3	制度変更の内容	28
表 4-4	制度変更の具体的内容 1	29
表 4-5	制度変更の具体的内容 2	30
表 4-6	制度変更の理由	30
表 4-7	セーフティネット設置数及び設置率	31
表 4-8	セーフティネット対象者の分類	31
表 5-1	制度設計の関与者	38
表 5-2	制度設計段階での住民関与の有無	38
表 5-3	制度設計段階での住民関与の方法	39
表 5-4	制度設計段階での住民関与の回数	39
表 5-5	検討開始から実施までにかかった期間	40
表 5-6	影響を受けた内容	44
表 6-1	超過量方式有料制の販売価格と実質価格	51
表 6-2	二段階方式有料制の販売価格と実質価格	52
表 6-3	手数料と家庭ごみ有料化導入目的	53
表 6-4	手数料設定の考え方(複数回答可)	54
表 6-5	手数料の対象となる経費の範囲	55
表 6-6	手数料の対象となる経費の範囲(区分 1~7 に集約)	56
表 6-7	収集運搬費用の内訳の平均化	57
表 6-8	処理にかかる費用の内訳の平均化	58
表 6-9	指定袋の製作や流通にかかる費用の内訳	60
表 6-10	手数料の内訳の平均化	61
表 6-11	手数料を手数料に含まれる範囲の全額としない理由	63
表 6-12	手数料の徴収単位	63
表 6-13	世帯ごとの配布枚数	63
表 6-14	手数料収入の用途	64
表 6-15	用途の内訳	64
表 6-16	その他に含まれる内容	64
表 7-1	有料化導入目的と手数料の関連	69
表 7-2	実質価格と有料化目的「財源確保」との関連	70
表 7-3	有料化の最大の目的と手数料の関連	70

表 7-4	実質価格と有料化最大の目的としての「財源確保」との関連	70
表 7-5	制度設計段階での住民関与の有無と手数料の関連	71
表 7-6	制度設計段階での住民関与の有無と手数料の関連 2	71
表 7-7	有料化開始年度と制度設計段階での住民関与の有無の関連	72
表 7-8	有料化導入目的と制度設計段階での住民関与の有無との関連	72
表 7-9	制度設計段階での住民関与の有無と有料化目的「住民意識の向上」との クロス集計	73
表 7-10	手数料とセーフティネットの有無の関連	73
表 7-11	手数料とセーフティネットの有無の関連 2	73
表 7-12	アイテム・カテゴリーの一覧	74
表 7-13	分析精度	74
表 7-14	アイテムレンジ	75

# 第一章 序論



## 第一章 序論

### 1-1 本研究の背景

環境省は2005年5月26日付けで「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の一部を改正し、家庭ごみの減量を推進するため「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」<sup>1)</sup>との方針を明確化した。

また、平成の大合併ともいわれる合併特例法に基づく市町村合併を期に家庭ごみ有料化を実施する市町村も出ている。

平成2005年度の環境省の調査によると全国で1844ある市町村のうち、すでに約1031の市町村(55.9%)で家庭ごみの可燃ごみ有料化が実施されている<sup>2)</sup>。同調査において1998年度以降有料化市町村は50%を超えている(図1-1)。

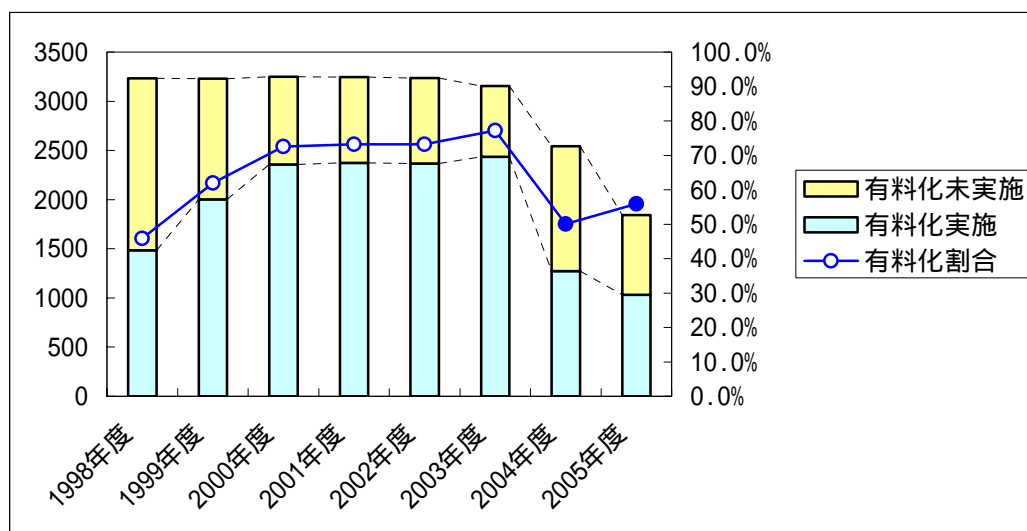


図 1-1 有料化実施市町村数と有料化割合の推移

2003年度以前は処理施設へ直接ごみを搬入する場合等に有料化している市町村を含むものであり、通常のごみの処理を有料化している市町村に限らない。

また、家庭ごみ有料化における料金とごみの減量などの効果について研究している事例<sup>3)4)</sup>は見られるが、家庭ごみ有料化における料金設定のプロセスや設定根拠に言及している研究は見当たらない。さらに、家庭ごみ有料化を実施する市町村は多数あるが、料金設定や料金の徴収方法は様々である。

そこで、料金設定のプロセスや設定根拠に着目することで、これから有料化を検討する際などに有効な研究ができると考えられる。よって料金設定の実態を各設定市町村について調査し、比較評価することが本研究の論点である。



## 1-2 本研究の目的

本研究の目的は、大きく分けて以下の3点である。

目的 1：家庭ごみ有料化導入時の料金設定プロセスの現状及び問題点，改善点を明らかにすること

目的 2：家庭ごみ有料化導入時の料金設定根拠の現状及び問題点，改善点を明らかにすること

目的 3：目的 1 及び目的 2 の要因間の関連を明らかにすること

## 1-3 本研究の意義

これまで、家庭ごみ有料化におけるごみ減量効果などの研究<sup>3)</sup>はなされているが、有料化の導入，特に料金設定プロセス及び設定根拠に焦点を当てた研究は見当たらない。よって、本研究の意義として、家庭ごみ有料化における料金設定プロセス及び設定根拠を明らかにすることで、効果的な有料化の導入の促進に貢献できると考えられる。

## 1-4 本研究の構成

第一章では、本研究の背景や過去の研究例，目的等を述べる。

第二章では、家庭ごみ有料化についての概要を述べる。

第三章では、本研究の調査方法を述べる。

第四章では、アンケート調査から調査対象の家庭ごみ有料化の全体的な概要を述べる。

第五章では、アンケート調査から、家庭ごみ有料化にともなう料金設定プロセスについて現状と課題を明確にする。

第六章では、アンケート調査から、家庭ごみ有料化にともなう料金設定根拠について現状と課題を明確にする。

第七章では、第四章及び第五章，第六章での要因間の関連について明らかにする。

第八章では、結論と今後の課題について述べる。

## 1-5 本研究の調査・研究方法

本研究の調査・研究方法としては以下の3つを行う。詳細については第三章で述べる。

- 1) 家庭ごみ有料化実施市町村等に対するアンケート
- 2) 家庭ごみ有料化実施市町村等に対する追加ヒアリング
- 3) HP や文献などの調査

また，本研究の方法のフローを図 1-2 に示す。

図 1-2 本研究の方法のフロー図

#### 1-6 本研究の用語

- ・ 家庭ごみ有料化：市町村等が一般廃棄物処理についての手数料を徴収する行為を指す。このため、例えば、手数料を上乗せせずに販売される一定の規格を有するごみ袋(指定袋)の使用を排出者に依頼する場合については、「有料化」に該当しない。詳細は2-2で述べる。また、本論中に出てくる「有料化」は家庭ごみ有料化と同義である。
- ・ 一部事務組合等：一部事務組合や広域連合の総称。
- ・ 市町村等：市町村及び一部事務組合等の総称。
- ・ 指定袋：有料化を導入するに当たり、市町村等が指定した有料ごみ袋やシール。特に断りの無い場合は、シールも含まれるものとする。
- ・ 手数料：ごみ袋の販売価格。特に断りの無い場合は、45L 前後の容量の袋・シールの手数料を指す。
- ・ 検討開始時期：諮問が開始された時期を有料化導入の検討開始時期とする。
- ・ 制度開始：指定袋の使用が始まった時期を指す。ここには指定袋の試験的な使用は開始時期には含まない。
- ・ 販売価格：手数料と同意。実質価格と比較する際にこの用語を用いる。
- ・ 実質価格：手数料のうち、超過量方式有料制及び二段階方式有料制での一枚当たりの平均購入価格。
- ・ 料金設定根拠：手数料に含まれる範囲や割合など、手数料設定の理由となるもの。
- ・ 料金設定プロセス：家庭ごみ有料化導入の検討から制度開始までの経緯。
- ・ セーフティネット：有料化を導入する際に設定されることのある補完的措置のひとつ。対象者は一定量の指定袋などを無料で支給されるか、販売額より低額で購入できる。対象は、不可抗力において他者より多量にごみを排出する（乳幼児のいる家庭でのおむつなど）住民や、生活保護世帯などである。

#### <参考文献>

- 1) 環境省：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針  
<<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=6010>>2007\_12\_28
- 2) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課：日本の廃棄物処理  
<[http://www.env.go.jp/recycle/waste\\_tech/ippan/h17/index.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/h17/index.html)>2007\_12\_21
- 3) 碓井健寛：有料化によるごみの発生抑制効果とリサイクル促進効果, 会計検査研究, 27, 245-261, (2003年)
- 4) 山川肇・他：有料化実施時におけるごみ減量の影響要因, 廃棄物学会論文誌, 13(5), 262-270(2002)



## 第二章 家庭ごみ有料化とは



## 第二章 家庭ごみ有料化とは

### 2-1 はじめに

この章では、本研究における家庭ごみ有料化の定義及び家庭ごみ有料化の動向等について記述する。

### 2-2 家庭ごみ有料化とは

本研究においては、次の3点を満たすものを家庭ごみ有料化と定義する。

- 1) 指定袋やシールを用いて、従量制で実質的な処理費用を手数料として徴収している
- 2) 条例により、家庭ごみ有料化を規定している
- 3) 下図 2-1 に示す 3 方式のうち、いずれかの方式で手数料を徴収している

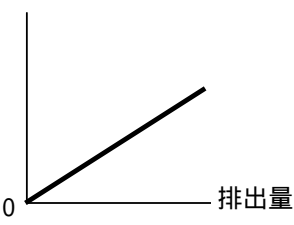
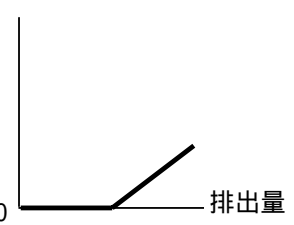
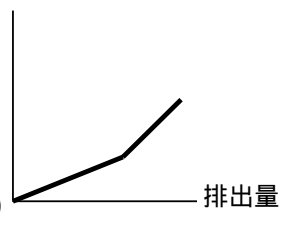
	単純方式有料制	超過量方式有料制	二段階方式有料制
料金体系図	<p>負担額・料金</p>  <p>0 排出量</p>	<p>負担額・料金</p>  <p>0 排出量</p>	<p>負担額・料金</p>  <p>0 排出量</p>
料金体系の仕組み	<p>排出量に応じて、排出者が料金を負担する方式。単位ごみ当たりの料金水準は排出量に関わらず一定である。たとえばごみ袋毎に一定の手数料を負担する場合には、手数料は、ごみ袋一枚当たりの手数料単価と使用のごみ袋の枚数の関となる。(均一従量制)</p>	<p>排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。例えば、市町村が、ごみの排出に必要となるごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入するという仕組みである。</p>	<p>排出量に応じて排出者が手数料を負担するもので、かつ、排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ量当たりの料金水準が引き上げられる方式。(累進従量制)</p>
利点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度が単純でわかりやすい</li> <li>・ 排出者毎の排出量を管理する必要がなく、制度の運用に要する費用が他の料金体系と比べて安価である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出量が多量である場合の料金水準を高くすることで、特に排出量が多量である者による排出抑制が期待できる。</li> </ul>
欠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 料金水準が低い場合には、排出抑制につながらない可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 費用負担が無料となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制するインセンティブ(動機付け)が働きにくい。</li> <li>・ 排出者毎の排出量を把握するための費用(例えば一定の排出量まで使用のごみ袋の配布のための費用)が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出者毎の排出量を把握するための費用が必要となるため、制度の運用に要する費用が増す。</li> </ul>

図 2-1 家庭ごみ有料化の 3 方式<sup>1)</sup>

### 2-3 家庭ごみ有料化の開始時期<sup>2)</sup>

家庭ごみ有料化は、定義により開始時期が異なったものになる。本研究の定義に近いもので言えば、市が家庭ごみ収集から従量制で手数料を徴収することという定義においては、戦前の1944年に開始された名古屋市での従量制有料化が最初である。また、市が有料指定袋制で手数料を徴収することを定義とした場合では、1964～1967年に開始されたのではないかと考えられている。ただし、後者において確認されているのは1967年に開始された千葉県成田市と長崎県諫早市の事例である。後者を定義と考えた場合でも、約40年前には家庭ごみ有料化が始まっていたことになる。

### 2-4 市町村における有料化導入状況

環境省の調査<sup>3)</sup>ではごみ収集手数料について、粗大ごみを除いた場合、収集区分の一部又は全部を有料化している市町村数は、生活系ごみに関しては平成17年度で、1844市町村中1,031市町村(55.9%)(16年度2544市町村のうち1,274市町村(50.1%))、事業系ごみに関しては1844市町村中1,462市町村(79.3%)(16年度2544市町村のうち1,912市町村(75.2%))である(図2-2)。また、図1-1からも見られるように、ごみ収集手数料について、有料化を採用する市町村の割合は年々増加している。

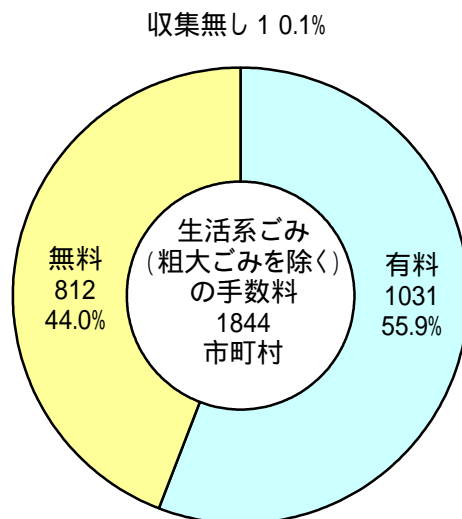


図 2-2 有料化の導入状況(平成17年度)

## 2-5 家庭ごみ有料化に期待する効果<sup>4)</sup>

### 2-5-1 発生抑制や再生利用の推進

一般廃棄物処理を有料化することにより、費用負担を軽減しようとするインセンティブが生まれ、一般廃棄物の排出量の抑制が期待できる。

ごみの排出量の大小は、焼却施設や最終処分場など処理施設の規模や整備時期に大きな影響を与えるものであり、排出量を抑制することが出来れば、整備が必要となる施設の規模は小さく抑えられ、最終処分場の延命化を図ることも可能となる。また、焼却処分量の削減は、温室効果ガスの排出抑制に寄与する。

なお、燃やすごみや燃やさないごみと比較して、資源ごみの手数料を低額水準または無料とし、手数料の料金水準に差をもうけることで、分別の促進及び資源回収量の増加が期待される。

### 2-5-2 公平性の確保

税金のみを財源として実施する一般廃棄物処理事業は、排出量の多い住民と少ない住民とでサービスに応じた費用負担に明確に差が付かない。また、住民登録地と実際の住居が異なるなどの理由により、納税していない市町村の一般廃棄物処理サービスを受けるという不公平も懸念される。排出量に応じて手数料を徴収することで、より費用負担の公平性が確保できる。

### 2-5-3 住民の意識改革

一般廃棄物の排出に手数料を設定していない場合には、ごみの排出と費用負担の時期、及び排出量と負担額が一致していないために、排出抑制の経済的インセンティブが弱い。

有料化の導入によって一般廃棄物の排出機会や排出量に応じて費用負担が発生することになり、また市町村が住民に対する一般廃棄物処理費用等に関する説明の必要性も増大するため、住民が処理費用を意識し、ごみ排出に係る意識改革につながることを期待される。その結果、最終的には、簡易包装製品や詰替製品など廃棄物の発生が少ない商品の選択や不要不急の商品購入の抑制、製品の再使用の促進などの発生抑制効果が期待される。

### 2-5-4 その他の効果

一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進により焼却処理量や最終処分量が減量されることで、環境負荷及び収集運搬費用や処理費用の低減が期待される。また、手数料収入を分別収集及びリサイクル実施に係る費用や集団回収への助成など、廃棄物関連施策の財源に充てることで、循環型社会の構築に向けた一般廃棄物に係る施策の充実が期待できる。



## 2-6 有料化に関する新聞記事

朝日商用検索サービス「聞蔵」を用い、朝日新聞の2007年1月から2008年1月までの家庭ごみ有料化に関する記事を「ごみ」「有料化」の2つから検索したところ、145件がヒットした。2008年1月は15件の記事があり、家庭ごみの有料化導入についてかかれたものは、山口県周南市<sup>5)</sup>をはじめとする3件であった。一方で、青森県青森市では住民等の反対により有料化導入が先送りとなったという記事<sup>6)</sup>もみられた。また、15件のうち最も多かったのが、東京都府中市<sup>7)</sup>をはじめとする、選挙に関する記事であった。選挙に関する記事は7件とほぼ半数にのぼり、有権者が家庭ごみの有料化に高い関心を持っていることもうかがえる。

## 2-7 有料化の法的根拠

家庭ごみ有料化において、市町村等での条例の制定が必要となる。条例の法的根拠として、現在環境省は地方自治法<sup>8)</sup>第227条を法的根拠としている。同法227条には「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」と規定されている。

なお、同法227条の「特定の者に対し」という部分から「市民全員に指定袋での排出を義務付けて収集・処理するような清掃事務は、市民の中の特定のものの利益のための事務ではなく、そのものからの要求に基づき必要となった事務ではないことから、手数料を徴収し得ないことになる」<sup>9)</sup>といった反論がなされる事がある。逆に「ごみ処理は市町村の事務であり、ごみ処理を要する各住民のために行われるものであるから、特定の者のためにするものとして、手数料を取ることは可能であると思われる。」<sup>10)</sup>といった主張がなされる場合もあり、現在も議論がなされている。

## 2-8 有料化に対する住民の賛否の規定因<sup>11)</sup>

家庭ごみ有料化実施に当たっては、住民の合意形成が不可欠と考えられる。有料化導入に対する住民の賛否の規定因として、賛成には環境全体に有効であるという社会的意義の認識が大きな効果があり、反対には経済的負担感と税への意識がそれぞれ独立に影響していることが確認されている。

反対の規定因が強く作用した場合、有料化導入後の不法投棄の増加などの悪影響が懸念される。このことから、有料化導入において住民への対応が重要になると考えられる。有料化導入と住民への対応については、第五章及び第七章で述べる。

<参考文献>

- 1) 落合由起子：家庭ごみ有料化による減量化への取り組み - 全国 533 都市アンケートと自治体事例の紹介 - ,pp.13-15,ライフデザイン研究所(1996)
- 2) 山川肇：ごみ有料化の開始時期についての一考察,都市清掃,274(59),550-558 ( 2006 )
- 3) 環境省：一般廃棄物処理事業実態調査の結果（平成 17 年度実績）について  
< <http://www.env.go.jp/recycle/waste/ippan.html> > ,2007-04-16
- 4) 環境省廃棄物リサイクル対策部：一般廃棄物処理有料化の手引き（緊急特集 3R 対応処理システムの決定版),都市と廃棄物,37(8),40-53(2007)
- 5) 朝日新聞(山口),2008-01-16,朝刊 22 面
- 6) 朝日新聞(青森),2008-01-22,朝刊 31 面
- 7) 朝日新聞(東京),2008-01-28,朝刊 33 面
- 8) 総務省：地方自治法<<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO067.html>>,2008-02-15
- 9) 熊本一規：家庭ごみの有料化は法的に問題は無いのか!?,月刊廃棄物,31(11),30-33,(2005)
- 10) 福土明：ごみ処理有料化に関する条例の考え方  
<<http://houmu.h-chosonkai.gr.jp/siryokan/fukusisi%20jissenjyourei%206.htm>>,2008-02-15
- 11) 安部晃士：家庭ごみ有料化に反対する住民の意識,廃棄物学会研究発表会講演論文集,17 (分冊 1),90-91(2006)



## 第三章

### 家庭ごみ有料化における料金設定プロセス 及び設定根拠の現状に関する調査方法



### 第三章 家庭ごみ有料化における料金設定プロセス及び設定根拠の現状に関する調査方法

#### 3-1 はじめに

この章では、本研究における調査方法を述べる。

#### 3-2 調査対象

本研究では市町村の有料化制度の設計から実施までの活動を対象とするため、市町村と共同で有料化を実施している場合は一部事務組合等も対象に含め、市町村及び一部事務組合等までを調査対象とした。

また、市町村等より業務委託を受けている業者は、有料化制度の設計には関与していないため、対象には含めない。

#### 3-3 調査の流れ

##### 3-3-1 対象の選定

対象の選定には、山谷の先行研究<sup>1)2)</sup>を使用する。これらのうち有料化実施市町村とされている対象を、「超過量方式有料制もしくは二段階方式有料制、もしくは単純方式有料制かつごみ袋1袋の料金が150円以上」のAグループと「単純方式有料制かつ、ごみ袋1袋の料金が1円～149円まで」のBグループに分類する。Aグループについては対象が少数のため、全数である62件の市町村を対象とする。また、Bグループについては、Aグループと同数になるようランダムで62件を抽出した(表3-1)。尚、Bグループの抽出については、有料化導入年度や人口などによる重み付けを行うかを検討したが、どの要素が直接的な要因かを予測できないため、単純にランダムで抽出した。

表 3-1 調査対象の選定

	料金		対象の選定	
	～149円	150円～		
単純方式有料制	905	10	62件をランダム抽出	Bグループ
二段階方式有料制	44		全数調査(62件)	Aグループ
超過量方式有料制	8			

##### 3-3-2 予備調査・電話依頼

抽出した124件に対し、2007年8月～9月に電話でアンケートの依頼及び予備調査を行った。まず、予備調査により、家庭ごみ有料化を市町村と一部事務組合等のどちらが主体となって行っているかを尋ねた。市町村が主体となっている場合は、市町村のみにアンケートの依頼を行った。一部事務組合等が主体となっている場合には、市町村だけでなく一部事務組合等に対してもアンケートの依頼を行った。そして、電話で承諾をいただいた115件の市町村及び10件の一部事務組合等を対象とすることとした。

### 3-3-3 アンケート票の送付

3-3-2 で承諾を得た 115 件の市町村及び 10 件の一部事務組合等に対しアンケートを送付した。

### 3-3-4 追加ヒアリング

アンケート回答者に対し，特殊な事例で確認が必要と判断した場合や市町村と一部事務組合等の間で回答の食い違いがあった場合，回答内容に矛盾があった場合，必要に応じて追加調査及び回答内容の確認を行った。

### 3-3-5 分析

アンケート調査及びヒアリングの結果を基に，単純集計及びクロス集計，相関分析を行った。

## 3-4 アンケート調査

### 3-4-1 調査目的

調査目的は第一章 1-2 研究の目的を参照。

### 3-4-2 アンケート調査の方法

#### 3-4-2-1 調査方法

3-3-2 で承諾を得た 125 件に対し調査票(付録 1 参照)を，郵送もしくは電子メールによって送付し，回収を行った。

#### 3-4-2-2 調査期間

2007 年 9 月～10 月

#### 3-4-2-3 回収数・回収率

回収数及び回収率を表 3-2 に示す。全体としては 60.8%の回収率であった。

表 3-2 アンケート回収数・回収率

	送付	回収	回収率
自治体	115	68	59.1%
一部事務組合等	10	8	80.0%
合計	125	76	60.8%

### 3-4-3 アンケート調査項目

アンケートの内容，回答，項目ごとの回収数について表 3-3 に示す。また，アンケート票は付録 1 アンケート調査票に示す。

表 3-3 アンケート調査内容と項目ごとの回収数

アンケート内容		回答方法		回答数
有料化全般に関する事項				
1	家庭ごみ処理の主体について	選択式	単数回答	n=68
2	一部事務組合等の構成自治体	記述式	-	n=43
3	他の構成自治体の有料化状況	選択式	単数回答	n=45
4	手数料の徴収方法	選択式	複数回答	n=67
5	有料化に関する条例の名称	記述式	-	n=64
6	有料化条例の区分	選択式	単数回答	n=62
7	条例の記載内容	選択式	複数回答	n=64
料金設定プロセスに関する事項				
8	プロセスへの参加者	選択式	-	n=52
9	導入の提案者	選択式	単数回答	n=60
10	制度提案や有料化導入の時期	記述式	-	n=45
11	周辺自治体からの影響	選択式	単数回答	n=65
12	影響を受けた内容	選択式	単数回答	n=30
13	有料化導入目的	選択式	複数回答(うち最大の目的を1つ選択)	n=65,63
14	制度検討時の資料保存	選択式	単数回答	n=61
15	制度変更の有無	選択式	単数回答	n=64
16	制度変更の内容	選択式及び記述式	複数回答	n=42
17	変更の理由	選択式	複数内容	n=40
18	提案から実施までの経緯	記述式	-	n=44
料金設定の根拠に関する事項				
19	指定袋の販売額及び販売枚数	記述式	-	n=58
20	人口の推移	記述式	-	n=61
21	料金体系	選択式	単数回答	n=69
22	手数料	記述式	-	n=65
23	超過量方式有料制・二段階方式有料制の対象把握及び配布量	記述式	-	n=27
24	超過量方式有料制・二段階方式有料制の実質負担額	記述式	-	n=25
25	セーフティネットの設置	記述式	-	n=59
26	セーフティネットの内容	記述式	-	n=29
27	セーフティネットの影響	選択式	単数回答	n=27
28	セーフティネットの利用率	記述式	-	n=25
29	家庭ごみ処理事業が直営か委託か	選択式	単数回答	n=65
30	手数料設定の考え方	選択式	複数回答	n=66
31	手数料に含まれる経費の範囲	選択式	複数回答	n=64
32	手数料に含まれる経費の範囲の割合	記述式	-	n=36
33	手数料を全額負担としない理由	選択式	複数回答	n=46
34	手数料の設定に用いた設定根拠	記述式	-	n=21
35	手数料に含まれる経費の範囲の具体的内容	記述式	-	n=26
36	手数料の用途	記述式	-	n=48
37	アンケートに関する意見・感想	-	-	-



### 3-5 回答市町村等の人口・地域の分布

アンケート調査に回答のあった市町村等の人口や地域の分布を図 3-1 及び図 3-2 に示す。また、いくつかの市町村等では共同で取り組みが行われているため、重複する市町村の回答を一部事務組合等の回答に集約し 1 件としている。

市町村等ごとにみると、市からの回答が多くなっている。

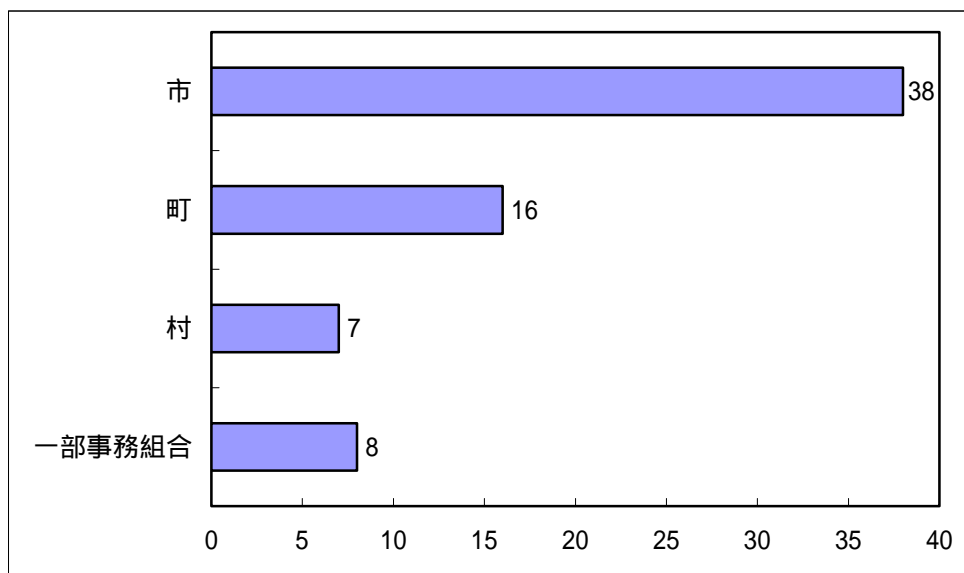


図 3-1 市町村別の市町村等数(n=69)

地域別に見ると、回答が多い市町村等は信越・北越，九州，北海道，近畿の順となっている。四国が少ないが，その他の地域で大きな偏りは見られなかった。

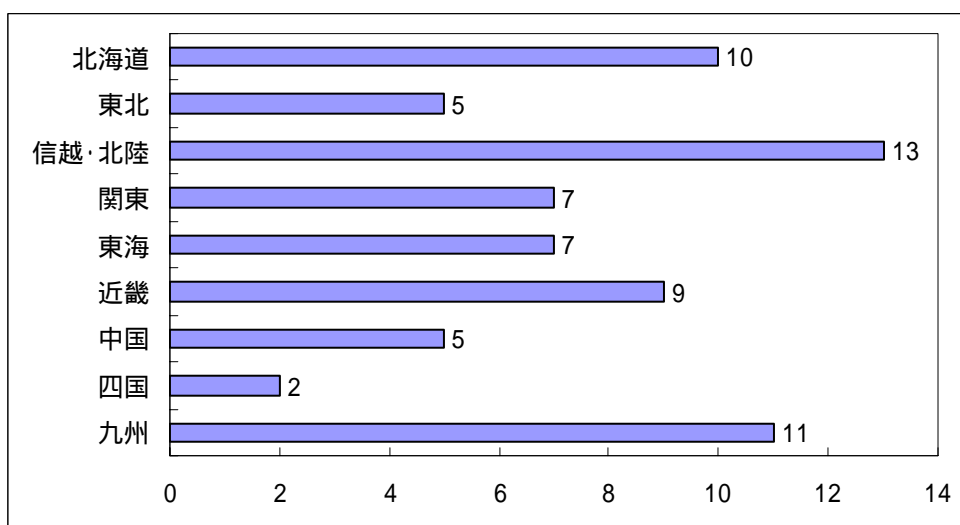


図 3-2 地域別市町村等数(n=69)

次に、人口を2万人単位で分類した(図3-3)。2万人未満の市町村等が最も多かった。

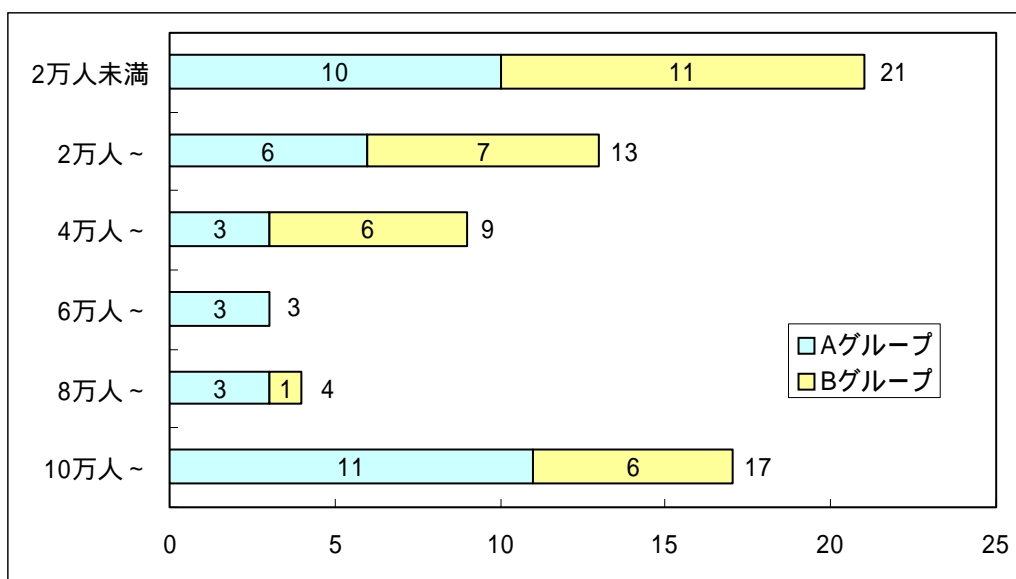


図3-3 人口別市町村等数(n=69)

<参考文献>

- 1) 山谷修作：都道府県内町村の家庭ごみ有料化状況調査（2006年10月実施）  
<<http://www2.toyo.ac.jp/~yamaya>>2006\_10\_26>2007-02-07
- 2) 山谷修作：全国都市家庭ごみ有料化状況の県別・市別集計（2006年10月現在）  
<<http://www2.toyo.ac.jp/~yamaya>>2006\_10\_26>2007-02-07



## 第四章 家庭ごみ有料化の現状



## 第四章 家庭ごみ有料化の現状

### 4-1 はじめに

この章では、第三章で記述した調査方法によって得られた調査結果に基づき、調査対象の家庭ごみ有料化導入における基礎的なデータについて記述する。

### 4-2 調査目的と方法

#### 4-2-1 調査の目的

本章の目的は、家庭ごみ有料化における基本的条件の現状把握と比較を行うことである。

#### 4-2-2 調査の方法

第三章で述べたアンケートによる調査で得たデータを、単純集計及びクロス集計を行い、現状を明らかにする。そして、3-3-5 分析方法に従い、比較を行う。

### 4-3 有料化導入の目的

家庭ごみ有料化の導入目的を最初に選択式（複数回答可）で答えてもらい、その後家庭ごみ有料化導入における最大の目的を選択式（単数回答）で回答してもらった。それぞれの結果を図 4-1 及び図 4-2 に示す。

有料化の目的として「ごみ減量」を挙げた市町村等が 58 件で最も多かった。次いで多かったのが「住民意識の向上」、「リサイクルの促進」であった。その他の意見としては、施設の立替や延命、ごみ分別の徹底などが挙げられた。

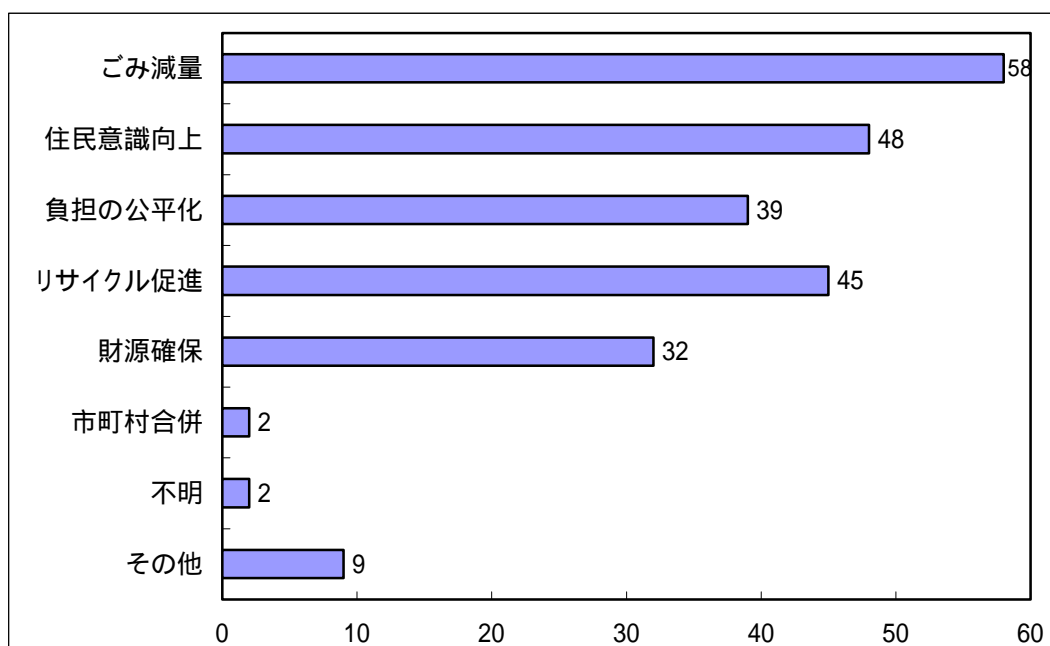


図 4-1 有料化導入の目的 (n=65)

有料化導入最大の目的においても、「ごみ減量」と答えた市町村等が最多で36件(57.1%)であった。しかし、図4-1で回答が多かった、「住民意識の向上」や「リサイクルの促進」を最大の目的としてあげた市町村は、それぞれ5件(7.9%)、1件(1.6%)と回答は少なかった。このことから、「住民意識の向上」や「リサイクルの促進」は副次的な目的であることがわかる。

有料化導入最大の目的で2番目に多い回答は「財源確保」(10件, 15.9%)、3番目が「住民負担の公平化」(6件, 9.5%)であった。

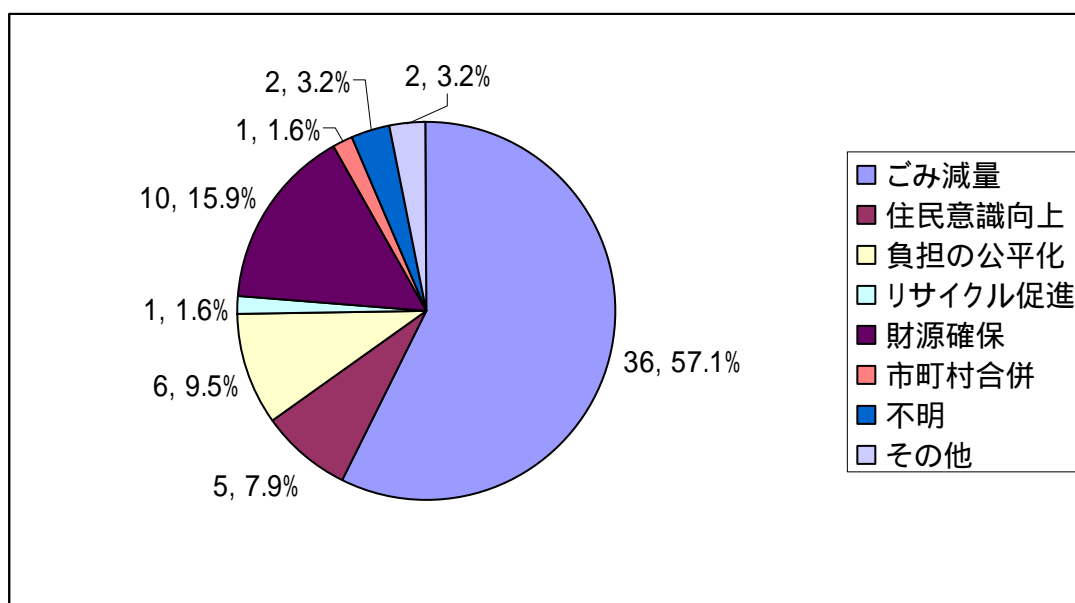


図 4-2 有料化導入の最大の目的 (n=63)

#### 4-4 有料化にかかる条例

有料化に関する条例を選択式(単数回答)で回答してもらった。結果を表4-1に示す。家庭ごみ有料化に関する条例の多くは、廃棄物処理条例において規定されていることがわかった。少数ではあるが手数料条例において規定されている。また、区分4「その他の条例」の回答のうち2件は、一部事務組合等からの回答で、「条例は、市町村が策定している」との回答であった。

表 4-1 有料化に係る条例の区分 (n=61)

区分	手数料の種類	件数
1	手数料条例	5
2	廃棄物処理条例	53
3	基金の設置に関する条例	0
4	その他の条例	3
5	不明	0

#### 4-5 指定袋制とシール制

家庭ごみ有料化において、指定袋制もしくはシール制を利用する人が多い。シール制は指定袋制に比べ製作や流通、保管にかかるコストが低く抑えられるというメリットがある。逆に、シール制では排出されたごみ袋のサイズがシールのサイズと合っているかがわかりにくいというデメリットがある。このような点から、市町村が指定袋制とシール制のどちらを採用しているかを調べた。結果を図 4-3 に示す。指定袋を採用している市町村等が 44 件で最も多かった。また、指定袋制とシール制を併用している市町村等が 13 件で 2 番目に多かった。

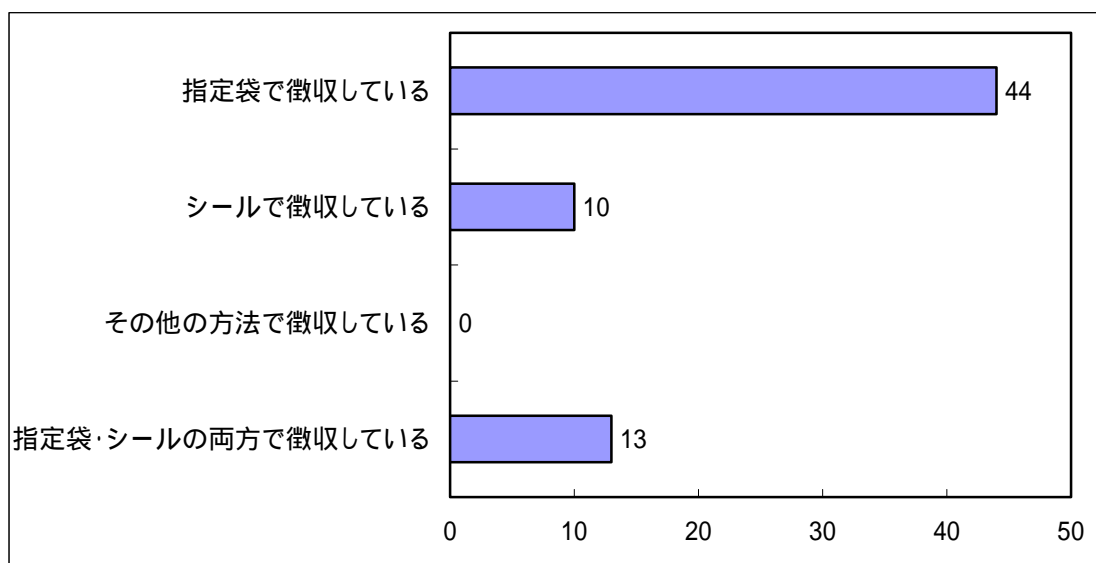


図 4-3 市町村等の手数料徴収方法 (n=67)

#### 4-6 制度変更

有料化の制度開始から現在までに、何らかの制度変更を行っているかどうかを調べた。アンケートでは、まず制度変更の有無を選択式（単数回答）で回答してもらい、次の設問では制度変更がどのような種類のものかを選択式（複数回答可）で答えてもらった。さらに、次の設問で制度変更の具体的な内容を答えてもらった。まず、制度変更の有無について表 4-3 に示す。制度変更があったと答えたのは、41 件（63.1%）であった。

表 4-2 制度変更の有無 (n=65)

	件数	割合
あり	41	63.1%
なし	24	36.9%

次に表 4-2 での制度変更がどのような種類のものであったかを、表 4-3 に示す。変更内容として最も多かったのは区分 1「料金」の変更であることがわかった。次に多いのは区分 3「指定袋やシールのサイズ変更」であった。また、区分 2「料金体系」と回答した市町村等は見られなかった。



表 4-3 制度変更の内容 (n=41)

区分	項目	件数	割合
1	料金	23	56.1%
2	料金体系	0	0.0%
3	袋のサイズ	15	36.6%
4	販売体系	3	7.3%
5	収集方法	2	4.9%
6	セーフティネット	4	9.8%
7	資源ごみ	6	14.6%
8	不明	0	0.0%
9	その他	11	26.8%

アンケートにおいて、制度変更の具体的な内容を記述してもらった。回答を表 4-4 及び表 4-5 に示す。尚、表 4-4 及び表 4-5 の区分は表 4-3 と対応している。また、無料配布分に対する記述が多かったため、無料配布分に関する記述は新たに区分を作成した。

区分 1「袋の料金」に関しては、値上げについての回答が多かったが、値下げに関する回答も見られた。区分 3「袋のサイズ」では、サイズの多様化を行っているという内容の回答が多かった。特に、小さいサイズの追加を行っている例が多く見られた。区分 4「販売体系」では、販売窓口を行政からスーパーやコンビニに変更するという回答であった。これは、実質的には販売経路の拡大であると考えられる。また、区分 7「資源ごみ」では、分別品目の増加という回答が多かった。これは、更なるごみ減量やリサイクルの推進を狙ったものであると考えられる。区分 9「その他」では、報奨制の廃止や粗大ごみの有料化といった回答が見られた。また、「無料配布」の区分では、配布枚数の削減や配布対象の細分化といった回答が多かった。

表 4-4 制度変更の具体的内容 1 (n=41)

区分	大分類	小分類	記述内容
1	料金	値上げ	料金の値上げ 現在は10%当たり20円 料金の引き上げ 直接(持ち込み)ごみの値上げ 値上げ 40L 60円 80円 20L 30円 60円 可燃ごみ袋大30円 45円、中20円 30円、小15円 20円に値上げ 平成16年度からごみ袋の販売価格を15円/枚から50円/枚に値上げした。 消費税相当分値上げ 料金の値上げ
		値下げ	プラごみ袋の半額 (大)20円/枚 10円/枚、(小)17円 10円 (紙袋から透明袋への変更に伴い、製造にかかる実質相当分が低くなったため) 大(45L)945円 630円、中(30L)630円 420円、小(15L)315円 210円、各一袋10枚入り
		その他	ごみ袋の値段を改正(無料分) ごみ袋の料金の変更 合併前は各市町村で料金が異なっていた為、将来の住民負担のあり方について、住民の意見を聞き決定。
3	袋のサイズ	サイズの追加	可燃ごみ袋(生ごみ)の大きさの種類追加(10% 小小袋の追加) 当初の20%、40%、60%に加え10リットルを新設 住民の要望による小サイズの追加 20L袋、30L袋の選択制の導入 ごみ袋のサイズの追加 燃やせるごみ袋 極小サイズ(10L) もやせないごみ 小サイズ(10L) プラスチック容器包装用ごみ袋 大・中・小 可燃ごみ袋の大と小を導入 袋のサイズと無料配布枚数を統一 袋のサイズを増やした。(大、中、小のほかに極小を追加) 袋の容量の変更
		材質・形状の変更	指定ごみ袋の形状変更(結び目など 使いやすく) 袋の形の変更 ごみ袋の材質変更
4	販売体系	販売所の変更	販売窓口を市役所からスーパーなどの取扱店だけで行うようにした 自治体主体 スーパー・コンビニ等へ
6	セーフティネット	導入	乳児用無料シールの導入 福祉加算配布、乳幼児加算配布制度の導入
		配布枚数の追加	多人数世帯、紙おむつ使用世帯に対する指定袋購入チケット枚数の追加

表 4-5 制度変更の具体的内容 2 (n=41)

区分	大分類	小分類	記述内容
7	資源ごみ	分別の変更	容器包装リサイクル法の適用品目の追加による変更 資源リサイクルの開始(びん類、缶類、紙類、ペットボトル、プラスチック類) ごみ分別の変更(可燃、不燃)、新たなごみ袋の追加(プラスチック) リサイクル袋の追加 資源ごみ収集にペットボトルを追加 缶・ビン・ペットボトル等分別品目増 平成16年度からプラスチック製容器包装の分別収集を開始
9	その他	その他	収集日の変更(不燃、プラスチック) 報奨制度の廃止 処理施設の変更(プラスチック) 定額制から従量制へ移行 大型ごみ収集の有料化 粗大ごみの有料化 一般廃棄物のうち、家庭ごみと事業ごみを分ける 剪定枝の透明袋使用又は、結束等による排出を可能にした。 粗大ごみシールの導入
-	無料配布	削減	単身者無料処理券の廃止 一般家庭、公共施設等の無料配布の中止 指定ごみ袋購入チケット世帯辞任別配布枚数の変更(削減) シールの無料配布枚数の変更を行った
		配布対象の変更	世帯人数に応じて基準枚数を細分化 無料配布枚数の変更(配布枚数の削減・配布枚数区分の細分化) 無料配付枚数の変更、配付基準世帯区分の変更
		その他	袋のサイズと無料配布枚数を統一

制度変更の理由を選択式(複数回答可)で回答してもらった。制度変更の理由を表 4-6 に示す。もっとも多い回答は区分 7「財政負担を軽減させるため」であった。また、区分 1「市町村合併に伴う調整のため」という意見も 7 件見られた。

表 4-6 制度変更の理由 (n=40)

区分	項目	件数
1	市町村合併に伴う調整のため	7
2	廃棄物処理計画の目標達成が現行制度では困難なため	4
3	他の自治体との整合をとるため	4
4	十分なごみの減量効果が得られなかったため	7
5	リバウンド対策のため	3
6	新たな施策を実施するため	4
7	財政負担を軽減させるため	14
8	わからない	1
9	その他	17

#### 4-7 セーフティネット

##### 4-7-1 セーフティネットの有無

セーフティネットの設置について調べた。アンケートではセーフティネットの有無を選択式（単数回答）で回答してもらい、セーフティネットがあると回答した場合はセーフティネットの対象者を選択式（複数回答可、一部記述式）で答えてもらった。クロス集計の結果を表 4-7 に示す。有効回答が全体で 59 件あり、セーフティネットの設置率は 49.2% でほぼ半数であった。クロス集計で見ると、A グループと B グループの間で大きな差が見られた。A グループではセーフティネットの設置率が 69.7% と高いのに対し、B グループでは 23.1% と低い結果になった。これは、A グループの超過量方式有料制及び二段階方式有料制は制度上、対象世帯の把握が単純方式有料制よりも容易であるためではないかと考えられる。また、単純方式有料制においても、手数料を高く設定している市町村ほどセーフティネットの必要性を感じているためではないかと考えられる。手数料とセーフティネットの有無の関連は 7-9 で述べる。

表 4-7 セーフティネット設置数及び設置率 (n=59)

		Aグループ	Bグループ	計
あり	件数	23	6	29
	割合	69.7%	23.1%	49.2%
なし	件数	10	20	30
	割合	30.3%	76.9%	50.8%
合計		33	26	59

次に、セーフティネットの対象者を表 4-8 にまとめた。全体では、乳幼児のいる家庭及び要介護者のいる家庭に対してセーフティネットを設置している市町村等が最多であった。しかし、母数が A グループの方が非常に多いことに注意が必要である。

グループ間を見てみると、A グループと B グループの間に差が見られた。A グループでは、幼児のいる家庭及び要介護者のいる家庭に対してセーフティネットを設置している市町村等が最多であった。B グループでは生活保護世帯に対してセーフティネットを設置している市町村等が多かった。セーフティネットの対象を設定する際に、A グループでは多量に排出する住民を想定し、B グループでは有料制導入による新たな負担が困難な住民を想定するといった傾向があるのではないかと考えられる。

表 4-8 セーフティネット対象者の分類 (n=29)

		生活保護世帯	乳幼児	介護	その他
Aグループ	件数	6	16	16	5
	設置割合	26.1%	69.6%	69.6%	21.7%
Bグループ	件数	5	1	1	1
	設置割合	83.3%	16.7%	16.7%	16.7%
全体	件数	11	17	17	6
	設置割合	37.9%	58.6%	58.6%	20.7%

#### 4-7-2 セーフティネットの利用者の割合

セーフティネットの利用者の人口に占める割合を調べた 20 件の有効回答全てが 10% 以下であった。また、16 件が 3% 以下であった。人口に占めるセーフティネットの利用者の割合は全体として非常に低いと言える。

#### 4-8 有料化開始年度

有料化開始年度を調べた。アンケートでは有料化開始年と月を回答してもらい、それを 5 年ごとに分類し図 4-4 にまとめた。「2001 年度以降 2005 年度まで」に有料化を開始した市町村等が最も多かった。また、1985 年度以前に有料化を導入している市町村等は 10 件であった。

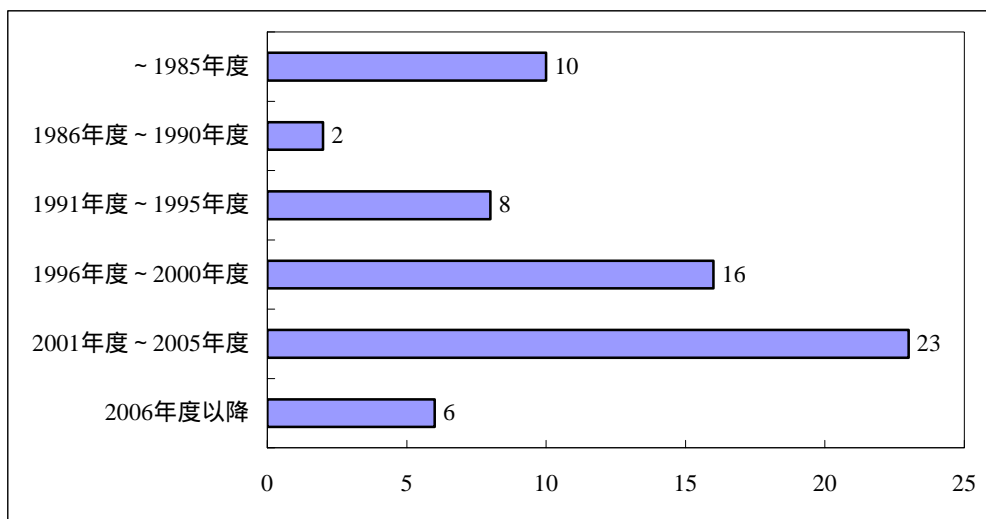


図 4-4 有料化開始年度(n=65)

#### 4-9 まとめ

有料化の目的として「ごみの減量」を挙げた市町村等が最も多かった。次いで多かったのが「住民意識の向上」、「リサイクルの促進」であった。有料化導入最大の目的においても、「ごみの減量」と答えた市町村等が最多であった。しかし、有料化の目的として回答が多かった、「住民意識の向上」や「リサイクルの促進」を最大の目的としてあげた市町村等は少なかった。このことから、「住民意識の向上」や「リサイクルの促進」は副次的な目的であることがわかる。また、有料化導入最大の目的で 2 番目に多い回答は「財源確保」で、3 番目が「住民負担の公平化」であった。

家庭ごみ有料化に関する条例の多くは、廃棄物処理条例において規定されていることがわかった。

指定袋制とシール制では、指定袋を採用している市町村等が多かった。また、指定袋制

とシール制を併用している市町村等も多かった。

有料化導入以降に料金変更など、何らかの制度変更を行っているかどうかを調べた。制度変更があったと答えた市町村等は半数以上に上ることがわかった。変更内容として最も多かったのは手数料(料金)の変更であることがわかった。また、袋の料金に関しては値上げについての回答が多かったが、値下げに関する回答も見られた。次に多いのは指定袋やシールのサイズ変更で、サイズの多様化を行っていることがわかった。特に、小さいサイズの追加を行っている例が多く見られた。

セーフティネットの対象者としては、乳幼児のいる家庭及び要介護者のいる家庭に対してセーフティネットを設置している市町村等が最多であった。



## 第五章

### アンケート調査による家庭ごみの有料化に おける料金設定プロセス





## 第五章 アンケート調査による家庭ごみ有料化における料金設定プロセス

### 5-1 はじめに

この章では、第三章で記述した調査方法によって得られた調査結果に基づき、家庭ごみ有料化における有料化導入の提案から実施までのプロセスについて明らかにする。

### 5-2 調査目的と方法

#### 5-2-1 調査の目的

本章の目的は、家庭ごみ有料化における料金設定プロセスの現状把握と比較を行うことである。

#### 5-2-2 調査の方法

第三章で述べたアンケートによる調査で得たデータを、単純集計及びクロス集計を行い、現状を明らかにする。そして、3-3-5 分析方法に従い、比較を行う。

### 5-3 有料化導入の提案者

有料化導入の提案者について、単純集計結果を図 5-1 に示す。

有料化導入の提案者として市町村の直接的に関係する部署が 24 件と最多であった。また、首長が提案者となるケースが 9 件と 2 番目に多かった。首長は、家庭ごみ有料化導入は住民に新たな負担を強いるとの印象を住民に与えるため、有料化導入を積極的には推進しないと予想していたが、それとは逆の結果となった。一部に住民からの意見という回答も見られた。

その他の意見の中には、「廃棄物減量等推進審議会からの意見」といった諮問機関からの提案や住民からの意見も見られたが、少数であった。

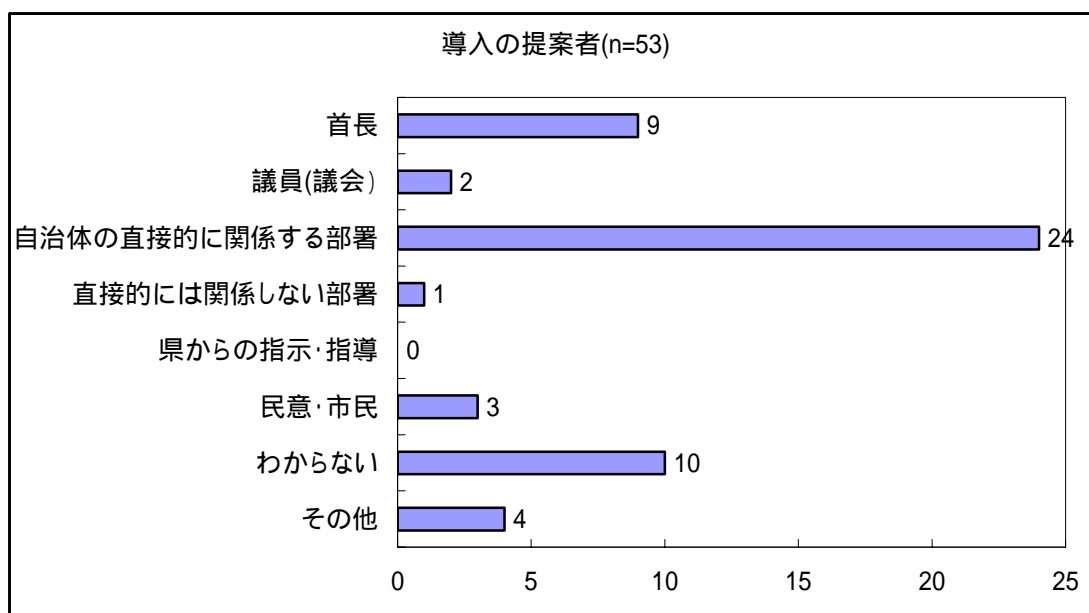


図 5-1 有料化導入の提案者(n=53)

## 5-4 制度設計プロセスの関与者

### 5-4-1 制度設計の関与者

有料化の導入に際し、料金設定プロセスにどのような立場の人が関わったかを調べた。ここでは、条例制定までの流れを記述してもらい、それを基に表 5-1 のように分類した。

回答を整理した結果、区分 2「市町村等の担当部署・審議会・議会」という組み合わせがもっとも多く、全体の 4 割強を占めた。区分 1「市町村等の担当部署と議会」の 2 者による制度設計のケースが 14 件で 26.9%と予想以上に多かった。この場合、制度が決定後に、はじめて制度の詳細が住民の目に触れることになると考えられる。

また、議会は条例の制定以外の詳細な制度設計には関与しないケースが多いことがわかった。

表 5-1 制度設計の関与者(n=52)

区分	分類	件数(件)	割合(%)
1	部署・議会	14	26.9%
2	部署・審議会・議会	22	42.3%
3	審議会・議会	0	0.0%
4	部署・住民・議会	4	7.7%
5	部署・住民・審議会・議会	12	23.1%
6	その他	0	0.0%
合計		52	100.0%

### 5-4-2 制度設計段階での住民関与の有無

表 5-1 のうち住民が制度設計段階で何らかの関与をしたケース(区分 4 及び区分 5)と関与が無いケース(区分 1~3)を表 5-2 に分類した。制度設計段階で住民関与のあったケースは 30.8%であった。制度設計段階での住民関与の有無とその他の要因間の関連は第七章に示す。なお、ここでの住民関与には条例制定後の住民説明会などは住民の関与に含めていない。

表 5-2 制度設計段階での住民関与の有無(n=52)

区分	項目	件数(件)	割合(%)
1	あり	16	30.8%
2	なし	36	69.2%

### 5-4-3 制度設計段階での住民関与の方法

さらに、表 5-2 で「あり」に分類された 16 件の市町村等では、どのような形で住民が関与したかを回答欄に記述されていた名称をもとに、5 つに分類し表 5-3 にまとめた。

関与の方法としては住民説明会が 9 件で最も多く、制度設計段階で住民関与があった市町村等全体の 52.9%で実施されていた。そのほかでは、パブリックコメントが 23.5%と予想よりも低い結果となった。

表 5-3 制度設計段階での住民関与の方法(n=16)

区分	項目	件数(件)	割合(%)
1	住民説明会	9	52.9%
2	意見交換会・懇話会・公聴会	4	23.5%
3	パブリックコメント	4	23.5%
4	アンケート・意識調査	3	17.6%
5	モデル自治会・地域	1	5.9%

#### 5-4-4 制度設計段階での住民関与の回数

各市町村等で制度設計段階での住民関与の方法が単数か複数かを表 5-4 にまとめた。全体の 31.3%が複数の方法で住民が制度設計に関与できるようになっていた。また、ある市町村では表 5-3 の区分 2「意見交換会・懇話会・公聴会」を制度の設計段階ごとに 2 度に分けて行うなど、同じ方法を複数回行う事例も見られた。

表 5-4 制度設計段階での住民関与の回数(n=16)

区分	項目	件数(件)	割合(%)
1	1種類のみ	11	68.8%
2	複数の方法がある	5	31.3%

#### 5-5 制度の提案から制度開始までにかかった期間

有料化導入の検討開始から制度開始までに要した期間を調べた。アンケートでは、導入の提案があった時期、諮問が開始された時期、答申された時期、条例案が提出された時期、有料化が開始した時期の西暦及び月を回答してもらい、以下の 3 つの期間を算出した。

- 1) 検討開始から答申までにかかった期間
- 2) 答申から制度開始までにかかった期間
- 3) 検討開始から制度開始にかかった期間

料金設定プロセスの概要とこれらの期間の関係を図 5-2 に示す。また、導入の提案があった時期に関してはあいまいであった市町村等が多数であったため、諮問が開始された時期を有料化導入の検討開始時期とした。また、制度開始とは指定袋の使用が始まった時期を指す。ここには指定袋の試験的な使用は開始時期には含まない。

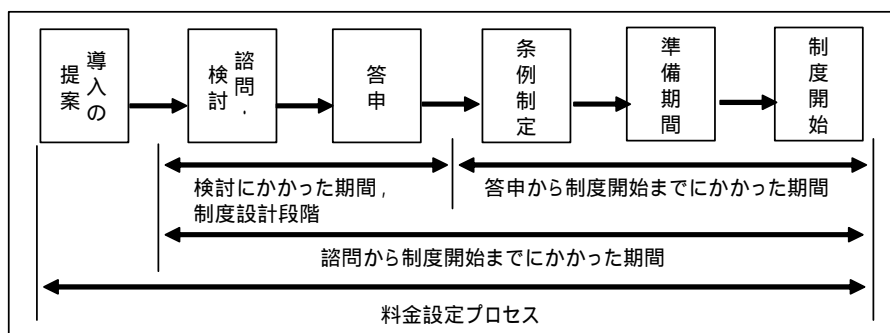


図 5-2 料金設定プロセスの概要

### 5-5-1 平均期間

表 5-5 に、1)検討開始から答申までにかかった期間、2)答申から制度開始までにかかった期間、3) 1)及び 2)をあわせた検討開始から実施までにかかった期間の平均を示す。

1)諮問にかかった期間において、両グループで大きな差は見られなかった。

2)答申から制度開始までにかかった期間において、A グループの方が 2.9 ヶ月長くの期間がかかっている。これは、A グループの方が複雑な料金体系であることや料金が高額であることから、住民への周知や説明に必要とする期間が多かったためではないかと考えられる。

3)検討開始から実施までにかかった期間において、平均期間で A グループの方が 3.4 ヶ月長く期間をかけていることがわかった。これは、答申から制度開始までにかかった期間の影響が大きいと想定されたと考えられる。

さらに、人口が多い市町村等ほど、制度実施までに期間がかかるのではないかと予想し、人口と制度実施までにかかった期間について単相関係数の検定を行ったが有意な結果は得られなかった。

表 5-5 検討開始から実施までにかかった期間

	1) 諮問から答申まで(ヶ月)n=35	2) 答申から制度開始まで(ヶ月)n=35	3)諮問から制度開始まで(ヶ月)n=44
A	6.05	12.29	17.11
B	5.14	9.36	13.71
全体	5.69	11.11	15.80

### 5-5-2 検討開始から答申までにかかった期間

検討開始から答申までにかかった期間を図 5-3 にまとめた。図 5-3 では検討開始から答申までにかかった期間を 3 ヶ月ごとに区切り、市町村等のかかった期間ごとに分類した。

A グループ、B グループとも、3 ヶ月未満が最も多く共に 9 件となっている。これは、A グループ全体の 42.9%、B グループ全体の 64.3%、両者を合わせた全体では 51.4%に当たる。審議会などが月に 1 度の頻度で実施されていたと仮定しても、最多で 3 度しか検討の機会が無いことになる。この場合、実質的に制度設定は市町村等の担当部署によって行われたのではないかと考えられる。

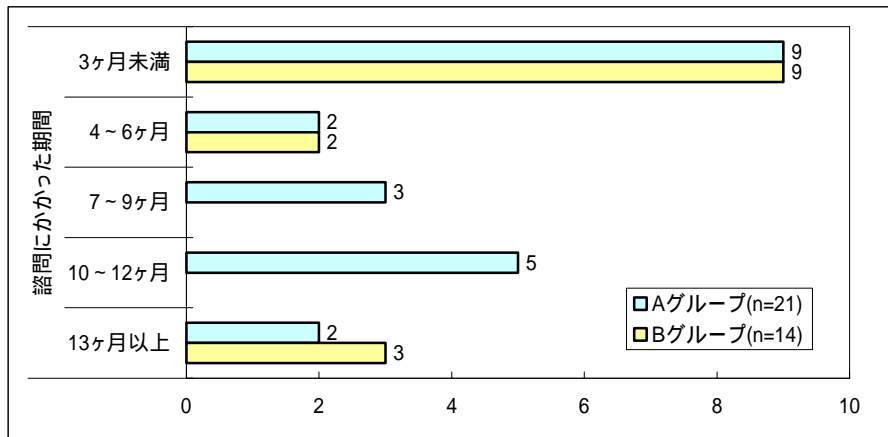


図 5-3 検討開始から答申までにかかった期間(n=35)

次に、有料化導入年度を「1995 年以前」「1996 年度～2000 年度」「2001 年度～2005 年度」「2006 年度以降」の 4 段階に分け、検討開始から答申までにかかった期間とのクロス集計を行った(図 5-4)。検討開始から答申までにかかった期間が短い市町村等ほど、有料化導入年度が早いのではないかと予想していたが、検討開始から答申までにかかった期間と有料化導入年度に予想のような傾向は見られなかった。

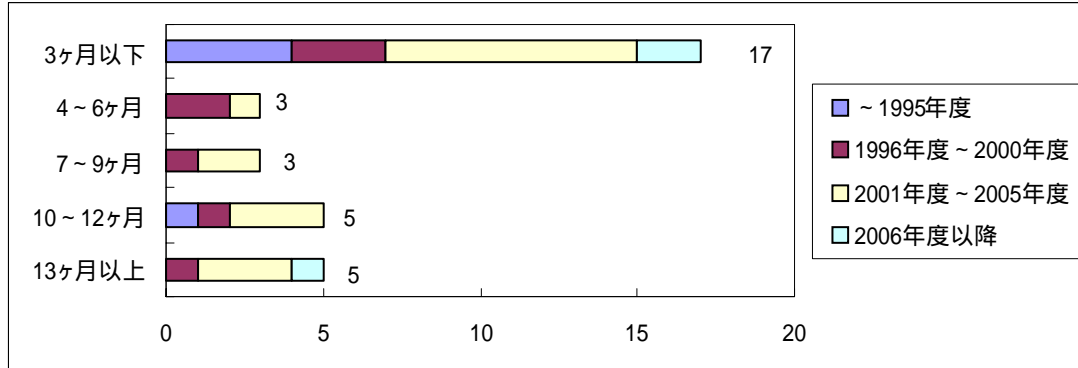


図 5-4 検討開始から答申までにかかった期間と有料化導入年度のクロス集計(n=33)

### 5-5-3 答申から制度開始までにかかった期間

答申から制度開始までにかかった期間を図 5-5 にまとめた。図 5-5 では答申から制度開始までにかかった期間を 3 ヶ月ごとに区切り、市町村等のかかった期間ごとに分類した。

A グループ、B グループとも 3 ヶ月未満の市町村等は 0 件だった。

A グループでは、13 ヶ月以上が最も多く 10 件あり、A グループ全体の 47.6%であった。次に多いのが 4～6 ヶ月の 6 件(28.6%)であった。前述の 13 ヶ月以上と後述の 4～6 ヶ月では、半年以上期間に差があり、答申から制度開始までにかかった期間は A グループ

プにおいて二極化していることが考えられる。Aグループで13ヶ月以上かかっている市町村が多い理由としては、5-5-1で述べたとおり、Aグループの方が複雑な料金体系であることや料金が高額であることから、住民説明や周知に多くの期間を要しているためではないかと考えられる。

Bグループでは7~9ヶ月が最も多く、それ以降は期間が長くなるほど少なくなっている。

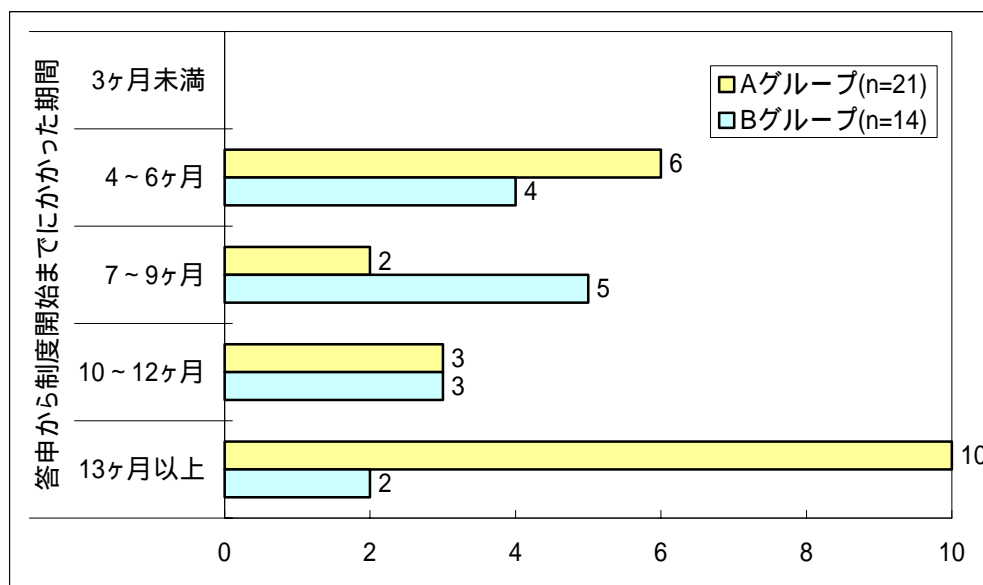


図 5-5 答申から制度開始までにかかった期間(n=35)

図 5-4 と同様に、答申から制度開始までにかかった期間と有料化導入年度のクロス集計を行った(図 5-6)。ここでも、図 5-4 の結果同様、答申から制度開始までにかかった期間には、有料化導入年度による偏りは見られなかった。

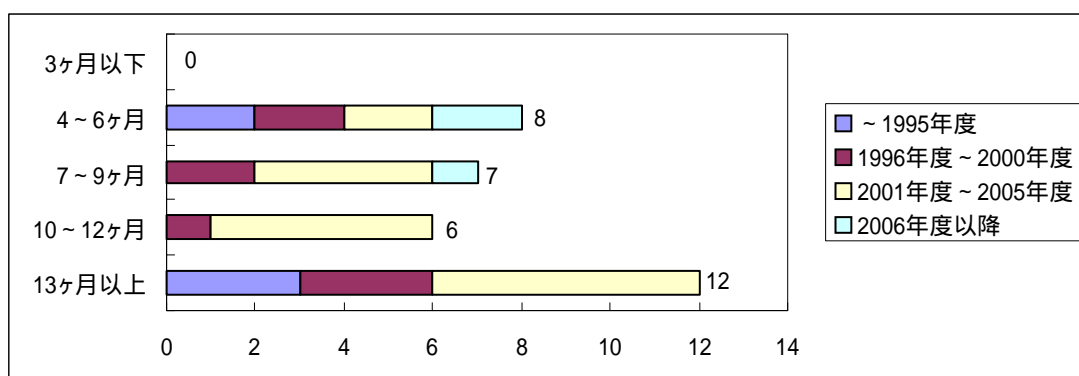


図 5-6 答申から制度開始までにかかった期間と有料化導入年度のクロス集計(n=33)

#### 5-5-4 検討開始から制度開始までにかかった期間

検討開始から実施までにかかった期間を図 5-7 にまとめた。図 5-7 では検討開始から実施までにかかった期間を 6 ヶ月ごとに区切り、市町村等のかかった期間ごとに分類した。

A グループでは、25 ヶ月以上が最も多く 8 件であった。次いで 7~12 ヶ月、13~18 ヶ月がともに 6 件であった。

B グループでは 7~12 ヶ月が最も多く、それ以上の期間は期間が長いほど市町村等の数は少なくなっている。

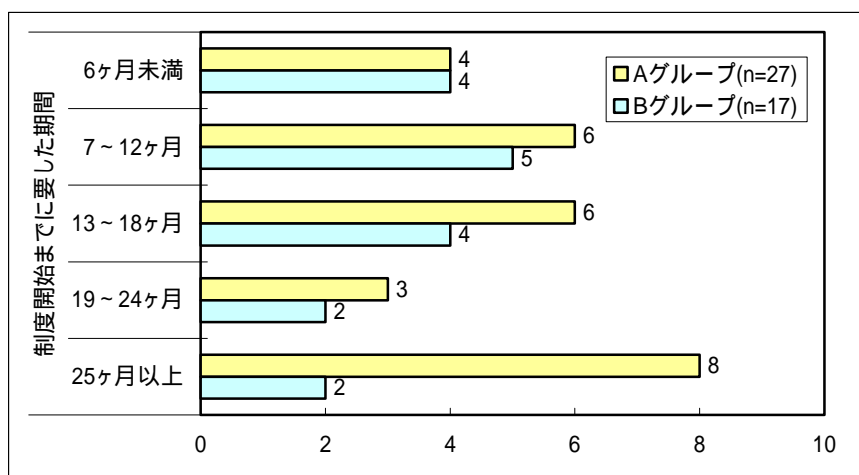


図 5-7 検討開始から制度開始までにかかった期間(n=44)

図 5-4 と同様に、答申から制度開始までにかかった期間と有料化導入年度のクロス集計を行った(図 5-8)。ここでも、図 5-4 の結果同様、検討開始から制度開始までにかかった期間には、有料化導入年度による偏りは見られなかった。図 5-4 及び図 5-6、図 5-8 から、有料化導入年度は、制度の提案から制度開始までにかかった期間には影響しないことがわかった。

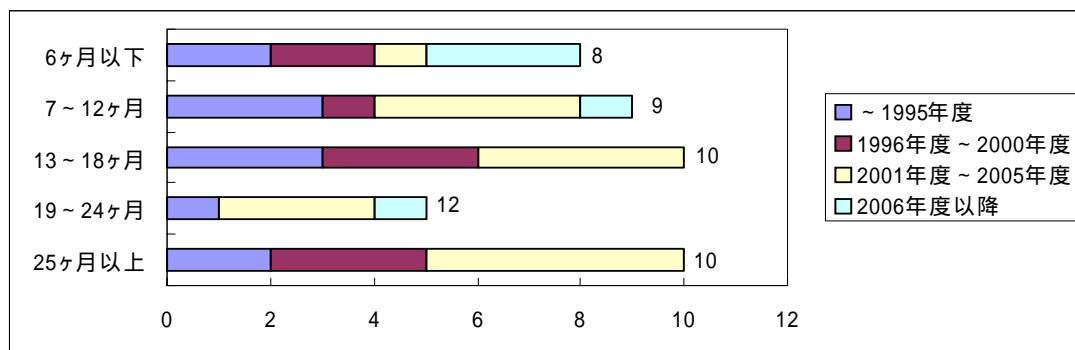


図 5-8 検討開始から制度開始までにかかった期間と有料化導入年度のクロス集計(n=42)



## 5-6 周辺市町村からの影響

### 5-6-1 影響の強さ

制度を設計する際に、どの程度周辺市町村からの影響があったかを調べた。結果は図5-9のようになった。

周辺市町村の影響を強く受けたと答える市町村等が多いのではないかと予想していたが、強く影響を受けたと答えた市町村等はさほど多くなかった。また、影響を受けなかったと答えた市町村等が予想以上に多かった。

グループ間では、制度が複雑であったり料金が高額であったりするAグループの方が、周辺市町村からの影響が少ないと予想していたが、集計結果に大きな差異は見られなかった。また、担当者の異動などのため、「わからない」を選択した市町村等も多かった。

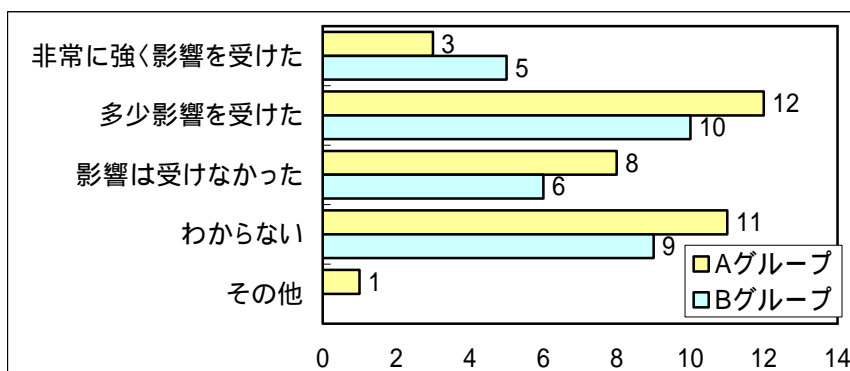


図 5-9 周辺市町村からの影響(n=65)

### 5-6-2 影響を受けた内容

どのようなことに影響を受けたのかを調べた。結果を表5-6に示す。料金について影響を受けたと答えた市町村等が最も多く27件であった。次いで、制度の概要について影響を受けた、制度設定の方法について影響を受けたと答えた市町村等が多かった。

有料化導入における制度検討の議論の中で、不法投棄の増加や生活困窮者の負担増といった問題に対する懸念が出されることが多いが、それらの対応策のひとつである不法投棄対策やセーフティネットに影響を受けたと答えた市町村は少なかった。

表 5-6 影響を受けた内容

影響を受けた内容	件数(複数回答)		合計
	非常に強く影響を受けた(n=8)	多少影響を受けた(n=22)	
1 制度の概要	4	15	19
2 制度設定の方法(制度設計の進行方法)	3	11	14
3 料金	8	19	27
4 住民への周知の方法	2	5	7
5 不法投棄対策	2	1	3
6 セーフティネット	0	1	1
7 不明	0	0	0
8 その他	1	0	1

## 5-7 まとめ・料金設定プロセスの現状及び問題点

### 5-7-1 料金設定プロセスの現状

手数料の設定根拠プロセスの現状について、以下のようなことが明らかになった。

- 1) 導入の提案者として最も多いのは市町村の担当部署である
- 2) 制度設計において、審議会を活用しているケースは全体の 64.5%にのぼる
- 3) 制度設計段階での住民関与の方法としては、説明会形式で行われているケースが最も多い
- 4) 有料化導入の諮問開始から有料化実施までにかかった期間は、全体平均で 15.8 ヶ月と長期である

上記の 4 点について以下に記す。

有料化導入に当たって 導入の提案者として最も多いのは市町村の担当部署であった。また、予想に反し、首長が提案し導入に至る場合も多いことがわかった。審議会などの諮問機関や民意が発端となるケースも少ないながら見受けられた。

制度設計において、審議会を活用しているケースは全体の 64.5%にものぼった。

制度設計段階での住民関与の方法としては、説明会形式で行われているケースが最も多く制度設計段階での住民関与があった市町村等の半数以上で行われていた。また、パブリックコメントを利用しているケースは予想より少なく、制度設計段階で住民関与があった市町村等の中でも 23.5%程度であった。ただし、同じ住民説明会であっても、住民の関与の度合いは市町村等によってまったく異なったものであり、一方的な説明会もあれば、意見交換が可能な場合もあったと考えられる。この関与の度合いを調べるのが今後の課題であると考えられる。

有料化導入の諮問開始から有料化実施までにかかった期間は、全体平均で 15.8 ヶ月であった。グループ間で比較すると A グループの方が平均で長い期間を必要としていることがわかった。

周辺市町村からの影響は、グループ間の大きな差は見られなかった。影響を受けた内容では、料金が最も多かった。

### 5-7-2 料金設定プロセスの問題点

手数料の設定根拠プロセスの現状について、以下のようなことが明らかになった。

- 1) 審議会の諮問機関が 3 ヶ月以下と短期間のケースが 51.4%である
- 2) 制度設計に住民が関与しているケースは 3 割程度と少ない

上記の 2 点について以下に記す。

5-7-1 でも述べたとおり、制度設計において、審議会を活用しているケースは全体の 64.5%にものぼった。しかし審議会での諮問期間が 3 ヶ月以下のケースが 51.4%あることがわかった。このことから、審議会を設置していても実質的には市町村等が主導するケースも相当数あるのではないかと考えられる。また、検討開始から答申までにかかっ

た期間と有料化導入年度に予想のような傾向は見られなかった。これらのことから、制度設計の主体は市町村等と議会となっているのではないかと考えられる。

制度設計に住民が関与しているケースは3割程度であった。審議会などに、住民の代表が関与するケースもあるが、その場合の関与は限定的なものであると考えられる。インターネットでのパブリックコメントの募集など、住民関与の方法が多様化している中で、非常に少ない結果であると考えられる。現状よりさらに住民が積極的に関与できる機会を作ることで住民啓発につながり、ごみの減量効果の増大や新制度に対する住民の混乱の緩和などの効果も期待できるのではないかと考えられる。

## 第六章

### アンケート調査による家庭ごみの有料化に おける料金設定根拠



## 第六章 アンケート調査による家庭ごみの有料化における料金設定根拠

### 6-1 はじめに

この章では、第三章で記述した調査方法によって得られた調査結果に基づき、家庭ごみ有料化における手数料がどのように設定されたかを調べる。

### 6-2 調査目的と方法

#### 6-2-1 調査の目的

本章の目的は、家庭ごみ有料化における料金設定根拠の現状把握と比較を行うことである。

#### 6-2-2 調査の方法

第三章で述べたアンケートによる調査で得たデータを、単純集計及びクロス集計を行い、現状を明らかにする。そして、3-3-5 分析方法に従い、比較を行う。

### 6-3 指定袋の手数料

市町村等ごとの手数料について調べた。また、超過量方式有料制と二段階方式有料制において、実質的な指定袋（シール）一枚当たりの手数料について調べた。

手数料は、40L～50L 程度のサイズの指定袋の金額を 45L に換算した金額である。また、該当するサイズが無い場合は、最も近いサイズを 45L 換算した。また、45L に換算できない場合は、本章では除外してある。

#### 6-3-1 手数料別の市町村等数

手数料ごとの市町村数を図 6-1 に示す。ただし、A グループのうち、二段階方式有料制は、料金が 2 種類あるため図 6-1 では除外してある。

全体では 20 円以上 80 円未満の手数料を設定している市町村等が多いことがわかる。また、A グループは 100 円以上の市町村等が多くなっている。尚、本研究では、単純方式有料制で家庭ごみ有料化を実施している市町村のうち、手数料が 150 円以上の市町村は全数調査としているため、高めの手数料を設定している市町村が多くなっている。

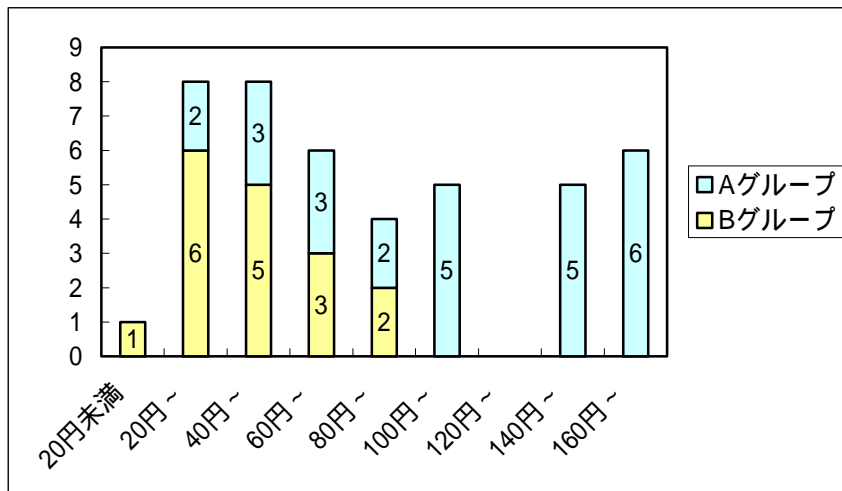


図 6-1 手数料別の市町村等数（グループ間）(n=43)

次に、手数料の価格帯を手数料体系ごとに図 6-2 に示す。単純方式有料制では、20 円以上 40 円未満の料金帯がもっとも多くなっている。そして、料金が上がるごとに件数は少なくなっている。また、160 円以上の料金帯になると 200 円前後という料金設定の市町村等が多いことがわかった。次に、超過量方式有料制では、100 円以上 120 円未満の市町村等が最も多くなっている。二段階方式有料制では、一段階料金は 4 件全てで 20 円未満と低額であった。二段階料金には大きな開きがあり、2 件は 20 円以上 40 円未満と低額で、他の 2 件は 160 円以上と高額であった。さらに後者は、販売価格が 225 円及び 300 円と本調査での手数料が高額である上位 2 件であった。

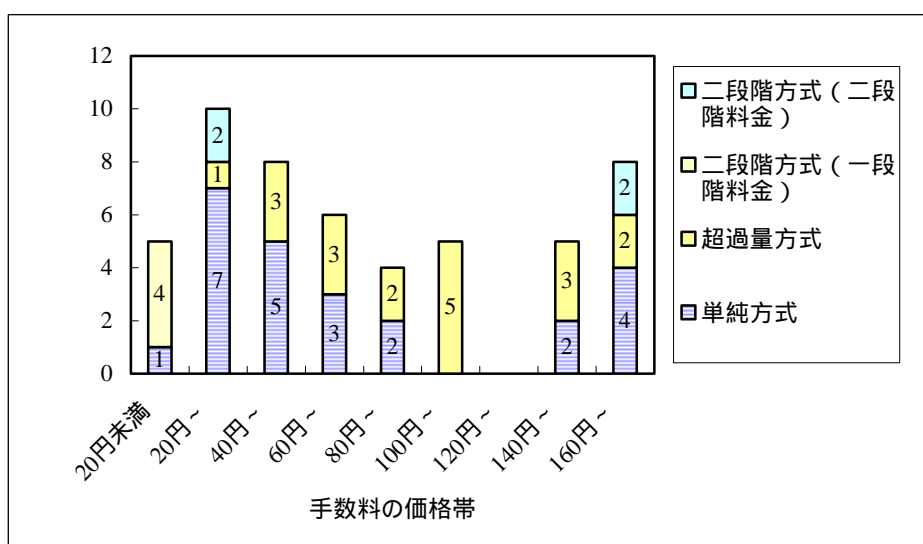


図 6-2 手数料別の市町村等数（料金体系間）(n=47)

### 6-3-2 超過量方式有料制の手数料

超過量方式有料制について、一人当たりの無料配布枚数と有料での販売枚数を合算して販売枚数で除した。これにより、ごみ袋一枚当たりの実質負担額を算出した。料金の計算方法例を以下に示す。

例：年間の無料配布枚数が 100 枚で、101 枚目から 1 枚 50 円で販売しているとする。

そして、不足分として 1 人あたり年間平均 60 枚を有料で購入する場合。

計算式： $\{(100 \text{ 枚} \times 0 \text{ 円}) + (60 \text{ 枚} \times 50 \text{ 円})\} / 160 \text{ 枚} = 18.75 \text{ 円}$

実質価格：18.75 円

表 6-1 において、超過量方式有料制では、実質的なごみ袋一枚当たりの負担額は販売価格より大幅に低く抑えられていることがわかった。特に、No.8 及び No.12 の 2 件では一人当たりの平均使用枚数が無料配布分の範囲内にあり、実質的な負担額は 0 円であった。また、ごみ袋の製造・販売(流通)費を仙台市廃棄物対策審議会での試算<sup>1)</sup>を用い 10 円程度であると仮定すると、7 件がその範囲内の負担額であり実質的なごみ処理費用を負担していることにはならないと考えられる。

表 6-1 超過量方式有料制の販売価格と実質価格 (n=12)

No	販売価格(円)	実質価格(円)	割合
例	50	18.75	37.5%
1	32	16.5	51.6%
2	45	7.5	16.7%
3	54	33.426	61.9%
4	56.25	22.365	39.8%
5	100	15.83	15.8%
6	100	4.64	4.6%
7	100	0.63	0.6%
8	100	0	0.0%
9	150	2.715	1.8%
10	150	2.9	1.9%
11	191.25	17.9325	9.4%
12	202.5	0	0.0%

### 6-3-3 二段階方式有料制の手数料

二段階方式有料制については一段階目の販売額と二段階目の販売額を合算し、ごみ袋の総販売枚数で除しごみ袋一枚当たりの負担額を算出した。料金の計算方法例を以下に示す。

例：一段階料金が 1 枚 20 円で 100 枚まで販売し、101 枚目から二段階料金で 1 枚 50 円で販売しているとする。1 人あたり年間平均 160 枚使用する場合。

計算式： $\{(100 \text{ 枚} \times 20 \text{ 円}) + (60 \text{ 枚} \times 50 \text{ 円})\} / 160 \text{ 枚} = 31.25 \text{ 円}$

実質価格：31.25 円



6-3-1 と同様に表 6-2 においても 2 件が 10 円以下の負担額となっている。また、No.2, 3, 4 において実質価格は、一段階料金と非常に近い価格になっていることがわかった。

表 6-2 二段階方式有料制の販売価格と実質価格 (n=4)

No	一段階料金	二段階料金	実質価格
例	20	50	31.25
1	6	300	64.8
2	15	225	15
3	5	25	5.63
4	4	30.6	6.5

(単位は円)

#### 6-3-4 超過量方式有料制・二段階方式有料制の実質価格と有料化導入目的

6-3-1 及び 6-3-2 の実質価格が低い理由としては、以下の 3 点が考えられる。

- 1) 住民が無料配布分、一段階料金の範囲内に納めようとする排出抑制効果が働いている
- 2) 大半の住民の指定袋使用枚数が無料配布分、一段階料金の範囲内にあり超過量方式有料制、二段階料金制が十分に機能していない
- 3) 設定段階で無料配布分、一段階料金で購入できる枚数に対し住民の平均使用料を設定している(一部の多量排出者が主な対象となっている)

これらの理由を有料化の導入目的とともに考察する。まず、表 6-1 及び表 6-2 に有料化の導入目的を加えたものが表 6-3 である。

表 6-3 の有料化目的のうち、回答の多い目的 1~5 との関連について考察する。有料化導入目的の「ごみの減量」について考えた場合、1)であれば有料化におけるごみの減量の効果が出ていると言える。しかし、2), 3)である場合、ごみ減量の効果は十分に発揮されているとは言い難いと考えられる。また、有料化導入目的の「住民意識の向上」や「リサイクルの促進」について考えた場合、効果はごみ減量効果比例していると考えられ、1)であれば効果が出ていると考えられる。

次に、有料化導入目的の「財源確保」や「負担の公平化」について考えた場合、実質料金が低額に抑えられているため、家庭ごみ処理費用の多くを導入前同様に指定袋手数料以外の財源で行っていることになる。そうした場合、1), 2), 3)のどの理由の場合でも財源確保としては十分な効果を発揮しておらず、負担の公平化にもなっていないのではないかと考えられる。

これらのことから、実質価格が低額である場合、ごみの減量、住民意識の向上、リサイクルの推進といった目的には効果がある程度期待できるのではないかと考えられる。一方で財源確保や住民負担の公平化には効果が期待できないのではないかと考えられる。このため、財源確保や住民負担の公平化を目的とする場合は、実質の販売価格や目標とする手数料収入を考慮したうえで料金設定をする必要があるのではないかと考えられる。単純方式有料制において低額の料金設定を行っている場合も同様のことが言える。

表 6-3 手数料と家庭ごみ有料化導入目的 (n=16)

	No	販売価格 (円)	実質価格 (円)	割合	有料化の目的									
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	
					ごみ減量	住民意識向上	リサイクル促進	負担の公平化	財源確保	市町村合併	不明	その他	最大の目的	
超過量方式有料制	1	32	16.5	51.6%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2	45	7.5	16.7%										4
	3	54	33.426	61.9%										1
	4	56.25	22.365	39.8%										2
	5	100	15.83	15.8%										8
	6	100	4.64	4.6%										1
	7	100	0.63	0.6%										1
	8	100	0	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	9	150	2.715	1.8%										1
	10	150	2.9	1.9%										4
	11	191.25	17.9325	9.4%										1
	12	202.5	0	0.0%										1
	No	一段階料金 (円)	二段階料金 (円)	実質価格 (円)	有料化の目的									
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	
					ごみ減量	住民意識向上	リサイクル促進	負担の公平化	財源確保	市町村合併	不明	その他	最大の目的	
二段階方式有料制	1	6	300	64.8										1
	2	10	150	15										7
	3	5	25	5.63										1
	4	4	30.6	6.5										1

6-4 手数料設定の考え方

料金を設定するに当たって、どのようなことを考慮し手数料を設定したのかを調査した。収集・運搬・処理費用の一部と答えたのが 52 件でもっとも多かった。一方で、収集運搬・処理費用の全額と答えた市町村はひとつも無かった。この理由の考察は 6-6 に記述する。また、「市民の受容性に合った手数料にする」「周辺市町村と整合の取れた手数料にする」と答えた市町村等はそれぞれ 9 件、13 件とさほど多くなかった。

表 6-4 手数料設定の考え方（複数回答可）(n=65)

手数料設定の考え方		件数
1	収集・運搬・処理費用の全額	0
2	収集・運搬・処理費用の一部	52
3	廃棄物処理計画の目標達成を達成できるような手数料にする	8
4	市民の受容性に合った手数料にする	9
5	周辺自治体と整合の取れた手数料にする	13
6	その他	6

## 6-5 手数料の対象となる経費の範囲

### 6-5-1 手数料の対象となる経費の範囲

手数料にはどのような項目から設定されているかを調べた。複数回答で答えてもらい、その組み合わせが表 6-5 のようになった。組み合わせは市町村等ごとに非常にばらついた結果で、19 種類となった（有効回答数は 64 件）。区分 8 及び区分 15 との回答が多かったが、他はあまり偏りが無いことがわかる。このことから、手数料などは周辺市町村などの影響を受けながらも、手数料の算出は独自に行っていることが考えられる。

これらのうち、一般的な家庭ごみ処理事業に必要と考えられる、「収集運搬費用」及び「処理費用」の両方を含んでいるものは区分 8～12 の 19 件であった。さらに、この 19 件のうち家庭ごみ有料化に必要と考えられる「指定袋の製作や流通にかかる費用」も含んでいるものは区分 9 及び区分 10 の 4 件であった。つまり、有効回答数 64 件のうちの 45 件（70.3%）が家庭ごみの処理に必ず必要となると考えられる区分 1 及び区分 2 の一方もしくは両方を手数料の対象となる範囲には含んでおらず、さらに 60 件（93.6%）では家庭ごみ有料化に必要となると考えられる「収集運搬費用」及び「処理費用」、「指定袋の製作や流通にかかる費用」の 3 つ全てを含んでいないことがわかる。このことから、手数料設定時に手数料の対象となる経費の範囲が、実際の家庭ごみの処理および家庭ごみ有料化に必要となる経費から乖離していることがわかる。

回答では区分 3「指定袋の製作や流通にかかる費用」を含んでいない回答も見られるが、販売時には区分 3 を含んでいるものが多いと考えられる。

表 6-5 手数料の対象となる経費の範囲 (n=64)

分類	区分	手数料に含む経費				考慮事項		その他	件数	
		収集運搬費用	処理にかかる費用	指定袋の製作や流通にかかる費用	広報や啓発にかかる費用	見込み手数料収入額から割り戻し	市民の受容性を考慮して	その他	区分ごと	分類ごと
処理費用を含まない	1								5	10
	2								2	
	3								1	
	4								1	
	5								1	
収集運搬費用を含まない	6								7	9
	7								2	
収集運搬費用・処理費用を含む	8								12	19
	9								3	
	10								1	
	11								1	
	12								2	
収集運搬・処理費用を含まない	13								3	26
	14								1	
	15								13	
	16								8	
	17								1	
	18								0	
	19								0	

表 6-6 は、表 6-5 を区分 1～7 に単純集計し直したものである。区分 1「収集運搬にかかる費用」と区分 2「処理にかかる費用」が最も多く、29 件、28 件という結果となった。前述のとおり、区分 1 及び区分 2 の両方を含むものは 19 件であり、残りは、区分 1 もしくは区分 2 の片方のみを手数料の対象となる範囲に含めていることがわかる。

区分 7「その他」と回答したのは 12 件で、その内の 11 件では具体的な内容についての記述があった。その中で多く見られた意見が、周辺市町村の料金にあわせたという回答であった。また、11 件のうち 8 件では必要経費などを考慮せずに手数料が設定されていることがわかった。さらに、表 6-5 で区分 6 を回答した 13 件も同様必要経費などを考慮せずに手数料が設定されていると考えられ、合計 21 件で必要経費などを考慮せずに手数料が設定されていることがわかる。これは、全体の 3 分の 1 にあたる。

そのほかの特徴的な回答としては、「ごみ減量が目的であり受益者負担の考えに基づいては算定していない」「環境負荷の抑制施策に係る経費」といったものがみられた。

表 6-6 手数料の対象となる経費の範囲（区分 1～7 に集約）(n=63)

区分	項目	件数
1	収集運搬費用から算出した	29
2	処理にかかる費用から算出した	28
3	指定袋の製作や流通にかかる費用から算出した	13
4	広報や啓発にかかる費用から算出した	0
5	見込み手数料収入額から割り戻して算出した	1
6	市民の受容性を考慮して算出した	19
7	その他	12

次に、表 6-6 の区分 1～4 にどのような項目が含まれているかを調べた。回答には、項目ごとの金額を答えてもらった。また、金額が不明な場合は解答欄に「？」を記入してもらい、項目が含まれるかどうかを判断した。結果を 6-5-2 以降に記す。

#### 6-5-2 収集運搬費用に含まれる範囲

図 6-3 は表 6-6 区分 1「収集運搬費」に含まれる項目である。その他の項目には委託料や一部事務組合等への負担金と答えた市町村等が多かった。それらの回答には、人件費や収集車両にかかる費用も含まれるものと考えられる。また、収集運搬費用に含まれる範囲は、市町村等により大きな差があると考えられる。

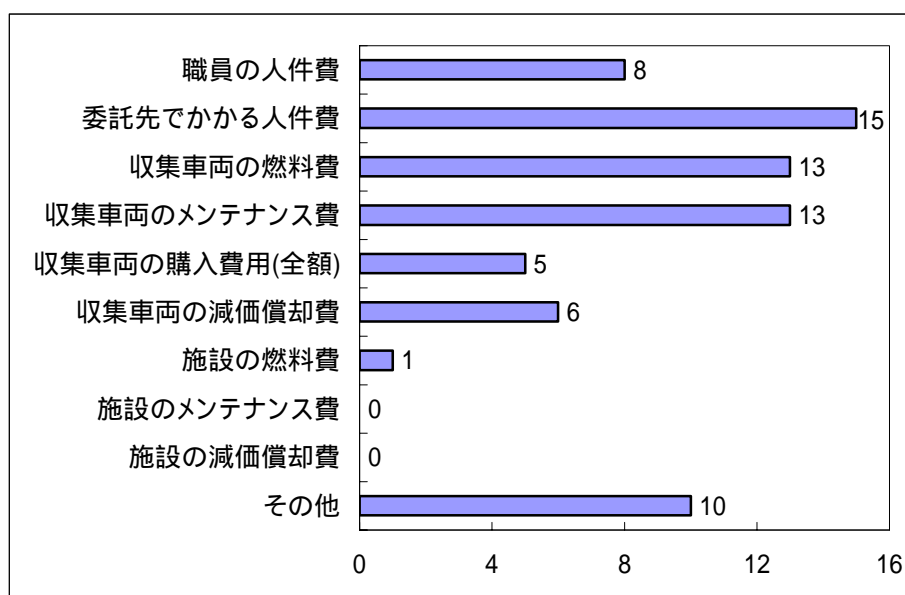


図 6-3 収集運搬にかかる費用に含まれる範囲 (n=23)

回答が多かった、職員の人件費と委託先でかかる人件費を合わせて人件費とし、収集車両の燃料費及びメンテナンス費、購入費用、減価償却費を車両にかかる費用として、2項目の合計費用を算出した。しかし、市町村等の規模により金額には大きな差があるため、金額ではなく割合を比較する。そこで、前述の 2 項目に、その他の費用を加えた 3

項目から収集運搬費用の内訳を算出した。それらの割合の平均値を表 6-7 に示す。ただし、表 6-7 は収集運搬にかかる費用の内訳の割合を市町村等ごとに算出し、その割合の平均値を示しているため合計は 100%にはならない。また、回答のうち、その他の費用のみの金額を記載している場合は除外してある。

収集運搬にかかる費用では、平均値で人件費が 68.6%と人件費の割合が非常に高いことがわかった。

表 6-7 収集運搬費用の内訳の平均化 (n=10)

項目	割合
人件費合計	68.6%
車両にかかる費用合計	17.6%
その他	7.9%

図 6-4 に市町村等ごとの収集運搬費用の内訳を示す。その他が 100%となっている 2 件を除く 10 件全てで、人件費の方に多くの費用を設定していることがわかった。さらに、No.3 では収集運搬にかかる費用として、人件費のみを考慮していることがわかる。

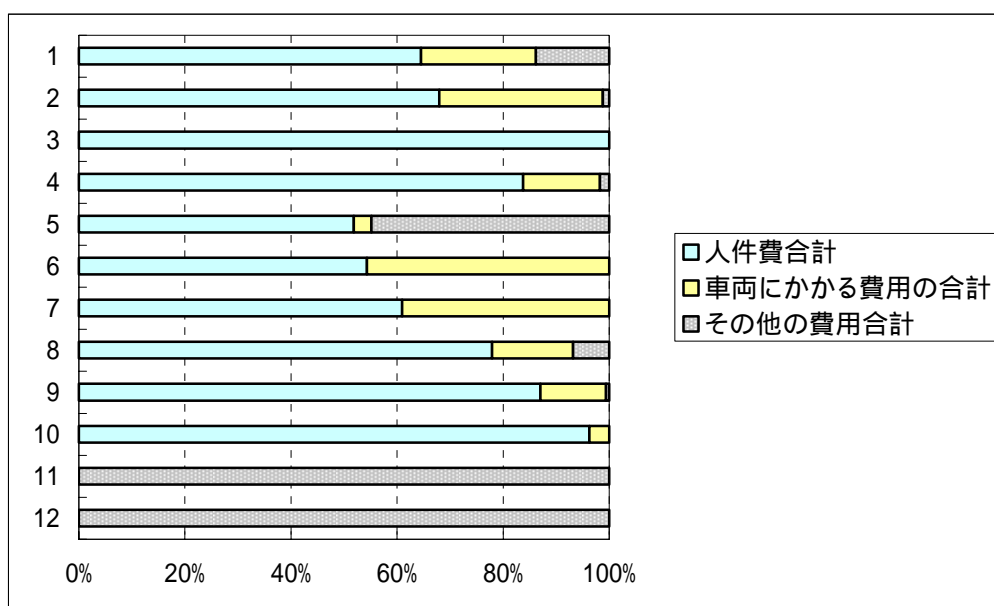


図 6-4 市町村等ごとの収集運搬費用の内訳 (n=12)

### 6-5-3 処理にかかる費用に含まれる範囲

図 6-5 は表 6-6 の区分 2「処理にかかる費用」に含まれる項目である。回答は全部で 13 件であった。施設にかかる経費を見ると、施設の燃料費やメンテナンス費用を処理費用に含める市町村等が最多で 8 件 (61.5%) であった。施設の減価償却費 (建設費) を含めると回答した市町村は半分以下の 5 件 (38.5%) であった。

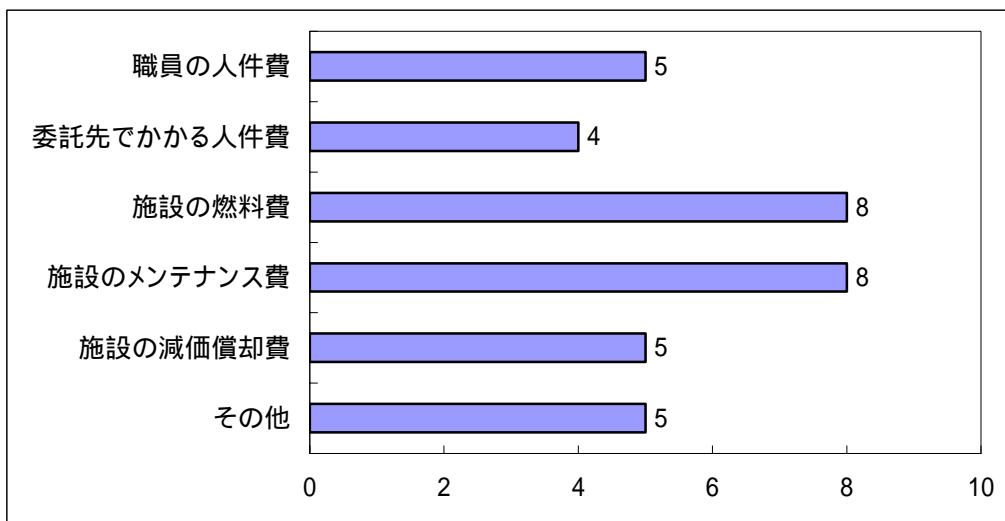


図 6-5 処理にかかる費用に含まれる範囲 (n=13)

6-5-2 と同様に、職員の人件費と委託先でかかる人件費を合わせて人件費とし、施設の燃料費及びメンテナンス費、減価償却費を施設にかかる費用として、2 項目の合計費用を算出した。しかし、市町村等の規模により金額には大きな差があるため、金額ではなく割合を比較する。そこで、前述の 2 項目に、その他の費用を加えた 3 項目から処理にかかる費用の内訳の割合を算出した。それらの割合の平均値を表 6-8 に示す。ただし、表 6-8 は処理にかかる費用に占める費用の割合を市町村等ごとに算出し、その割合の平均値を示しているため合計は 100%にはならない。また、回答のうち、その他の費用のみの金額を記載している場合は除外してある。

処理にかかる費用では、収集運搬費用と逆に人件費より処理にかかる費用の割合の方が高いことがわかった。

表 6-8 処理にかかる費用の内訳の平均化 (n=4)

項目	割合
人件費合計	25.1%
施設にかかる費用合計	41.3%
その他	33.5%

図 6-6 に市町村等ごとの処理にかかる費用の内訳を示す。6 件中 3 件で、施設にかかる費用の比重が人件費よりも高かった。また、No.4 では人件費が処理にかかる費用には含まれていなかった。

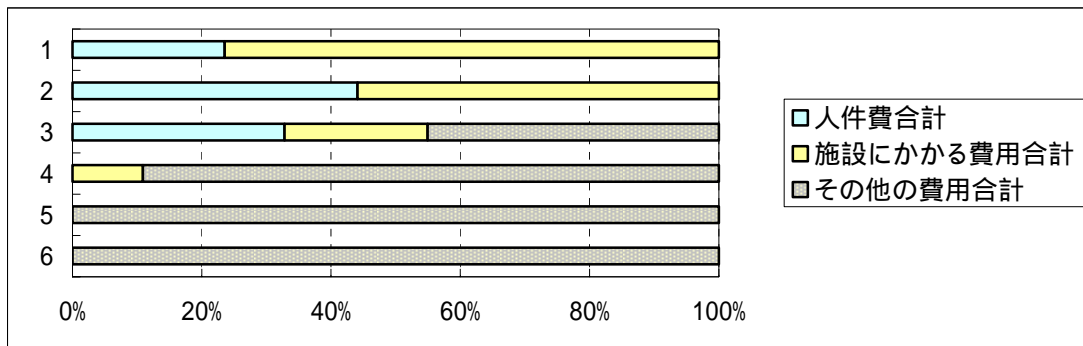


図 6-6 市町村等ごとの処理にかかる費用の内訳 (n=6)

#### 6-5-4 指定袋の製作や流通にかかる費用に含まれる範囲

図 6-7 は表 6-6 の区分 3「指定袋の製作や流通にかかる費用」に含まれる項目である。アンケート票の解答欄には袋の材料費や加工費、デザイン費に分けて回答できるようにしたが、3 項目を袋の制作費とまとめて算出している市町村等が多かった。また、指定袋の制作を委託している市町村等がほとんどのためか、職員の人件費、委託先でかかる人件費との回答は 2 件だけであった。これらは、指定袋の製造を業者に委託しているためだと考えられる。

指定袋はスーパーやコンビニなどを代理店として販売されるケースが多いが、これらの代理店に支払う費用を指定袋に関する費用に含むと答えた市町村は 11 件 (73.3%) と高い値になった。

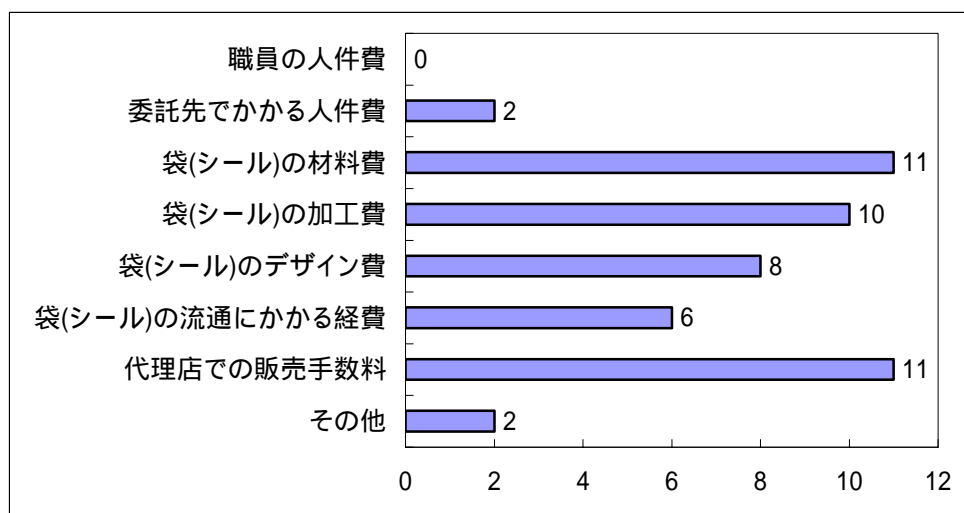


図 6-7 指定袋の製作や流通にかかる費用に含まれる範囲 (n=15)

6-5-2 と同様に、袋の製作や流通にかかる費用に占める割合を算出した。ここでは人件費との回答が少なかったため、指定袋の制作費と流通費の 2 項目の合計費用を算出した。



袋の材料費及び加工費，デザイン費の合計を制作費とし，袋の流通にかかる費用及び販売店での委託手数料の合計を流通費とした．また，市町村等の規模により金額には大きな差があるため，金額ではなく割合を比較する．そこで，前述の2項目に，その他の費用を加えた3項目から指定袋の製作や流通にかかる費用の内訳を算出した．それらの割合の平均値を表6-9に示す．ただし，表6-9は指定袋の製作や流通にかかる費用の内訳を市町村等ごとに算出し，その割合の平均値を示しているため合計は100%にはならない．

指定袋の製作や流通にかかる費用では，袋の制作にかかる費用の割合が大きいことがわかった．販売店への委託手数料などの経費が大きく，流通費のほうが割合が大きくなるのではないかと予想していたが，予想とは逆の結果となった．

表 6-9 指定袋の製作や流通にかかる費用の内訳 (n=11)

項目	割合
制作費合計	64.4%
流通費合計	38.3%
その他	0.3%

図6-8に市町村等ごとの指定袋の製作や流通にかかる費用の内訳を示す．また，No.4及びNo.5，No.7では指定袋の制作費のみを含めており，No.10及びNo.11では流通にかかる費用のみを含めていた．袋の制作費と流通費の比重は，市町村等ごとにばらつきが見られた．これは，袋の製造委託の方法や販売店の数などに依存する部分が大いいためだと考えられる．

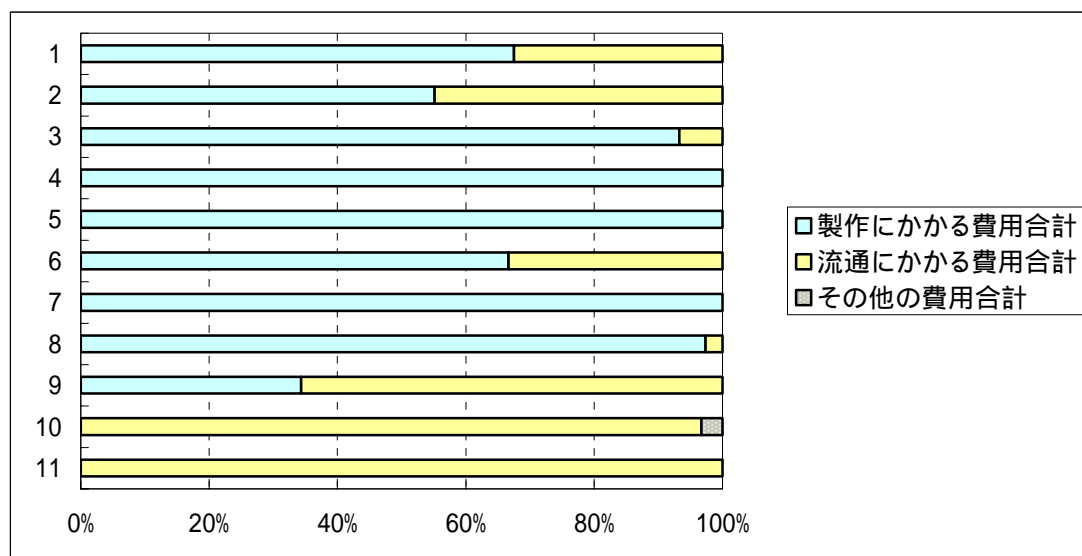


図 6-8 市町村等ごとの指定袋の製作や流通にかかる費用の内訳 (n=11)

次に，表6-7及び表6-8，表6-9を表6-10に集約した．集約の方法は，金額を集約した後，市町村等ごとの割合を算出し，その割合から平均割合を算出した．ただし，その

他の費用のみの金額を記入してあった場合は表 6-10 では除外してある。

表 6-10 では、人件費が大きな割合となっていることがわかる。また、指定袋の製作及び流通にかかる費用の割合が車両や施設にかかる費用より大きな割合となっていることがわかった。これは、「指定袋の製作や流通にかかる費用」のみの金額を回答した市町村等の場合、人件費を含まない場合が多いため、結果として割合が引き上げられたためだと考えられる。このことは、後述の図 6-9 で、「車両にかかる費用」や「施設にかかる費用」が含まれている市町村等では「指定袋の製作や流通にかかる費用」の割合が低くなっていることからわかる。

表 6-10 手数料の内訳の平均化 (n=13)

項目	割合
人件費(収集運搬 + 処理)	43.3%
車両にかかる費用	8.3%
施設にかかる費用	6.6%
指定袋の製作にかかる費用	18.6%
指定袋の流通にかかる費用	13.4%
その他の費用	9.9%

図 6-4 及び図 6-6、図 6-8 の費用を図 6-9 に集約した。

ここでも人件費の割合が高い市町村等が多かった。また、2 件の市町村等では、人件費を指定袋の手数料には含んでいないことがわかった。

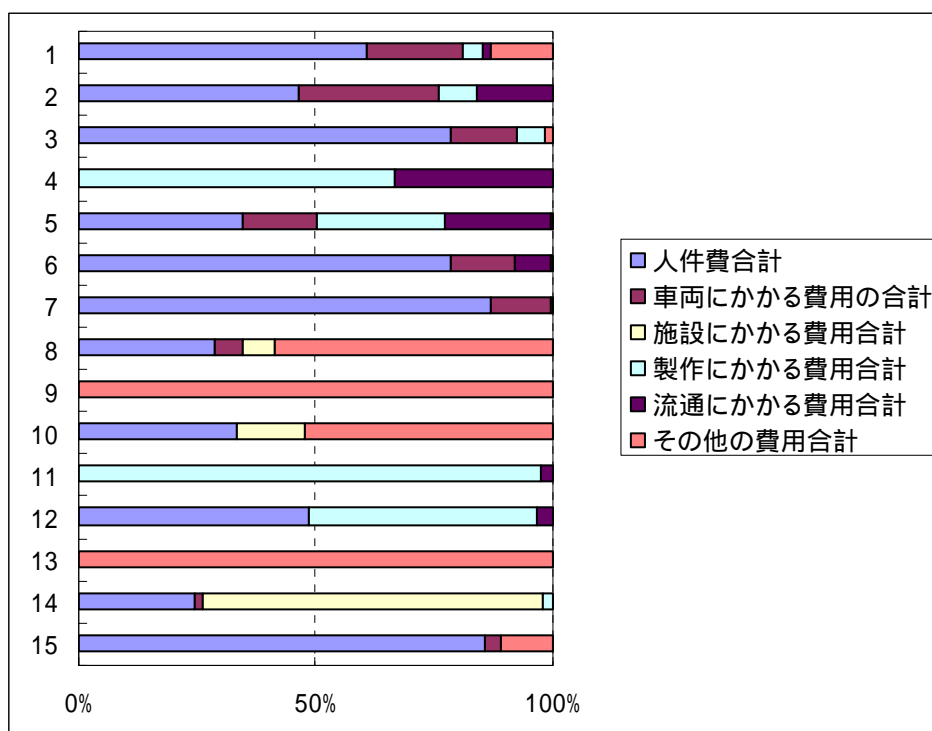


図 6-9 市町村等ごとの手数料の内訳 (n=15)

#### 6-5-5 広報や啓発にかかる費用に含まれる範囲

広報や啓発にかかる費用を算出根拠に含んでいると答えた市町村は0件だった。参考程度ではあるが、過去にかかった費用の実費を回答があった市町村等が2件あった。その2件の回答は、両者ともチラシなどの配布にかかる費用のみであった。

#### 6-5-6 その他の項目について

その他の費用について具体的な回答があった市町村等は3件であった。その内の1件は環境負荷抑制施策という回答であった。

#### 6-6 想定したごみ処理費用に占める手数料の割合

ごみ袋などで手数料を徴収する場合、「6-5 手数料の対象となる経費の範囲」で想定した費用を全額徴収するのではなく、その内の一定割合を徴収することが多い(例：手数料＝家庭ごみの収集費用×30%など)。これらの割合がどのような傾向を持つかを調べた。結果を図6-10に示す。このとき、一定割合を設定する前の母数(手数料の対象となる経費の範囲)は、各市町村等が設定したものであり、組織ごとに異なったものとなっている。

想定したごみ処理費用に占める手数料の割合は10%以下がもっとも多く、割合が上がるほど件数は減少していく。そして、50%前後になると再び件数が増加することがわかった。

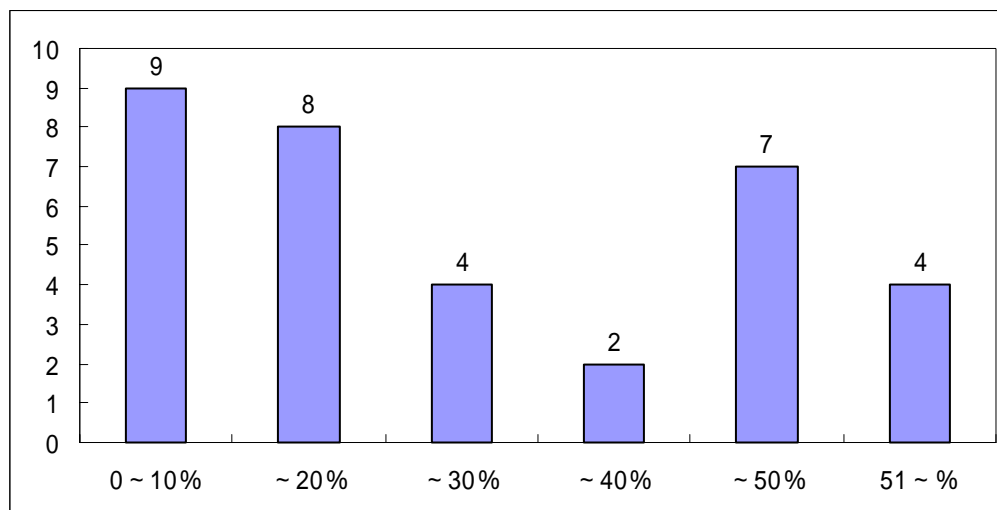


図 6-10 想定したごみ処理費用に占める手数料の割合 (n=34)

次に、必要経費の全額ではなく、一定割合を徴収する理由を複数回答で回答してもらった。結果を表6-11に示す。回答では区分1及び3との回答がほぼ全てであった。このことから、全額負担にしないのは、住民を強く意識しているためだとわかる。これは、住民の合意を得ることや、円滑な有料化導入を行うために必要なことであると考えられる。しかし、逆に手数料ありきになってしまい手数料の設定根拠が後付けになってしまう可能性が

あるとも考えられる。また，ここには手数料が十分な財源とならなくても一般財源など他の財源から補填できるといったことがあるのではないかと推察できる。

表 6-11 手数料を手数料に含まれる範囲の全額としない理由 (n=45)

区分	項目	件数
1	排出者の負担額が大きくなりすぎないようにする	22
2	手数料導入における、負担の急激な変化を緩和する(一時的措置)	3
3	全額では指定袋の料金が高くなりすぎ、市民の理解を得られないため	26
4	理由はない	0
5	不明	0
6	その他	0

#### 6-7 手数料の徴収単位

A グループのうち超過量方式有料制及び二段階方式有料制の場合，制度の運用上，配布対象の把握が必要となる。この把握をどのような単位で行っているのかを調べた。その結果，手数料の徴収単位としては，世帯ごとに徴収している市町村等が最も多いことがわかった(表 6-12)。

表 6-12 手数料の徴収単位 (n=27)

No	区分	件数
1	人数ごとに徴収(配布・販売)	1
2	世帯ごとに徴収(配布・販売)	25
3	その他	1

さらに，世帯ごとの配布枚数については，世帯の構成人数ごとに配布枚数が違うと答えた市町村が最も多く 17 件であった(表 6-13)。また，人数に関わらず 1 世帯あたりの配布枚数が一定である市町村等も 7 件あった。区分 3「その他」の回答は，配布枚数は一定だが人数ごとに異なったサイズを配布しているという回答であることから，区分 2 に近いことがわかる。

表 6-13 世帯ごとの配布枚数 (n=25)

No	区分	件数
1	人数によらず一定	7
2	構成人数で配布枚数が変化	17
3	その他	1

#### 6-8 手数料の用途

6-4 及び 6-5 で示した手数料の考え方や手数料に含まれる経費の範囲と，実際の手数料収入の用途の差異について調べた(表 6-14)。手数料収入の全額を，「手数料の対象となる経費の範囲」に使っているのは 23 件で全体の半数以下であった。一部もしくは全部を「手数料の対象となる経費の範囲」とは違う用途に使っていたのは 25 件であった。

表 6-14 手数料収入の使途 (n=48)

区分	使途	件数
1	全額を同じ使途	23
2	一部を同じ使途	11
3	違う使途	14

次に、表 6-14 で区分 2、3 と回答した市町村等が具体的にどのようなことに手数料収入を使っているかを調べた。結果を表 6-15 に示す。区分 7「その他」を除くとごみの減量や再資源化に関する費用に充当している市町村等が最も多い結果となった。区分 2「環境保全活動」や区分 5「施設の整備費用」と答えた市町村は見られなかった。

表 6-15 使途の内訳 (n=25)

区分	項目	一部別	全額別	合計
1	制度実施に伴い新たに必要となる費用	2	2	4
2	環境保全活動	0	0	0
3	基金の設置	0	1	1
4	ごみの減量や再資源化に関する費用	4	6	10
5	施設の整備費用	0	0	0
6	手数料の算定・設定根拠と同じ	6		6
7	その他	6	10	16

表 6-15 の区分 7「その他」と答えた市町村等のうち、具体的な内容の記述があった 13 件を表 6-16 に分類した。区分 1~4 と分類した 6 件はごみ処理にかかる費用となっていることがわかる。これは、手数料の対象となる経費の範囲には区分 1~4 の費用を含まないが、手数料収入はごみ処理費用に充当しているということになると考えられる。ここには、制度の設計と実施の間に相違が見られる。手数料を有料化導入の目的には合致するが設定根拠とは別の使途に使用した場合、有料化の目的の達成につながるかもしれないが、手数料の設定根拠自体が意味を持たなくなってしまうことが考えられる。料金設定時に、有料化の目的や目的の達成に必要な経費も考慮する必要があると考えられる。また、あらかじめ手数料収入の使途が明確である場合は、家庭ごみの処理全般にかかる費用から算出するのみではなく、手数料収入の使途から算出することも必要ではないかと考えられる。

表 6-16 その他に含まれる内容 (n=13)

区分	その他類型	件数
1	ごみ処理費	1
2	ごみ収集委託料	1
3	指定袋の作成・配布	3
4	事務経費	1
5	一般会計に充当	1
6	一部事務組合等負担金	2
7	市民に還元	2
8	不法投棄対策	1
9	修繕等の維持補修費、特定財源	1

## 6-9 まとめ・料金設定根拠の現状及び問題点

### 6-9-1 料金設定根拠の現状

手数料の設定根拠の現状について、以下のようなことが明らかになった。

- 1) 収集運搬費用及び処理費用の両方を含むのは 29.7%であった
- 2) 金額を見ると、人件費が 43.3%と大きな割合を占めていた
- 3) 手数料を全額負担としないのは、住民を強く意識しているためである
- 4) 手数料収入を手数料の設定根拠とは別の用途に使用している市町村は半数以上であった

4点の具体的な内容を以下に記す。

「手数料の対象となる経費に含まれる範囲」は、「収集運搬費用」及び「処理費用」が含まれているかどうかで大きく4種類に類型化できた。それら4種類の「収集運搬費用を含まない」ケースが 14.1%、「処理費用を含まない」ケースが 15.6%、「収集運搬費用及び処理費用を含まない」ケースが 40.6%、「収集運搬費用及び処理費用を含む」ケースが 29.7%であることがわかった。

また、「手数料の対象となる経費に含まれる範囲」を費用の割合で見た場合、人件費の割合が最も大きく 43.3%となった。さらに、詳細に見てみると、「収集運搬にかかる費用」では人件費の占める割合が大きく、「処理にかかる費用」では施設にかかる費用の占める割合が高くなることがわかった。

手数料を「手数料の対象となる経費に含まれる範囲」で設定した金額の全額負担にしないのは、住民を強く意識しているためだということがわかった。住民を意識した手数料を設定することは、住民の合意を得るためにも、円滑な有料化導入を図るためにも必要なことであると考えられる。

手数料の用途に関し、半数以上の市町村等が設定根拠とは違う用途に一部または全部を使用していた。手数料を有料化導入の目的とは合致するが設定根拠とは別の用途に使用した場合、有料化の目的の達成につながるかもしれないが、手数料の設定根拠自体が意味を持たなくなってしまうことが考えられる。料金設定時に、有料化の目的や目的の達成に必要な経費も考慮する必要があると考えられる。また、あらかじめ手数料収入の用途が明確である場合は、家庭ごみの処理全般にかかる費用から算出するのみではなく、手数料収入の用途から算出することも必要ではないかと考えられる。手数料収入の用途が決まった時期などを調査することは今後の課題である。

### 6-9-2 料金設定根拠の問題点

料金設定根拠の問題点として、以下のようなことが明らかになった。

- 1) 手数料設定時に手数料の対象となる経費の範囲が、実際の家庭ごみの処理全般に必要な経費と乖離している
- 2) 3分の1の市町村等では、必要経費などを考慮せずに手数料が設定されている

- 3) 実質的な超過量方式有料制および二段階方式有料制の手数料に換算すると、手数料は非常に低額である

3点の具体的な内容を以下に記す。

家庭ごみ有料化において 必ず必要となる経費と考えられる「収集運搬にかかる経費」及び「処理にかかる経費」、「指定袋の製作や流通にかかる経費」の全てを手数料の対象となる経費の範囲に含んでいる市町村等は4件(6.3%)であった。このことから、手数料設定時に手数料の対象となる経費の範囲が、実際の家庭ごみの処理全般に必要な経費と乖離していることがわかる。さらに、3分の1の市町村等では、必要経費などを考慮せずに手数料が設定されていることがわかった。住民に理解を求めるといふ面や手数料を財源確保の手段とするという面でも、家庭ごみの処理に必要な経費や有料化の目的を達成するために必要となる経費を十分考慮しておくことが必要となるのではないかと考えられる。

超過量方式有料制および二段階方式有料制の二段階目の手数料は、額面だけをみれば、単純方式有料制に比べ高額に設定されているように見える。しかし、無料配布分や1段階目の手数料を考慮した、実質的な超過量方式有料制および二段階方式有料制の手数料に換算すると、手数料は非常に低い額であることがわかった。実質価格が低額である場合、ごみの減量、住民意識の向上、リサイクルの推進といった目的には効果が期待できるのではないかと考えられるが、財源確保や住民負担の公平化には効果が期待できないのではないかと推察される。このため、財源確保や住民負担の公平化を目的とする場合は、実質の販売価格や目標とする手数料収入を考慮したうえで料金設定をする必要があるのではないかと考えられる。また、このことは、単純方式有料制において低額の料金設定を行っている場合も同様である。

#### <参考文献>

- 1) 仙台市環境局総務課：資料3 手数料の設定方法

<<http://www.city.sendai.jp/kankyousoumu/gomi/pdf/shingikai/shiryoku4-3.pdf>>,2007-12-26

## 第七章 要因間の関連について





## 第七章 要因間の関連について

### 7-1 はじめに

この章では第四章，第五章，第六章で得られた結果に基づき，要因間の関連について調べる．

### 7-2 調査目的と方法

#### 7-2-1 調査の目的

第四章，第五章，第六章で明らかになったそれぞれの要因の関連について調べることで，それぞれの要因がどのように作用しているかを明らかにする．

#### 7-2-2 調査の方法

第四章の基本事項及び第五章，第六章で明らかになったデータを，相関分析及び数量化1類による分析を行うことで要因間の関連を明らかにする．

### 7-3 有料化導入目的と実質価格の関連

家庭ごみ有料化の導入目的と実質価格の関連を調べた．尚，ここでの実質価格には，単純方式有料制の手数料も含めることとする．

有料化導入の目的と実質価格について，相関比の検定を行った．実質価格と財源確保の間に強い相関が見られた(表 7-1)．このことから目的に財源確保を含む市町村等は，含めない市町村等よりも，実質価格が統計的に有意に高い(1%有意)ことがわかった．その他の導入目的と実質価格の間には有意な相関は見られなかった．

表 7-1 有料化導入目的と手数料の関連(n=47)

項目名	件数	相関比	統計量	自由度1	自由度2	P値	判定
ごみ減量 - 実質価格	47	0.0102	0.4644	1	45	0.4990	[ ]
住民意識向上 - 実質価格	47	0.0007	0.0313	1	45	0.8604	[ ]
負担の公平化 - 実質価格	47	0.0137	0.6246	1	45	0.4335	[ ]
リサイクル促進 - 実質価格	47	0.0466	2.1989	1	45	0.1451	[ ]
財源確保 - 実質価格	47	0.1449	7.6246	1	45	0.0083	[**]

次に，市町村等において財源確保を有料化目的としているグループと目的としていないグループに分類し，それぞれのグループにおける実質価格の最高価格及び最低価格，平均価格について比較した(表 7-2)．

最高価格は目的としているグループが 200 円だったのに対し，目的としていないグループでは半分以下の 84.4 円と大幅に低かった．最低価格においては大きな差は見られなかった．

また，平均価格においても目的に含めるグループでは 70.5 円だったのに対し，目的としていないグループでは 31.2 円と半分以下であった．これらのことから，有料化の目的に財

源確保が含まれている場合、実質価格も高くなる傾向にあることがわかった。

表 7-2 実質価格と有料化目的「財源確保」との関連(n=47)

	最高価格	最低価格	平均価格
財源確保を 目的としている	200.0	2.9	70.5
財源確保を 目的としていない	84.4	0.0	31.2

また、有料化最大の目的として財源確保を挙げた市町村等と、その他の項目を最大の目的とした市町村に分類し実質価格とで相関比の検定を行ったところ、同様に相関(1%有意)が見られた(表 7-3)。

表 7-3 有料化の最大の目的と手数料の関連(n=45)

項目名	件数	相関比	統計量	自由度1	自由度2	P値	判定
財源確保が最大の目的かどうか - 実質価格	45	0.1709	8.8650	1	43	0.0048	[**]

表 7-2 と同様に、市町村等において財源確保を有料化最大の目的としているグループと最大の目的としていないグループに分類し、それぞれのグループにおける実質価格の最高価格及び最低価格、平均価格について比較した(表 7-4)。

ここでは、最高価格は同額であった。また、最低価格においても大きな差は見られなかった。しかし、平均価格においては表 7-2 と同様に財源確保を最大目的としている場合、実質価格も高くなる傾向にあることがわかった。

表 7-4 実質価格と有料化最大の目的としての「財源確保」との関連(n=45)

	最高価格	最低価格	平均価格
財源確保を 最大目的としている	200.0	15.0	92.0
財源確保を 最大目的としていない	200.0	0.0	41.3

#### 7-4 手数料と制度設計段階での住民関与の有無の関連

手数料と制度設計段階での住民関与の有無についての相関比の検定を行った(表 7-5)。この2項目の間に相関が見られた(5%有意)。制度設計段階で住民関与がある方が、手数料が高くなる傾向があると考えられる。調査前は、住民の関与があれば、住民の負担増などに反対する意見から手数料が安くなると予想していたが、それとは反対の結果となった。理由としては、以下のようなことが考えられる。

- 1) 住民が関与することで意見の調整が可能になり、高めの手数料を設定することができた。

2) 1)とは逆に、高い手数料を設定するために、住民の関与する機会を市町村等が設けた。

1)は、合意形成の結果料金を設定できたと考えられ、2)は手数料を高く設定するための反対意見を押しさえる理由付けになると考えられる。

表 7-5 制度設計段階での住民関与の有無と手数料の関連(n=44)

項目名	件数	相関比	統計量	自由度1	自由度2	P値	判定
住民関与の有無 - 手数料	44	0.0952	4.4186	1	42	0.0416	[*]

次に、市町村等において制度の検討段階で制度設計段階で住民関与があったグループと無かったグループに分類し、それぞれのグループにおける手数料の最高価格及び最低価格、平均価格について比較した(表 7-6)。

ここでは、最高価格には大きな差は見られなかった。最低価格では、制度設計段階で住民関与があったグループでは45円と制度設計段階で住民関与が無かったグループに比べ、30円高い結果となった。また、平均価格において、制度設計段階で住民関与のあるグループは制度設計段階で住民関与の無いグループに比べ、36.9円高くなった。このことから、制度設計段階での住民関与があった場合、手数料は高くなる傾向にあることがわかった。

表 7-6 制度設計段階での住民関与の有無と手数料の関連 2(n=44)

	最高価格	最低価格	平均価格
住民関与あり	202.5	45.0	112.7
住民関与無し	200.0	15.0	75.8

#### 7-5 制度設計段階での住民関与の有無と制度設計に要した時間の関連

「制度の提案から答申が出されるまでに要した時間」、「制度の提案から実施までの時間」と制度設計での制度設計段階での住民関与の有無との相関を調べたが、これらに関して相関は見られなかった。このことから、制度設計段階での住民関与があると有料化が実施されるまでにかかる時間が長期化するというにはつながらないのではないかと考えられる。また、7-4で述べたように、住民の関与があれば手数料が高めに設定され、それにより6-3-4で述べたように、多くの目的に対して効果が得るため、積極的に住民の関与する機会を設けたほうがよいのではないかと考えられる。

#### 7-6 有料化開始時期と制度設計段階での住民関与の有無の関連

有料化の導入時期と制度設計段階での住民関与の相関分析(独立係数の検定)を行った(表 7-7)。有料化導入の時期は、4-8と同様に1985年以前とそれ以降を5年ごとに区切ってカテゴリデータとした。有料化の導入時期と制度設計段階での住民関与の有無の間に相関

(5%有意)が見られた。このことから、近年ほど制度設計段階での住民関与の機会が増えていると考えられる。

表 5-2(5-4-2)において制度設計段階で住民関与のあった 16 件のうち、2000 年以降に有料化を導入した市町村が 7 件であり 43.7%であった。

表 7-7 有料化開始年度と制度設計段階での住民関与の有無の関連(n=49)

	件数	独立係数	X <sup>2</sup> 値	自由度	P値	判定
開始年度 - 住民関与	49	0.4941	11.9650	5	0.0353	[*]

#### 7-7 有料化導入目的と制度設計段階での住民関与の有無の関連

家庭ごみ有料化導入目的と制度設計段階での住民関与の有無の独立係数の検定を行った。結果を表 7-8 に示す。導入目的の住民意識向上と制度設計段階での住民関与の有無の間に負の相関(1%有意)が見られた。

さらに、住民関与の方法と住民意識の向上を目的として挙げているかどうかの関連を調べたが(独立係数の検定)、相関は見られなかった。

表 7-8 有料化導入目的と制度設計段階での住民関与の有無との関連(n=51)

	件数	独立係数	X <sup>2</sup> 値	自由度	P値	判定
ごみ減量 - 住民関与の有無	51	0.0808	0.0063	1	0.9366	[ ]
住民意識向上 - 住民関与の有無	51	-0.2833	4.0929	1	0.0431	[*]
負担の公平化 - 住民関与の有無	51	0.0299	0.0455	1	0.8310	[ ]
リサイクル促進 - 住民関与の有無	51	0.0762	0.0381	1	0.8452	[ ]
財源確保 - 住民関与の有無	51	-0.2092	2.2313	1	0.1352	[ ]
市町村合併 - 住民関与の有無	51	-0.0956	0.1475	1	0.7009	[ ]
不明 - 住民関与の有無	51	-0.0956	0.1475	1	0.7009	[ ]
その他 - 住民関与の有無	51	0.2777	2.3237	1	0.1274	[ ]

次に、住民意識の向上を目的としているかどうかと制度設計段階での住民関与の有無をクロス集計した(表 7-9)。制度設計段階で住民関与があったほうを見た場合、住民意識の向上を目的としているグループとしていないグループに大きな差は見られなかった。

一方、制度設計段階で住民関与がないほうを見た場合、住民意識の向上を目的としている市町村等が多数を占めた。制度設計段階での住民関与の機会、住民の有料化に対する理解や意識向上につながるため、制度設計段階で住民関与のある市町村ほど住民の意識向上を目的にしているのではないかと予想していたが、予想とは逆の結果となった。ここには、手数料を徴収すればごみの減量につながり、分別などが促進され、住民の意識向上になるという有料化ありきの認識が、制度設計段階で住民関与がない場合に発生しやすいのではないかと考えられる。

表 7-9 制度設計段階での住民関与の有無と  
有料化目的「住民意識の向上」とのクロス集計(n=51)

		住民意識向上		合計
		目的としている	目的としていない	
住民関与あり	件数	9	7	16
	割合	56.3%	43.8%	100.0%
住民関与無し	件数	29	6	35
	割合	82.9%	17.1%	100.0%

#### 7-8 手数料と手数料の使途の関連

手数料と手数料の使途の関連を調べた。手数料が高いほど手数料収入も多くなるため、設定と同じ使途に使う傾向にあるのではないかと予想していたが、これらの要因に相関は見られなかった。

#### 7-9 手数料とセーフティネットの有無の関連

手数料とセーフティネットの有無の関連について相関分析(相関比の検定)を行った。手数料とセーフティネットの有無の間には有意な相関(1%有意)が見られた(表 7-10)。このことから、手数料が高く設定されている市町村ほど、セーフティネットを設置する傾向にあることがわかる。

表 7-10 手数料とセーフティネットの有無の関連(n=39)

項目名	件数	相関比	統計量	自由度1	自由度2	P値	判定
セーフティネットの有無 - 手数料(販売価格)	39	0.2018	9.3569	1	37	0.0041	[**]

次に、市町村等においてセーフティネットを設置しているグループと設置していないグループに分類し、それぞれのグループにおける手数料の最高価格及び最低価格、平均価格について比較した(表 7-11)。

ここでは、最高価格では、セーフティネットがあるグループが、およそ 45 円高くなった。最低価格では、セーフティネットのあるグループが 7.5 円高かったが、大きな差は出なかった。さらに、平均価格において、セーフティネットがあるグループとないグループでは約 50 円の大きな差が出た。

表 7-11 手数料とセーフティネットの有無の関連 2(n=39)

	最高価格	最低価格	平均価格
あり	202.5	22.5	115.3
なし	158.5	15.0	65.7

アンケートにおいて、セーフティネットの有無は手数料の設定に影響を与えたかを回答してもらったが、手数料が高くなる要因になったと答えた市町村等は見られなかった。ここには、回答者の認識と手数料の間にギャップが見られる。

#### 7-10 手数料と手数料設定の考え方の関連

手数料と手数料設定の考え方との関連を調べた。表 6-4 の区分 4「市民の受容性に合った手数料にする」及び区分 5「周辺市町村と整合の取れた手数料にする」と回答した市町村等の設定した手数料ほど低く設定されていると予想した。しかし、相関分析において、強い相関は見られなかった。

#### 7-11 手数料と有料化開始までにかかった期間の関連

手数料と 5-5 の 1)検討開始から諮問までにかかった時間、2)答申から制度開始までにかかった時間、3) 1)及び 2)をあわせた検討開始から実施までにかかった時間との相関を調べた。手数料が高額であるほど検討や住民説明が難航するのではないかと予想していたが、それらに相関は見られなかった。

#### 7-12 数量化 1 類による手数料の要因分析

この項では数量化 1 類を用い、手数料(数量データ)と要因(カテゴリーデータ)の関連を調べた。二段階方式有料制については、手数料が 2 種類あるため、目的変数(手数料)からは除外した。また、アイテムのうち、1 つでも未回答の項目がある場合は、そのデータを除外した。そのため、分析対象の市町村等数(データ件数)が 28 件と少なくなっている。アイテム(要因)には、「有料化開始年度」「諮問開始から制度開始までにかかった期間」「セーフティネットの有無」「手数料に含まれる経費の範囲」「人口(2006 年度)」「手数料体系」「住民参加の有無」の 7 つを用いている。これらのアイテムに対応するカテゴリーを表 7-12 に示す。

表 7-12 アイテム・カテゴリーの一覧

アイテム	有料化開始年度	諮問開始から制度開始までにかかった期間	セーフティネットの有無	手数料に含まれる経費の範囲
カテゴリー	1990年度以前	0～6ヶ月	あり	収集運搬 + 処理費用
	1991～1995年度	7～12ヶ月	なし	収集運搬 + 処理費用 + 指定袋の製作・流通費
	1996～2000年度	13～18ヶ月		収集運搬費用
	2001～2005年度	19～24ヶ月		処理費用
	2006年度以降	25ヶ月～		含まない
アイテム	人口(2006年度)	手数料体系	住民参加の有無	
カテゴリー	4万人未満	単純方式有料制	あり	
	4万人～8万人未満	超過量方式有料制	なし	
	8万人以上			

表 7-13 及び表 7-14、図 7-1、図 7-2 が分析結果である。表 7-13 より、決定係数は 0.5 を上回っていることがわかる。

表 7-13 分析精度(n=28)

決定係数	0.6944
重相関係数	0.8333

表 7-14 のレンジをみると、「手数料に含まれる経費の範囲」が 1 位となっていることがわかる。次に、「有料化開始年度」「諮問開始から実施までにかかった期間」の順となった。

表 7-14 アイテムレンジ(n=28)

アイテム	レンジ	
手数料に含まれる経費の範囲	97.2252	1位
開始年度	69.1499	2位
諮問開始から実施まで(ヶ月)	60.2492	3位
セーフティネット	53.3020	4位
人口(2006年度)	39.8465	5位
手数料体系	17.8298	6位
住民参加の有無	16.6079	7位

図 7-1 はサンプルスコアのグラフである。

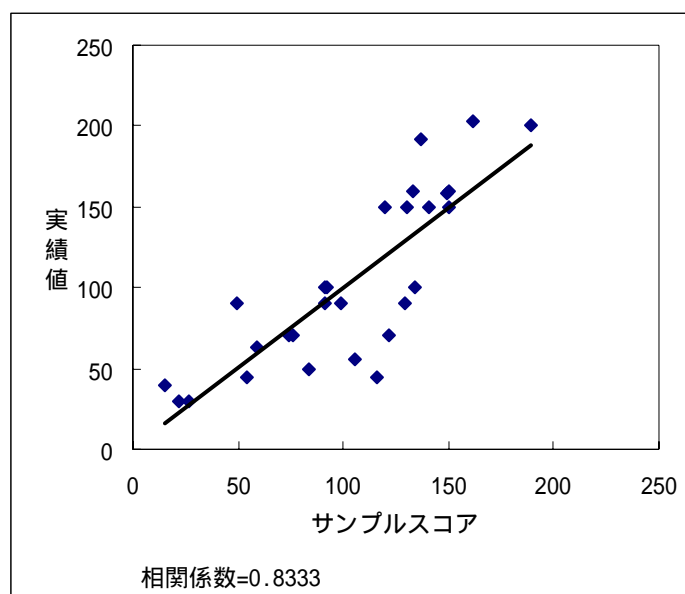


図 7-1 サンプルスコア(n=28)

図 7-2 は、カテゴリースコアグラフである。

図 7-2 から「有料化開始年度」では、1990 年度以前が大きくプラスの影響を与えており、年度が現在に近づくにつれ、影響がマイナスとなっている。これは、1990 年以前は、住民関与の機会が少なかったため、行政の設定した手数料を住民との合意形成を経ずに決定できたため出ないかと考えられる。また、近年ほど、住民との合意形成のために手数料を低めに設定する傾向がある可能性があげられる。



「住民関与の有無」及び「セーフティネットの有無」では、住民関与やセーフティネットがある方がプラスの影響を与えていることがわかった。これは、7-4及び7-9と同様の理由であると考えられる。

「手数料に含まれる経費の範囲」では、収集運搬費用や処理費用を含んでいる場合は、プラスの影響があり、含んでいない場合はマイナスの影響があることがわかった。含んでいる場合は、住民へ説明するための論拠となり、逆に含まない場合は、手数料の論拠となるものが少ないためにこのような結果になったのではないかと考えられる。

「人口」においては、人口が増加するほど影響がマイナスに傾くことがわかった。「手数料体系」においては、単純方式有料制がマイナスの影響を与えていることがわかった。これは、人口が少ない方が住民との合意形成や周知がしやすいためではないかと考えられる。

手数料体系では、超過量方式有料制の場合、無料配布分があるため手数料を高く設定しやすいためではないかと考えられる。

### 7-13 まとめ

第七章において相関分析により相関が見られた要因を図7-3にまとめた。

全体を通してみると、有料化導入の目的のうちの財源確保は手数料の設定と相関があり、有料化導入の目的のうちの住民意識の向上は制度設計段階での住民関与の有無との関連が見られた。さらに、制度設計段階での住民関与の有無と手数料との相関も見られた。有料化導入目的及び手数料、制度設計段階での住民関与の有無は相互に作用していると考えられる。

また、近年ほど制度設計段階に住民関与が見られる市町村等は増加していることがわか

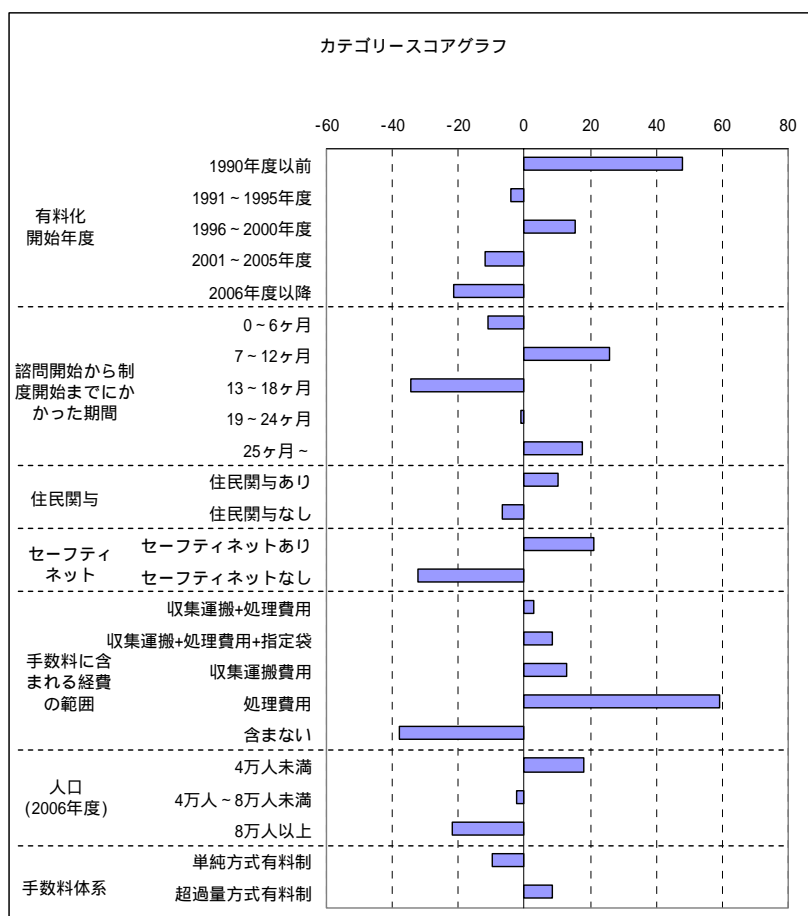


図 7-2 カテゴリースコアグラフ (n=28)

った。さらに、制度設計段階での住民関与がある方が手数料が高く設定されるという傾向が見られた。これらのことから、今後新たに有料化を導入する市町村等では、制度設計段階で住民関与の機会があるケースが増加し、高めの手数料を設定するケースが増加していくのではないかと考えられる。

手数料が高いほど手数料収入も多くなるため、設定と同じ用途に使う傾向にあるのではないかと予想していたが、これらの要因に相関は見られなかった。

手数料が高く設定されている市町村ほど、セーフティネットを設置する傾向にあることがわかった。また、セーフティネットの設置が手数料に影響したと答えた市町村等は見られなかった。ここには、回答者の認識と手数料の間にギャップが見られた。

手数料設定の考え方と手数料の間に相関は見られなかった。

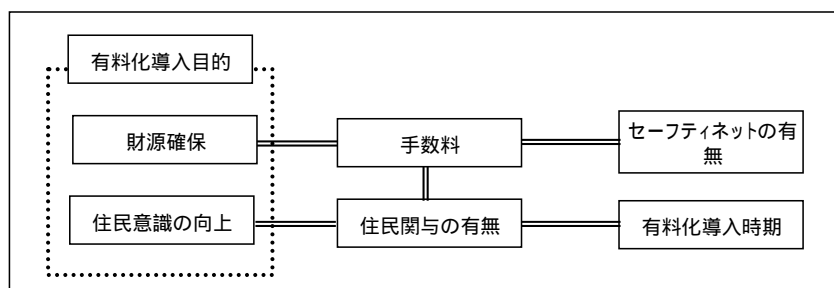


図 7-3 要因間の関連



# 第八章 結論



## 第八章 結論

### 8-1 本研究の結論

#### 8-1-1 目的ごとの考察

##### 1) 目的1「家庭ごみ有料化における料金設定プロセスの明確化」について

手数料の設定根拠プロセスの現状について、以下のようなことが明らかになった。

- (1) 導入の提案者として最も多いのは市町村の担当部署である
- (2) 制度設計において、審議会を活用しているケースは全体の 64.5%にのぼる
- (3) 制度設計段階での住民関与の方法としては、説明会形式で行われているケースが最も多い
- (4) 有料化導入の諮問開始から有料化実施までにかかった時間は、全体平均で 15.8 ヶ月と長期である

上記の4点について以下に記す。

有料化導入に当たって、導入の提案者として最も多いのは市町村の担当部署であった。また、予想に反し、首長が提案し導入に至る場合も多いことがわかった。審議会などの諮問機関や民意が発端となるケースも少ないながら見受けられた。

制度設計において、審議会を活用しているケースは全体の 64.5%にものぼった。

制度設計段階での住民関与の方法としては、説明会形式で行われているケースが最も多く制度設計段階で住民関与があった市町村等の半数以上で行われていた。また、パブリックコメントを利用しているケースは予想より少なく、制度設計段階で住民関与があった市町村等の中でも 23.5%程度であった。ただし、同じ住民説明会であっても、住民の関与の度合いは市町村等によってまったく異なったものであり、一方的な説明会もあれば、意見交換が可能な場合もあったと考えられる。この関与の度合いを調べるのが今後の課題であると考えられる。

有料化導入の諮問開始から有料化実施までにかかった時間は、全体平均で 15.8 ヶ月であった。グループ間で比較すると A グループの方が平均で長い時間を必要としていることがわかった。

周辺市町村からの影響は、グループ間の大きな差は見られなかった。影響を受けた内容では、料金が最も多かった。

手数料の設定根拠プロセスの現状について、以下のようなことが明らかになった。

- (1) 審議会の諮問機関が 3 ヶ月以下のケースが 51.4%である
- (2) 制度設計に住民が関与しているケースは 3 割程度である

上記の2点について以下に記す。

5-7-1 でも述べたとおり、制度設計において、審議会を活用しているケースは全体の 64.5%にものぼった。しかし審議会での諮問期間が 3 ヶ月以下のケースは 51.4%あることがわかった。このことから、審議会を設置していても実質的には市町村等が主

導ケースも相当数あるのではないかと考えられる。これらのことから、制度設計の主体は市町村等と議会となっているのではないかと考えられる。

制度設計に住民が関与しているケースは3割程度であった。審議会などに、住民の代表が関与するケースもあるが、その場合の関与は限定的なものであると考えられる。インターネットでのパブリックコメントの募集など、住民関与の方法が多様化している中で、非常に少ない結果であると考えられる。現状よりさらに住民が積極的に関与できる機会を作ることによって住民啓発につながり、ごみの減量効果の増大や新制度に対する住民の混乱の緩和などの効果も期待できるのではないかと考えられる。

## 2) 目的2「家庭ごみ有料化における料金設定根拠の明確化」について

手数料の設定根拠の現状については以下のようなことが明らかになった。

- (1) 収集運搬費用及び処理費用の両方を含むのは29.7%であった
- (2) 金額を見ると、人件費が43.3%と大きな割合を占めていた
- (3) 手数料を全額負担としないのは、住民を強く意識しているためである
- (4) 手数料収入を手数料の設定根拠とは別の用途に使用している市町村は半数以上であった

4点の具体的な内容を以下に記す。

「手数料の対象となる経費に含まれる範囲」を「収集運搬費用」及び「処理費用」が含まれているかどうかで分類した。「収集運搬費用を含まない」ケースが14.1%、「処理費用を含まない」ケースが15.6%、「収集運搬費用及び処理費用を含まない」ケースが40.6%、「収集運搬費用及び処理費用を含む」ケースが29.7%であることがわかった。

また、「手数料の対象となる経費に含まれる範囲」を費用の割合で見た場合、人件費の割合が最も大きく43.3%となった。さらに、詳細に見てみると、「収集運搬にかかる費用」では人件費の占める割合が大きく、「処理にかかる費用では施設にかかる費用」の占める割合が高くなることがわかった。

手数料を「手数料の対象となる経費に含まれる範囲」で設定した金額の全額負担にしないのは、住民を強く意識しているためだということがわかった。住民を意識した手数料を設定することは、住民の合意を得るためにも、円滑な有料化導入を図るためにも必要なことであると考えられる。

手数料の用途に関し、半数以上の市町村等が設定根拠とは違う用途に一部または全部を使用していた。手数料を有料化導入の目的とは合致するが設定根拠とは別の用途に使用した場合、有料化の目的の達成につながるかもしれないが、手数料の設定根拠自体が意味を持たなくなってしまうことが考えられる。料金設定時に、有料化の目的や目的の達成に必要な経費も考慮する必要があると考えられる。また、あらかじめ手数料収入の用途が明確である場合は、家庭ごみの処理全般にかかる費用から算出するのみではなく、手数料収入の用途から算出することも必要ではないかと考えられる。手数料収入の用途

が決まった時期などを調査することは今後の課題である。

次に、料金設定根拠の問題点として、以下のようなことが明らかになった。

- (1) 手数料設定時に手数料の対象となる経費の範囲が、実際の家庭ごみの処理全般に必要な経費と乖離している
- (2) 3分の1の市町村等では、必要経費などを考慮せずに手数料が設定されている
- (3) 実質的な超過量方式有料制および二段階方式有料制の手数料に換算すると、手数料は非常に低額である

3点の具体的な内容を以下に記す。

家庭ごみ有料化において、必ず必要となる経費と考えられる「収集運搬にかかる経費」及び「処理にかかる経費」、「指定袋の製造や流通にかかる経費」の全てを手数料の対象となる経費の範囲に含んでいる市町村等は4件(6.3%)であった。このことから、手数料設定時に手数料の対象となる経費の範囲が、実際の家庭ごみの処理全般に必要な経費と乖離していることがわかる。さらに、3分の1の市町村等では、必要経費などを考慮せずに手数料が設定されていることがわかった。住民に理解を求めるといふ面や、手数料を財源確保の手段とするという面でも、家庭ごみの処理に必要な経費や、有料化の目的を達成するために必要となる経費を十分考慮しておくことが必要となるのではないかと考えられる。

超過量方式有料制および二段階方式有料制の二段階目の手数料は、額面だけをみれば、単純方式有料制に比べ高額に設定されているように見える。しかし、無料配布分や1段階目の手数料を考慮した、実質的な超過量方式有料制および二段階方式有料制の手数料に換算すると、手数料は非常に低い額であることがわかった。実質価格が低額である場合、ごみの減量、住民意識の向上、リサイクルの推進といった目的には効果が期待できるのではないかと考えられるが、財源確保や住民負担の公平化には効果が期待できないのではないかと推察される。このため、財源確保や住民負担の公平化を目的とする場合は、実質の販売価格や目標とする手数料収入を考慮したうえで料金設定をする必要があるのではないかと考えられる。また、このことは、単純方式有料制において低額の料金設定を行っている場合も同様である。

### 3) 目的3「目的1及び目的2の要因間の関連」について

全体を通してみると、有料化導入の目的のうちの財源確保は手数料の設定と相関があり、有料化導入の目的のうちの住民意識の向上は制度設計段階での住民関与の有無との関連が見られた。さらに、制度設計段階での住民関与の有無と手数料との相関も見られた。有料化導入目的及び手数料、制度設計段階での住民関与の有無は相互に作用していると考えられる。

また、近年ほど制度設計段階に制度設計段階での住民関与が見られる市町村等は増加していることがわかった。さらに、制度設計段階での住民関与がある方が手数料が高く



設定されるという傾向が見られた。これらのことから、今後新たに有料化を導入する市町村等では、制度設計段階での住民関与の機会があるケースが増加し、高めの手数料を設定するケースが増加していくのではないかと考えられる。

手数料が高いほど手数料収入も多くなるため、設定と同じ用途に使う傾向にあるのではないかと予想していたが、これらの要因に相関は見られなかった。

手数料が高く設定されている市町村ほど、セーフティネットを設置する傾向にあることがわかった。また、セーフティネットの設置が手数料に影響したと答えた市町村等は見られなかった。ここには、回答者の認識と手数料の間にギャップが見られた。

#### 8-1-2 研究全体を通しての考察

家庭ごみ有料化導入において、手数料及び有料化導入目的、制度設計段階での住民関与の有無が重要なファクターとなると考えられる。手数料収入が十分な財源となるような手数料設定を目指し、制度を作り上げていく中で住民の意見を積極的に取り入れ、その中で住民意識の向上を図るという流れが効果的な家庭ごみ有料化導入につながるのではないかと考える。

また、本研究においていくつかの問題点も明らかになった。

- 1) 制度設計の主体が市町村等の担当部署であり、制度設計段階での住民関与の機会が少ない。
- 2) 手数料に含まれる経費の範囲に必要なはずの収集運搬にかかる費用、処理にかかる費用、指定袋の製造や流通にかかる費用が含まれておらず、実情とのずれがあるケースが多い。
- 3) 手数料の用途に関し、半数以上の市町村等が設定根拠とは違う用途に一部または全部を使用していた。手数料を設定根拠とは別の用途に使用した場合、有料化の目的の達成につながりやすいと考えられる反面、手数料の設定根拠自体が意味を持たなくなってしまうことが考えられる。
- 4) 第四章で述べた、セーフティネットの設置に関して、A・Bグループで大きな差が見られたことは、研究前の予測とは違った結果となった。Aグループでは多量排出者を考慮し、Bグループでは生活保護世帯など新たな負担が困難な世帯を考慮する傾向が見られた。この点は、両グループ間での家庭ごみの有料化に関する考え方の違いが現れているのではないかと推察される。この考え方の差異について調査することで、有料化導入に対する市町村等の考え方を明確に出来るのではないかと考えられる。また、第七章で行った数量化Ⅱ類による分析では、手数料に住民参加の有無のレンジが非常に小さかった。このことは「近年に有料化を導入した市町村等ほど、住民関与の機会があり、手数料も高くなっている」という考え方を否定するものであった。

これらの点についても考慮することが必要ではないかと考えられる。

## 8-2 今後の課題

本研究では、対象を広く設定し研究を行った。そのため、表面的な部分の調査が主となった。ひとつひとつの事例を細かく調査することが必要である。

また、家庭ごみ有料化は行政による一般廃棄物処理事業における政策のひとつである。他の政策との関連についても調査することが必要である。

手数料設定時のどの段階で手数料収入の使途が決まったのかを調査することで、手数料の設定を「家庭ごみの処理にかかる費用全般から算出する場合」と「手数料収入の使途から算出する場合」のどちらが適しているかを明確にすることが今後の課題であると考えられる。



## 謝 辞

本研究を進める上で貴重な情報を提供していただきました各市町村，一部事務組合の担当者の方々には心より感謝しております。量も多く，内容も複雑な調査票にも関わらず，丁寧にご回答いただき，有り難うございました。

また，甲賀広域行政組合の松本様，吉治様には調査の初期段階から様々な情報を提供していただき，たいへんお世話になりました。湖北広域行政事務センターの宮本様，井上様，西岡様には，調査票の作成時に適切なアドバイスをいただいたり，関連資料をいただいたりと大変お世話になりました。

本研究を進めるにあたり，多くの助言をしてくださった金谷先生には深く感謝しております。自主性を尊重したご指導をいただき，自身で考え研究を進めることの大切さや難しさを教えていただきました。また，壁にぶつかったときには様々な情報や新たな考えなどを助言いただき，着実に研究を進めることが出来ました。

査読をしていただいた香川先生には，自分では気付かなかった視点からのご指摘をいただきました。的確なご指摘を多数いただき，卒業論文を完成させる上で貴重な情報となりました。

そして，金谷研究室の家原さん，梅川さん，小粥さん，小池さん，辻さん，村田さんには，1年半の間たいへんお世話になりました。みなさんの卒業論文に取り組む姿勢に良い刺激を受け，卒業論文を仕上げる事が出来ました。また，研究以外の面でも，金谷研究室で有意義な時間を過ごすことができたのは，みなさんのおかげだったと思います。金谷研究室のメンバーには心から感謝しています。

最後にもう一度，本研究を進めるにあたりお世話になった皆様方に心より感謝し，研究の締めくくりとさせていただきます。

2008年2月21日

佐竹正之

# 付録



# 付録 1 アンケート票





付録1 アンケート票

付録 1-1 アンケート調査依頼文

～家庭ごみ有料化自治体 ご担当者の皆様へ～

家庭ごみの有料化の実態についてのご教示のお願い

先日は突然の電話を失礼いたしました。

滋賀県立大学 環境科学部 4回生 佐竹正之と申します。現在、

「家庭ごみの有料化における料金設定プロセス及び設定根拠の実態と比較評価」

というテーマで卒業論文を執筆しております。その中で、料金設定の実態についての調査を実施したいと考えています。

本調査において、自治体における家庭ごみの有料化の実態を明確化にすることで、各自治体に委ねられております料金設定などの部分を相対的に把握できるようにすることを目的としております。また、政策の変更などで料金を再設定する際や、今後家庭ごみの有料化を導入しようとする自治体にとって有益な情報を提供できればと考えております。

そのため、ご多忙中に大変恐縮ではありますが、趣旨をお汲み取りいただき、アンケート調査にご協力いただければ大変ありがたく存じます。

- 1) この用紙にご回答いただき（ご教示可能な範囲で結構でございます）10月10日までに佐竹正之（[f13msatake@ec.usp.ac.jp](mailto:f13msatake@ec.usp.ac.jp)）まで返信いただければ幸いです。
- 2) なお、ご回答いただきました内容は、統計的に処理し使用しますので、皆様にご迷惑をおかけすることは決してございません。
- 3) ご教示いただきました情報につきましては、厳重に管理し、用済み後は確実に消去（及び廃棄）いたしますのでご安心ください。

平成 19 年 9 月 6 日

滋賀県立大学 環境科学部

環境計画学科 環境社会計画専攻 金谷研究室

准教授 金谷健

4回生 佐竹正之（本調査担当者）

〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町 2500

研究室 TEL：0749 28 8279

FAX：0749 28 8349

E-Mail：f13msatake@ec.usp.ac.jp

## 付録 1-2 アンケート調査説明文

### ご教示していただくにあたって

ご回答は、特に断わりのない場合には、当てはまる番号をひとつだけでお囲み下さい。

質問によっては「その他」という選択肢がありますが、この選択肢を選ばれる場合には、具体的な内容についてご教示ください。

可燃ごみについてご教示ください。

この調査票に関してご質問等がございましたら、上記の金谷研究室の佐竹まで、お電話・ファックスまたはE-Mailにてご連絡下さい。

数値などのデータは、特に断りのない場合直近のもの(H18年度)についてご教示ください。

関連する資料がある場合、添付いただけると幸いです。

### 制度変更などがあった場合

制度変更などに伴い、駆け込み需要などでデータに偏りのある場合は、偏りがない年度でもっとも最新のデータをお答えください。



付録 1-3 アンケート調査票本文

有料化全般に関する事項

1 以下にあげる事柄を主に担当しているのが、市町村単独か事務組合等かをご教示ください。( )内の該当する箇所に をつけてください。

- A 家庭ごみの収集・運搬 ( 市町村 / 事務組合等 )
- B 家庭ごみの中間処理 ( 市町村 / 事務組合等 )
- C 家庭ごみの最終処分 ( 市町村 / 事務組合等 )
- D 住民への啓発活動 ( 市町村 / 事務組合等 )
- E (有料化)条例の制定 ( 市町村 / 事務組合等 )
- F 指定袋やシールの製作(入札・発注・販売) ( 市町村 / 事務組合等 )
- G 手数料(袋の料金)や制度の設定および設計 ( 市町村 / 事務組合等 )

1 で「事務組合等」に1つでも をつけた団体にうかがいます。

(1) 事務組合等を構成している自治体をご教示下さい。

自治体名 ( )

(2) 事務組合等を構成する他の自治体も家庭ごみの有料化を行っていますか。該当するものに をつけて下さい。

- A すべての自治体で行っている
- B 一部の自治体で行っている
- C 貴自治体以外では行っていない
- D その他 ( )
- E わからない

(3) (2) で B と答えた方に伺います。家庭ごみの有料化を行っていない自治体をご教示ください

自治体名 ( )

2 家庭ごみの手数料徴収には、指定袋やシールなどのどの方法を用いていますか。該当するものに をつけて下さい。 団地など一部の地域だけ違う場合は一般的な場合をご教示ください。

- A 指定袋で徴収している
- B シールで徴収している
- C その他の方法で徴収している ( )

3 1-Eで貴団体が条例を制定していると答えた方にうかがいます。

(1) 家庭ごみの手数料徴収について規定された条例名をご教示ください。

条例名 ( )

(2) (1)の条例はA～Eのうち、どの区分に当たりますか。該当するものに をつけて下さい。

A 手数料条例 (例： 村手数料条例)

B 廃棄物処理法に関する条例 (例： 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例)

C 基金の設置に関する条例 (例： 町環境基金設置条例)

D その他の条例 (例： 町美化条例)

E わからない

(3) 条例記載されている内容で、該当するものに をつけて下さい。(複数回答可)

A 袋(シール)の料金について

B 料金の設定根拠について

C 手数料収入の用途について

D わからない

E その他 ( )

料金設定のプロセスに関する事項

4 家庭ごみを有料化するにあたって、どの段階でどのような立場の方が関わったか、例にならぬ記入してください。

記入例		制度設計					条例の制定など				
区分	名称	起案	(検討 ・ 諮問)	修正 ・ 修正案	認 制 度 の 答 申 承	そ の 他 1	条 例 案 の 提 出	審 議	修 正	施 行 可 決	そ の 他 2
A 自治体の担当部署	廃棄物対策課										
B 環境審議会など	家庭ごみ有料化審議会										
C 議会	市議会										
D その他	市民との意見交換会										
E その他	パブリックコメント										
その他1( )											
その他2( )											

回答欄		制度設計					条例の制定など				
区分	名称	起案	(検討 ・ 諮問)	修正 ・ 修正案	認 制 度 の 答 申 承	そ の 他 1	条 例 案 の 提 出	審 議	修 正	施 行 可 決	そ の 他 2
A 自治体の担当部署											
B 環境審議会など											
C 議会											
D その他											
E その他											
その他1( )											
その他2( )											

5 家庭ごみを有料化するにあたっての、制度設計の流れについてうかがいます。

(1) 制度の導入を最初に提案したのはどなたでしたか。該当するものに をつけて下さい。

- A 首長
- B 議員（議会）
- C 自治体の直接的に関係する担当部署（清掃部・環境部など）
- D C以外の直接的には関係しない部署
- E 県からの指示・指導
- F 民意・市民（市民団体）
- G わからない
- H その他（ ）

(2) 5(1)で導入を最初に提案された時期はいつでしたか。西暦でご教示ください。  
( )年( )月頃

(3) 導入を提案された後、諮問機関などで制度の諮問が始まった時期はいつでしたか？  
( )年( )月頃

(4) 制度が答申されたのはいつでしたか。西暦でご教示ください。  
( )年( )月頃

(5) 制度案の検討がされた後、条例が議会に提案されたのはいつでしたか？  
( )年( )月頃

(6) 有料化が開始された(有料袋の使用が始まった)のはいつですか。西暦でご教示ください。  
( )年( )月頃

6 有料化の導入に際し、どの程度周辺自治体などの影響を受けましたか。

- A 非常に強く影響を受けた
- B 多少影響を受けた
- C 影響は受けなかった
- D わからない
- E その他( )

7 6で「A 非常に強く影響を受けた」「B 多少影響を受けた」と答えた方にうかがいます。

影響を受けたのは何に対してか、該当するものに をつけてください(複数回答可)。

- A 制度の概要について
- B 制度設定の方法(制度設計の進行方法)について
- C 料金について
- D 住民への周知の方法について
- E 不法投棄対策について
- F セーフティネットについて
- G わからない
- H その他( )

8 有料化を導入された理由(目的)は何でしたか。当てはまるもの全てをご教示ください。

(複数回答可)

- A ごみ減量のため
- B 住民の意識向上のため
- C 住民負担を公平にするため
- D リサイクル促進のため
- E 財源確保(財政負担の軽減)のため
- F 市町村合併に伴う調整のため
- G わからない
- H その他( )

9 有料化を導入された最大の理由(目的)は何でしたか。もっとも当てはまるものを1つご教示ください。(回答はひとつだけ)

- A ごみ減量のため
- B 住民の意識向上のため
- C 住民負担を公平にするため
- D リサイクル促進のため
- E 財源確保(財政負担の軽減)のため
- F 市町村合併に伴う調整のため
- G わからない
- H その他( )

10 有料化実施にいたるまでの議論の経過がわかる資料は保存されていますか。

- A 保存されており、閲覧可能である
- B 保存されているが、閲覧はできない
- C 保存されていない
- D 分からない

11 制度の開始から現在までに、有料化制度に何らかの変更はありましたか。(制度開始時の変更は除きます)

- A 変更があった
- B 変更はない
- C その他( )



12

1.1Aで「変更があった」と回答した方にうかがいます。

(1) 変更はどのようなものでしたか。当てはまるものをご教示ください(複数回答可)。

- A 料金の変更
- B 料金体系の変更(単純方式有料制 から 超過量方式有料制への変更など)
- C 袋(シール)のサイズの変更(袋の減容化 など)
- D 販売体系の変更(販売窓口を役場からスーパーへ拡大 など)
- E 収集方法の変更(戸別収集の導入 など)
- F セーフティネットの変更(無料配布の拡大 など)
- G 資源ごみの変更(資源ごみの定義の変更 収集の無料化 など)
- H わからない
- I その他

(2) (1)の具体的な内容を下の括弧に記述ください。

( )

(3) 変更した理由にはどのようなものがありますか(複数回答可)。

- A 市町村合併に伴う調整のため
- B 廃棄物処理計画の目標達成が現行制度では困難なため
- C 他の自治体との整合をとるため
- D 十分なごみの減量効果が得られなかったため
- E リバウンド対策のため
- F 新たな施策を実施するため
- G 財政負担を軽減させるため
- H わからない
- I その他( )

13 家庭ごみの有料化が決定し、実行されるまでの流れを例に従いご教示ください。詳細な記録がない場合は、分かる範囲でご教示ください。議事録など経過について分かる資料があれば、資料を添付していただいても結構です。

例

環境部廃棄物対策課が起案、市環境審議会に提出  
 市環境審議会で検討・提案  
 提案を受け、環境部廃棄物対策課で修正 ~ を複数回繰り返す  
 市民にパブリックコメントを求める  
 パブリックコメントを受け、環境部廃棄物対策課で修正  
 市環境審議会が議会へ答申  
 答申を受け 市議会が条例案を提出  
 市議会で条例を審議、修正  
 市議会で可決、条例施行

区分	名称	制度設計					条例の制定など				
		起案	(検討・ 諮問)	修正 案	認 制 度 の 答 申 承	そ の 他 1	条 例 案 の 提 出	審 議	修 正	施 行 可 決	そ の 他 2
A 自治体の担当部署	廃棄物対策課										
B 環境審議会など	家庭ごみ有料化審議会										
C 議会	市議会										
E その他	パブリックコメント										

区分	名称	制度設計					条例の制定など				
		起案	(検討・ 諮問)	修正 案	認 制 度 の 答 申 承	そ の 他 1	条 例 案 の 提 出	審 議	修 正	施 行 可 決	そ の 他 2
A 自治体の担当部署											
B 環境審議会など											
C 議会											
D その他											
E その他											

料金設定の根拠に関する事項

14 過去5年間のごみ袋(シール)の年間の全体の手数料収入(売り上げ)および販売した枚数を袋のサイズとともにご教示ください。

ごみ処理や収集などにかかる費用ではなく、直接の販売額(袋の販売総額)をご教示ください。

二段階方式有料制の場合は、同じサイズの袋でも料金帯ごとにご教示ください。

サイズ			2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
A	( )L袋	販売枚数	千枚	千枚	千枚	千枚	千枚
		販売額(売上)	千円	千円	千円	千円	千円
B	( )L袋	販売枚数	千枚	千枚	千枚	千枚	千枚
		販売額(売上)	千円	千円	千円	千円	千円
C	( )L袋	販売枚数	千枚	千枚	千枚	千枚	千枚
		販売額(売上)	千円	千円	千円	千円	千円
D	( )L袋	販売枚数	千枚	千枚	千枚	千枚	千枚
		販売額(売上)	千円	千円	千円	千円	千円

15 過去5年間の人口の推移をお答え下さい。

人口	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
	人	人	人	人	人

16 家庭ごみについて、現在どのような課金方法をとっていますか。該当するものをつけて下さい。

- A 単純方式有料制(例:袋1枚 50円)
- B 超過量方式有料制(例:袋100枚までは無料、101枚からは1枚50円)
- C 二段方式有料制(例:袋100枚までは1枚50円、101枚からは1枚100円)
- D 定額制(例:月額500円)
- E その他( )

17 16でA~Bと答えた方にうかがいます。袋(シール)1枚の手数料はいくらですか? サイズごとにご教示ください。

- 例:サイズ( 40 リットル) 料金( 80 円)
- A サイズ( リットル) 料金( 円)
  - B サイズ( リットル) 料金( 円)
  - C サイズ( リットル) 料金( 円)
  - D サイズ( リットル) 料金( 円)



- (4) 19(1)でBと選択された方にうかがいます。「無料配布(生活保護世帯などへの配布は除く)される」袋(シール)の枚数はどのくらいですか。複数のサイズを配布されている場合はすべてご教示ください。

- A (        ~        人)の世帯に(        )L の袋(シール)を (        )枚  
 B (        ~        人)の世帯に(        )L の袋(シール)を (        )枚  
 C (        ~        人)の世帯に(        )L の袋(シール)を (        )枚  
 D (        ~        人)の世帯に(        )L の袋(シール)を (        )枚  
 E (        ~        人)の世帯に(        )L の袋(シール)を (        )枚  
 F (        ~        人)の世帯に(        )L の袋(シール)を (        )枚

- (5) 「無料配布(生活保護世帯などへの配布は除く)される」袋(シール)の枚数を考慮した、1枚あたりの実質負担額をご教示ください。また、計算式もお書きください。  
使用枚数が把握できない場合は市民の無料配布分・購入分を全て使い切った場合をご記入ください。

(例) 超過量方式有料制で、年間100枚無料配布・101枚目から1枚50円の制度を実施。1人あたり年間平均160枚使用する場合。

計算式:  $\{(100 \text{ 枚} \times 0 \text{ 円}) + (60 \text{ 枚} \times 50 \text{ 円})\} / 160 \text{ 枚} = 18.75 \text{ 円}$   
 料 金: 18.75 円

計算式:

料 金:

**20** 16でC「二段階方式有料制」と答えた方にうかがいます。

- (1) 「一段階目の料金で購入できる」場合の対象人数の把握はどのような単位で行われていますか。該当するものに        をつけてください。

- A 一人当たりで把握し販売  
 B 世帯数で把握し販売  
 C その他(        )

- (2) 20(1)でAと選択された方にうかがいます。「一段階目の料金で購入できる」袋(シール)の枚数は一人につきどのくらいですか。複数のサイズを配布されている場合はすべてご教示ください。

- A (        )L の袋(シール)を (        )枚  
 B (        )L の袋(シール)を (        )枚  
 C (        )L の袋(シール)を (        )枚

(3) 20(1)でBと選択された方にうかがいます。世帯の構成人数ごとの配布枚数について該当するものに をつけてください。

A 世帯の構成人数に関わらず配布枚数が決まっている

B 世帯の構成人数によって配布枚数が異なる

C その他( )

(4) 20(1)でBと選択された方にうかがいます。「一段階目の料金で購入できる」袋(シール)の枚数はどのくらいですか。複数のサイズを配布されている場合はすべてご教示ください。

A ( ~ 人)の世帯に( )L の袋(シール)を ( )枚

B ( ~ 人)の世帯に( )L の袋(シール)を ( )枚

C ( ~ 人)の世帯に( )L の袋(シール)を ( )枚

D ( ~ 人)の世帯に( )L の袋(シール)を ( )枚

E ( ~ 人)の世帯に( )L の袋(シール)を ( )枚

F ( ~ 人)の世帯に( )L の袋(シール)を ( )枚

(5) 「一段階目・二段階目の料金で購入できる」袋(シール)の枚数を考慮した、1枚あたりの実質負担額をご教示ください。また、計算式もお書きください。使用枚数が把握できない場合は市民の一段階・二段階目の販売枚数を全て使い切った場合をご記入ください。

(例) 超過量方式有料制で、年間100枚無料配布・101枚目から1枚50円の制度を実施。1人あたり年間平均160枚使用する場合。

計算式:  $\{(100 \text{ 枚} \times 20 \text{ 円}) + (60 \text{ 枚} \times 50 \text{ 円})\} / 160 \text{ 枚} = 31.25 \text{ 円}$

料 金: 31.25 円

計算式:

料 金:

21 16でE「その他」と答えた方にうかがいます。具体的な徴収方法をご教示ください。

2 2 セーフティネット（生活保護世帯などに対する無料配布など）は設けていますか。枚数も含めご教示下さい。（複数選択可）

区分	有無	枚数 (月間)	枚数 (年間)	単位(該当に、もしくは朱印)
例 に対して		10 枚	100枚	(1人あたり / 1世帯あたり / その他 )
A 生活保護世帯に対して		枚	枚	(1人あたり / 1世帯あたり / その他 )
B 乳幼児がいる家庭に対して		枚	枚	(1人あたり / 1世帯あたり / その他 )
C 介護が必要な方がいる家庭に対して		枚	枚	(1人あたり / 1世帯あたり / その他 )
D その他 ( )		枚	枚	(1人あたり / 1世帯あたり / その他 )
E セーフティネットはもうけていない				

2 3 22でA~Dを選択された方にうかがいます。

(1) セーフティネットの有無は手数料の設定を行う上でどのような影響を与えたと思われませんか。該当するものに をつけて下さい。

- A 手数料が高くなる要因になったと思う
- B 手数料が低くなる要因になったと思う
- C 手数料の設定に影響はない
- D 分からない
- E その他 ( )

(2) セーフティネットにより無料配布された袋（シール）の枚数は 1 年間で総量で何枚ですか。自治体の配布した総量をご教示ください。

( ) 枚

(3) セーフティネットにより無料配布を受ける人数および、市民(人口)にしめる割合はどの程度ですか。

人数 ( ) 人

2 4 家庭ごみの収集・運搬と処理は直営と委託のどちらで行われていますか。( ) 内の該当するほうに をつけてください。

- A 収集・運搬 ( 直営 / 委託 )
- B 処理 ( 直営 / 委託 )

25 手数料は、どのような考え方から設定されましたか。該当するものすべてに をつけて下さい(複数回答可)。

- A 収集・運搬・処理にかかる費用の全額を手数料として市民に負担してもらう
- B 収集・運搬・処理にかかる費用の一部を手数料として市民に負担してもらう
- C 廃棄物処理計画で設定した、削減目標を達成できるようにする
- D 市民の受容性に合った手数料にする
- E 周辺自治体と整合の取れた手数料にする
- F その他( )

26 手数料の算出・設定は次のどの区分から算出されましたか。該当するものすべてにをつけて下さい(複数回答可)。

- A 収集運搬費用から算出した
- B 処理にかかる費用から算出した
- C 指定袋の製作や流通にかかる費用から算出した
- D 広報や啓発にかかる費用から算出した
- E 見込み手数料収入額から割り戻しして算出した
- F 市民の受容性を重視して算出した
- G その他( )

27 手数料は、26に必要経費の全額をまかなうものですか。

- A 全額である
- B 必要経費の一部 である
- C その他( )

一部とは、「30」の例」の「排出者負担比率を処理費の2割」のように、手数料(負担額)を処理費用の一定割合徴収する場合の割合をさします。

28 27でBと答えた方にうかがいます。

- (1) 全額を指定袋の料金に反映しないことにはどのような意図がありますか
- A 排出者の負担額が大きくなりすぎないようにする
  - B 手数料導入における、負担の急激な変化を緩和する(一時的対策)
  - C 全額では指定袋の料金が高くなりすぎ、市民の理解を得られないため
  - D 理由はない
  - E わからない
  - F その他( )





31 26でA~Dに つけた方にかがいます。A~Cには、具体的にどのような項目が含まれますか。該当するものの金額を年額で記入ください。(複数回答可) 該当するが、金額が不明な場合は「？」をご記入ください。

	金額	人件費		車両				施設				その他 ( )	合計
		職員の 人件費	委託先で かかる人件 費	収集車両 の燃料費	収集車両 のメンテナ ンス費	収集車両 の購入費 用(全額)	収集車両 の減価償 却費	施設の燃 料費	施設のメン テナンス費	施設の建 設費用(全 額)	施設の減 価償却費		
収集運搬費用	金額	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
処理にかかる費用	金額	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
その他 ( )	金額	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円

	金額	人件費		袋(シール)の製作			流通		広報		その他 ( )	その他 ( )	合計
		職員の 人件費	委託先で かかる人件 費	袋(シール) の材料費	袋(シール) の加工費	袋(シール) のデザイン 費	袋(シール) の流通に かかる経費	代理店で の販売手 数料	チラシなど の配布に かかる費用	説明会の 開催費用			
指定袋の製作や 流通にかかる費用	金額	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	/	/	万円	万円	万円
広報や啓発に かかる費用	金額	万円	万円	/	/	/	/	/	万円	万円	万円	万円	万円
その他 ( )	金額	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円

3 2 手数料収入の使途についてうかがいます。該当する項目に を付けてください。

- A 全額を手数料の算出・設定根拠(30)と同様の費用に使っている
- B 一部を手数料の算出・設定根拠(30)と同様の費用に使っている
- C 手数料の算出・設定根拠(30)とは違う費用にあてている

3 3 手数料収入をどのような事にあてていますか。H18年度の該当する項目の金額と手数料収入に占める割合をご教示ください(H18年度のデータがない場合は、直近の数値と年度をご教示ください)。

	使途	金額(H18年度)	手数料収入に占める割合
A	制度の実施に伴い新たに必要となる経費 (個別収集への切り替え費用など)	千円	%
B	環境保全活動(植林など)	千円	%
C	基金の設置(焼却施設の建設のための 基金など)	千円	%
D	ごみの減量や再資源化に関する費用 (リサイクルの推進)	千円	%
E	施設の整備費用(公園の設置など)	千円	%
F	手数料の算定・設定根拠と同じ (処理費用や人件費など)	千円	%
G	その他 1 ( )	千円	%
H	その他 2 ( )	千円	%
	合計	千円	%

3 4 最後に、この調査に関するご意見、ご感想等ありましたら、以下にご記入下さい。

アンケートは以上となります。  
お忙しい中、アンケートにご協力いただきありがとうございました。



## 付録 2 アンケート回答結果



## 付録2 アンケート回答結果

### 1. アンケート調査の目的

自治体における家庭ごみの有料化の実態を明確化にすることで、各自治体に委ねられております料金設定などの部分を相対的に把握できるようにすることがアンケート調査の目的です。

### 2. 調査対象

「超過量方式有料制もしくは二段階方式有料制、もしくは単純方式有料制かつごみ袋1袋の料金が150円以上」のグループAと「単純方式有料制かつ、ごみ袋1袋の料金が1円～149円まで」のグループBに分類する。各グループ62件の計128件を調査対象とする。

### 3. 調査方法

郵送及びメール添付によるアンケート調査

アンケート調査票は、家庭ごみ有料化の担当者に送付

アンケート調査票は、原則として選択方式、記入方式

### 4. 回収数・回収率

回収数：76件、回収率：60.8%

### 5. 調査期間

2007年9月～10月

### 6. 調査項目

付録1を参照

### 7. 分析方法

返送されたアンケートについて、単純集計・クロス集計を行う。また、一部に本論中で分析した結果を記載する。

8. 調査結果

8-1 以下にあげる事柄を主に担当しているのが、市町村単独か事務組合等かをご教示ください。( )内の該当する箇所に をつけてください。

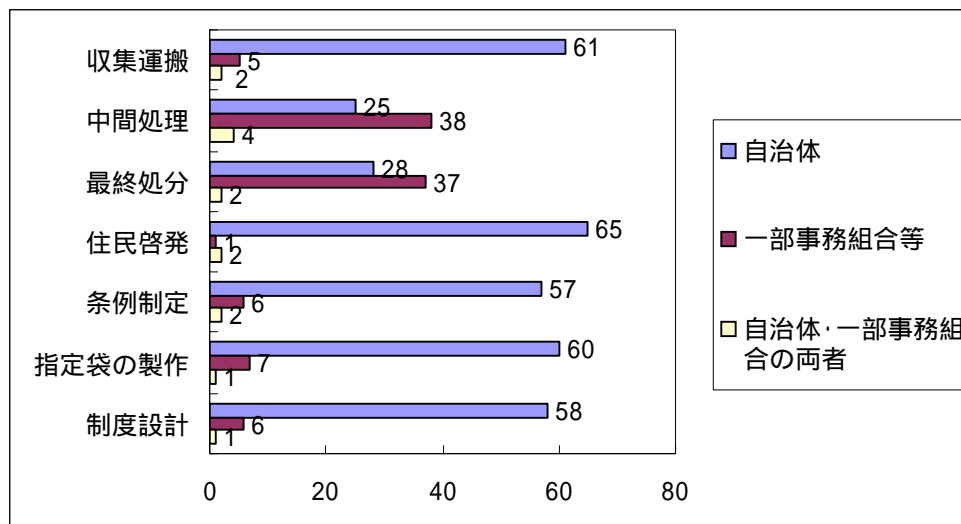


図 8-1 「各事業の担当」回答結果(n=69)

8-2 8-1で「事務組合等」に1つでも をつけた団体にうかがいます。

(1) 事務組合等を構成する他の自治体も家庭ごみの有料化を行っていますか。該当するものに をつけて下さい。

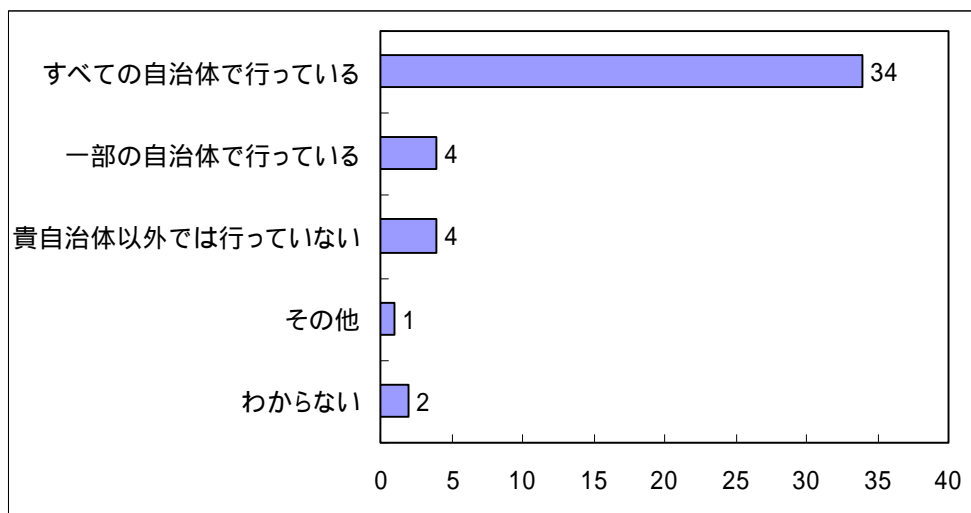


図 8-2(1) 「一部事務組合等を構成する自治体の動向」回答結果(n=45)



8-3 家庭ごみの手数料徴収には、指定袋やシールなどのどの方法を用いていますか。該当するものをつけて下さい。団地など一部の地域だけ違う場合は一般的な場合をご教示ください。

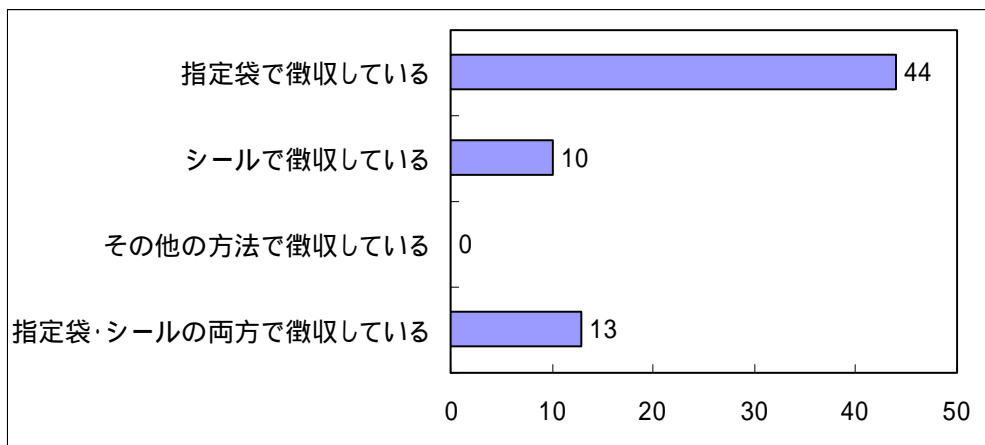


図 8-3 「手数料の徴収方法」回答結果(n=67)

8-4 1-Eで貴団体が条例を制定していると答えた方にうかがいます。

(1) 有料化の条例はA～Eのうち、どの区分に当たりますか。該当するものをつけて下さい。

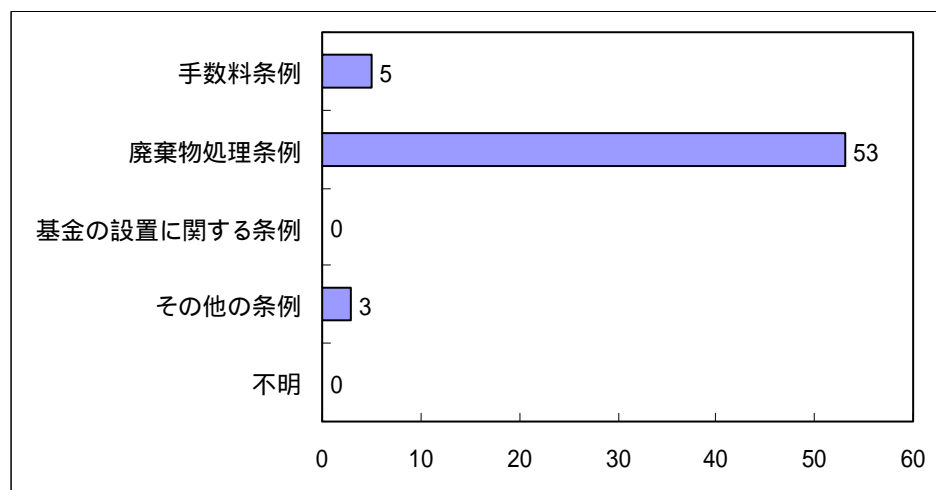


図 8-4(1) 「手数料条例の区分」回答結果(n=61)

(2) 条例記載されている内容で、該当するものにつけて下さい。(複数回答可)

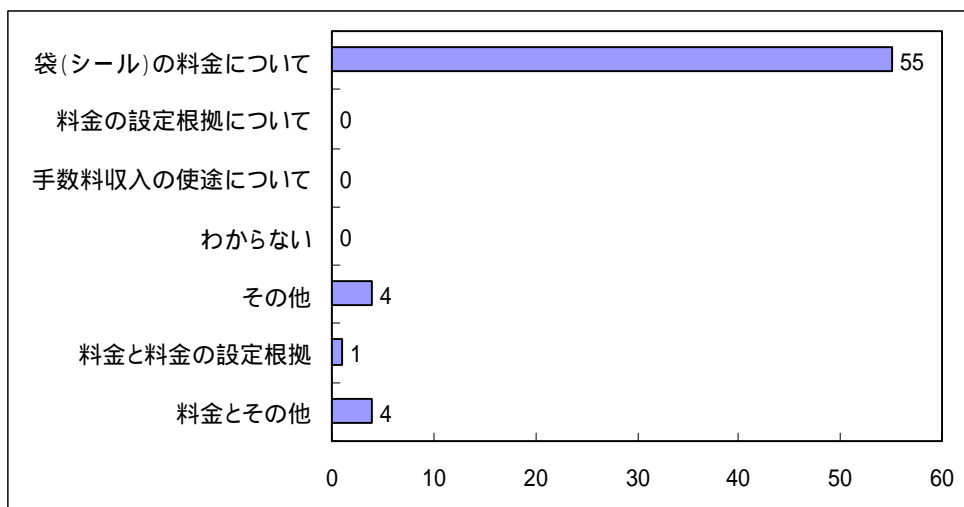


図 8-4(2) 「手数料条例の区分」回答結果(n=63)

8-5 家庭ごみを有料化するにあたって、どの段階でどのような立場の方が関わったか記入してください。

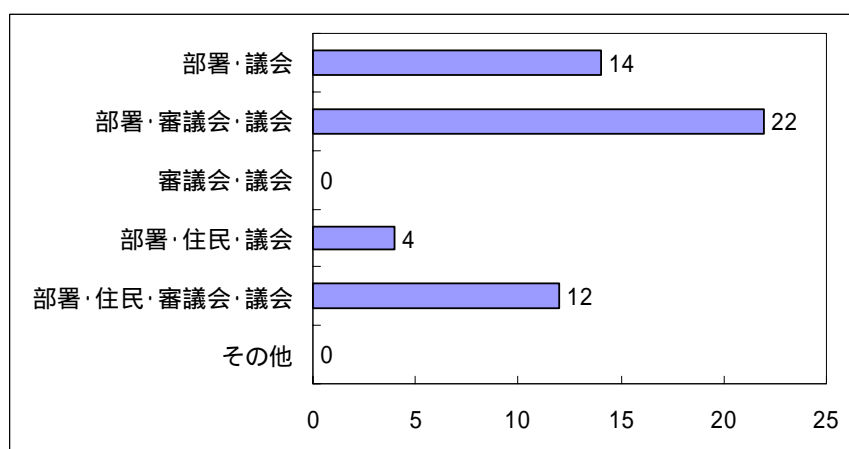


図 8-5 「どのような立場の人が制度設計に関わった」回答結果(n=52)

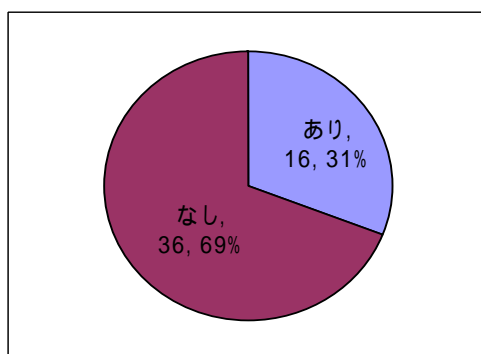


図 8-5 図 8-5 のうちの関与があった割合(n=52)

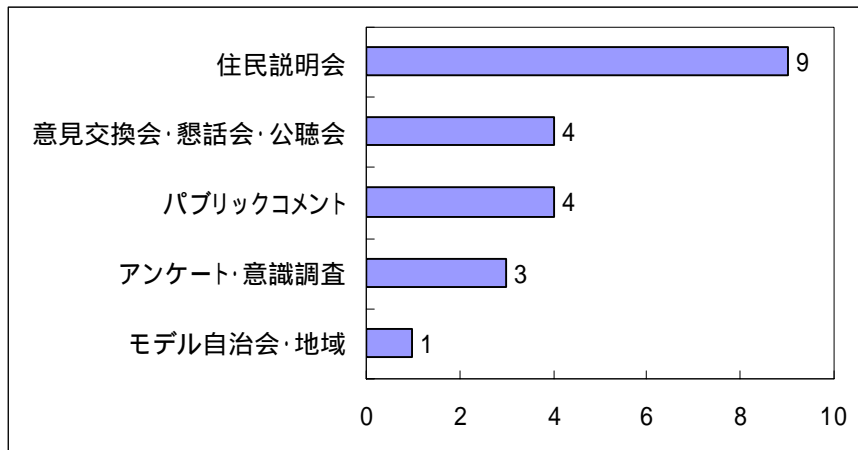


図 8-5 住民関与の方法(n=16)

8-6 家庭ごみを有料化するにあたっての、制度設計の流れについてうかがいます。

(1) 制度の導入を最初に提案したのはどなたでしたか。該当するものにつけて下さい。

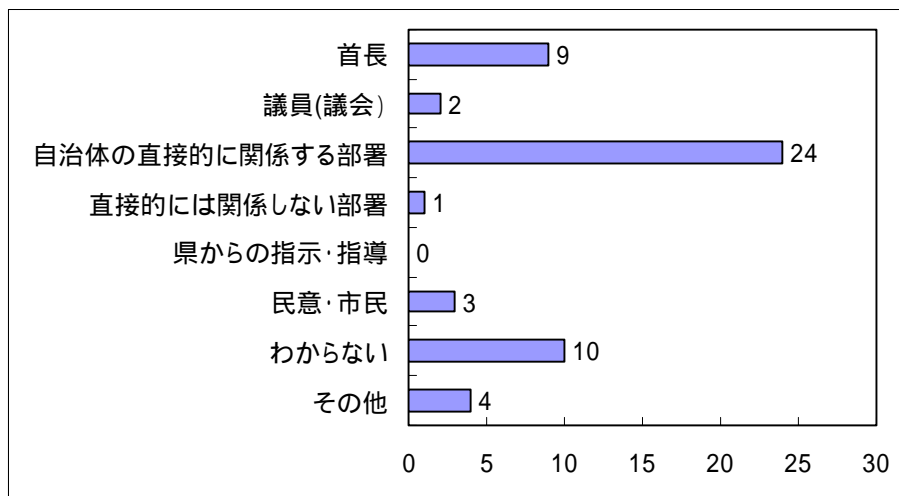


図 8-5(1) 「有料化導入の提案者」回答結果(n=53)

(2) [5] (1)で導入を最初に提案された時期はいつでしたか。西暦でご教示ください。

(3) 導入を提案された後、諮問機関などで制度の諮問が始まった時期はいつでしたか？

(4) 制度が答申されたのはいつでしたか。西暦でご教示ください。

(5) 制度案の検討がされた後、条例が議会に提案されたのはいつでしたか？

(6) 有料化が開始された(有料袋の使用が始まった)のはいつですか。西暦でご教示ください。

(2)～(3)の期間を集約し図 8-6(2) 及び , に示す。

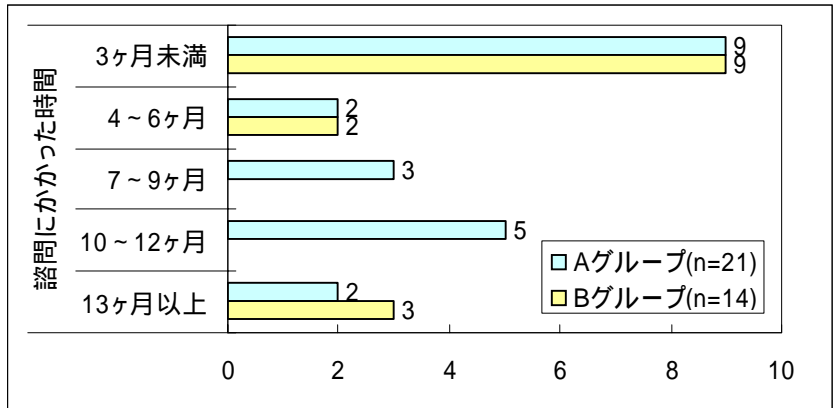


図 8-7(2) 「(3)～(4)に要した期間」回答結果(n=35)

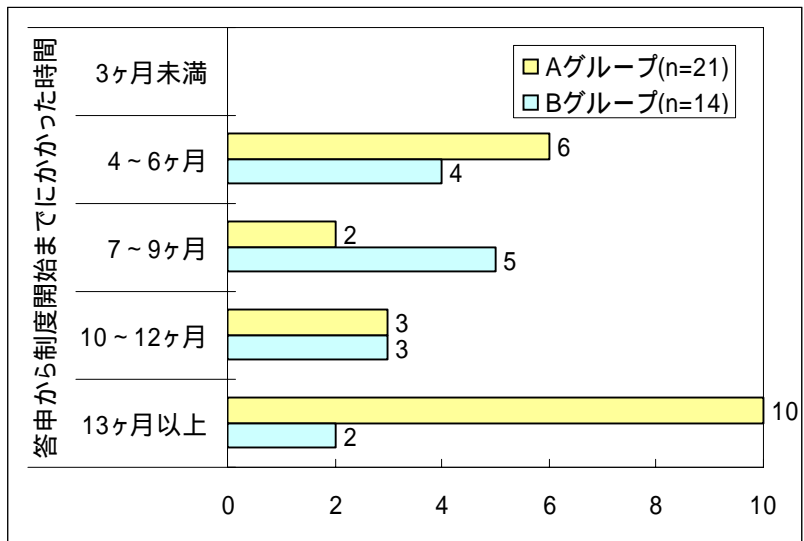


図 8-7(2) 「(4)～(6)に要した期間」回答結果(n=35)

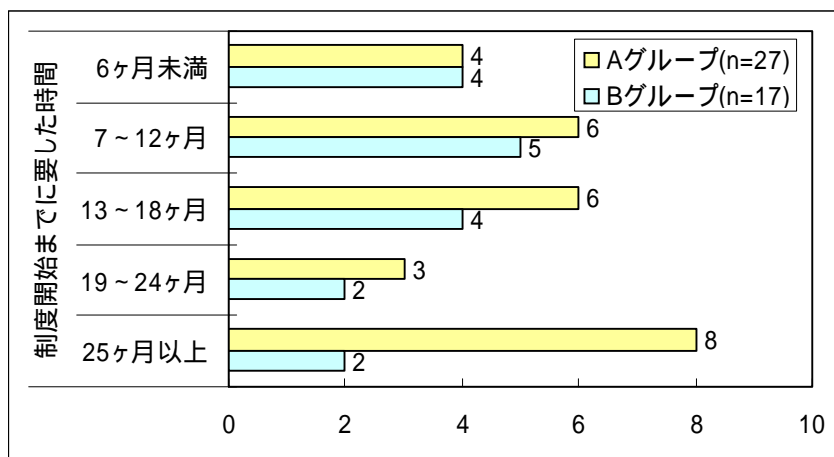


図 8-7(2) 「(3)～(6)に要した期間」回答結果(n=44)

8-7 有料化の導入に際し、どの程度周辺自治体などの影響を受けましたか。

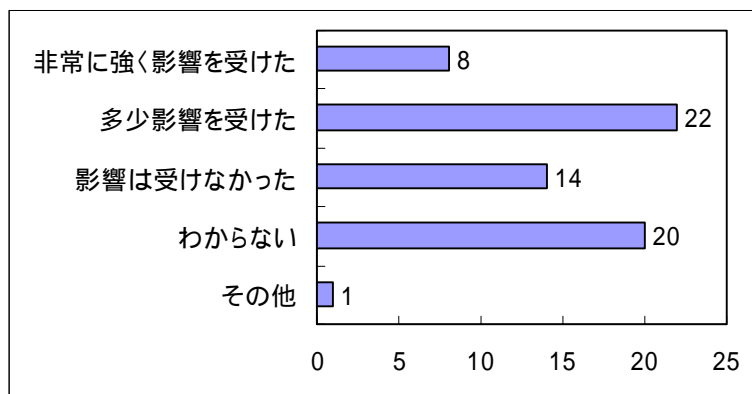


図 8-7 「周辺自治体からの影響」回答結果(n=65)

8-8 6で「A 非常に強く影響を受けた」「B 多少影響を受けた」と答えた方にうかがいます。

影響を受けたのは何に対してか、該当するものに をつけてください(複数回答可)。

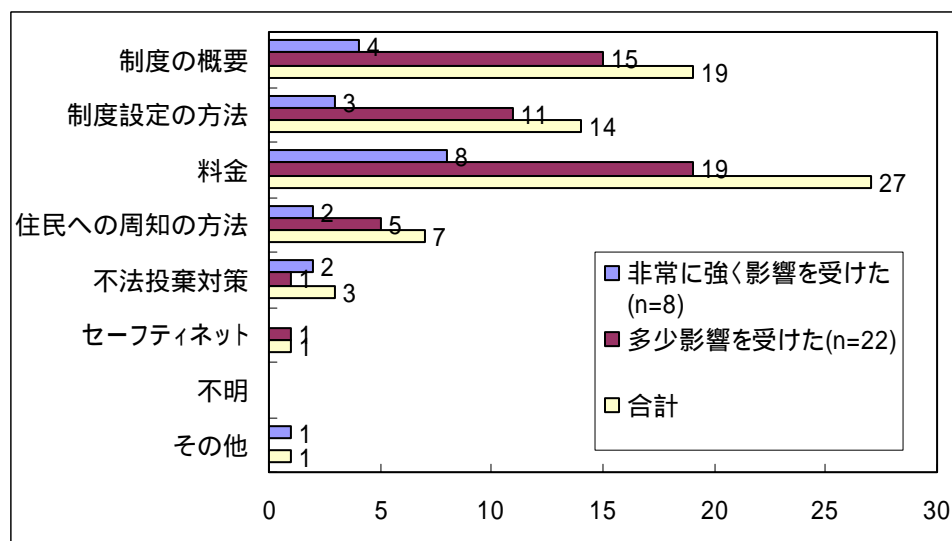


図 8-8 「周辺自治体からの影響」回答結果(n=30)

8-9 有料化を導入された理由(目的)は何でしたか。当てはまるもの全てをご教示ください。(複数回答可)

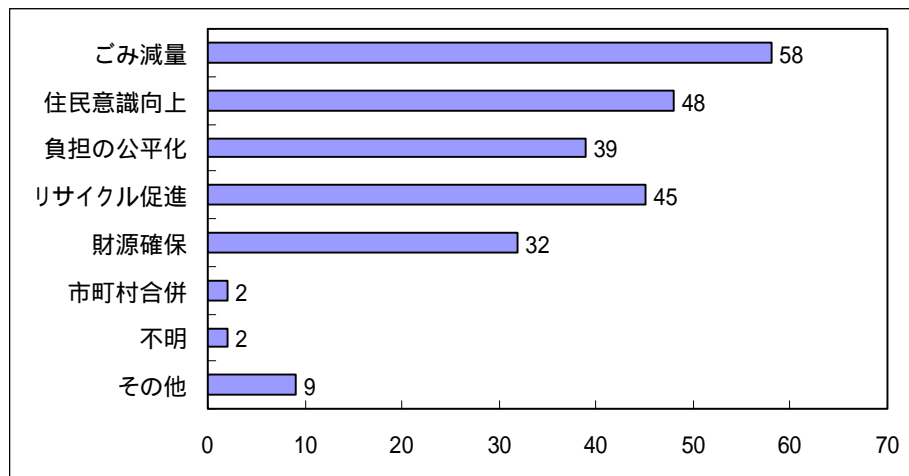


図 8-9 「有料化導入の目的」回答結果(n=65)

8-10 有料化を導入された最大の理由(目的)は何でしたか。もっとも当てはまるものを1つご教示ください。(回答はひとつだけ)63

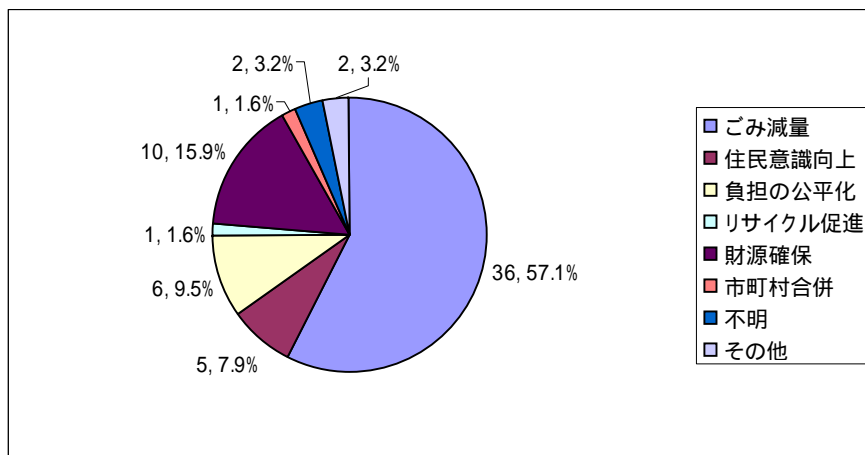


図 8-8 「有料化導入最大の目的」回答結果(n=63)

8-11 有料化実施にいたるまでの議論の経過がわかる資料は保存されていますか。61

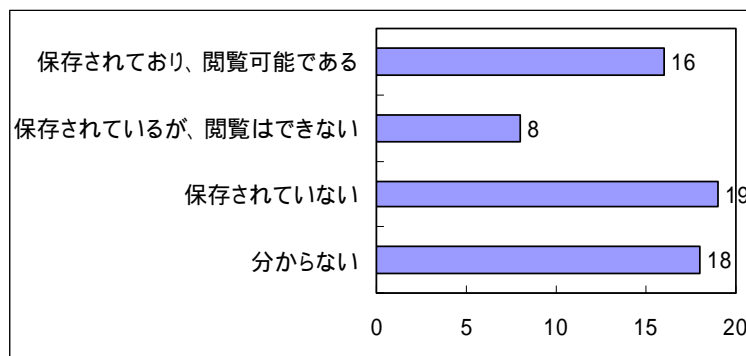


図 8-9 「資料保存の状況」回答結果(n=61)

8-12 制度の開始から現在までに、有料化制度に何らかの変更はありましたか。(制度開始時の変更は除きます)

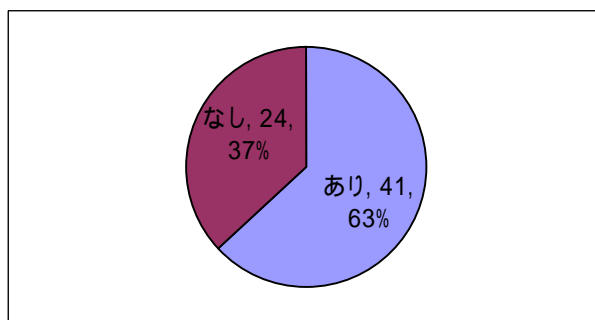


図 8-10 「制度変更の有無」回答結果(n=65)

8-13 1.1Aで「変更があった」と回答した方にうかがいます。

(1) 変更はどのようなものでしたか。当てはまるものをご教示ください(複数回答可)。

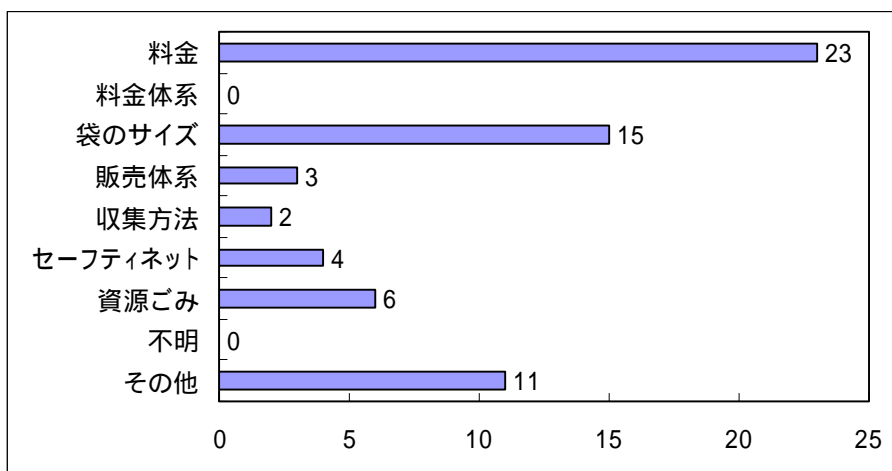


図 8-11(1) 「制度変更の内容」回答結果(n=41)

(2) (1) の具体的な内容を下の括弧に記述ください。

表 8-13(2) 「制度変更の具体的な内容」回答結果 (n=41)

区分	大分類	小分類	記述内容
1	料金	値上げ	料金の値上げ 現在は10%当たり20円 料金の引き上げ 直接(持ち込み)ごみの値上げ 値上げ 40L 60円 80円, 20L 30円 60円 可燃ごみ袋大30円 45円、中20円 30円、小15円 20円に値上げ 平成16年度からごみ袋の販売価格を15円/枚から50円/枚に値上げした。 消費税相当分値上げ 料金の値上げ
		値下げ	プラごみ袋の半額 (大)20円/枚 10円/枚、(小)17円 10円 (紙袋から透明袋への変更に伴い、製造にかかる実質相当分が低くなった。 大(45L)945円 630円、中(30L)630円 420円、小(15L)315円 210円、各一袋10枚入り
		その他	ごみ袋の値段を改正(無料分) ごみ袋の料金の変更 合併前は各市町村で料金が異なっていた為、将来の住民負担のあり方について、住民の意見を聞き決定。
3	袋のサイズ	サイズの追加	可燃ごみ袋(生ごみ)の大きさの種類追加(10% 小小袋の追加) 当初の20%、40%、60%に加え10リットルを新設 住民の要望による小サイズの追加 20L袋、30L袋の選択制の導入 ごみ袋のサイズの追加 燃やせるごみ袋 極小サイズ(10L)、もやせないごみ 小サイズ(10L) プラスチック容器包装用ごみ袋 大・中・小 可燃ごみ袋の大と小を導入 袋のサイズと無料配布枚数を統一 袋のサイズを増やした。(大・中・小のほかに極小を追加) 袋の容量の変更
		材質・形状の変更	指定ごみ袋の形状変更(結び目など 使いやすく) 袋の形の変更 ごみ袋の材質変更
4	販売体系	販売所の変更	販売窓口を市役所からスーパーなどの取扱店だけで行うようにした 自治体主体 スーパー・コンビニ等へ
6	セーフティネット	導入	乳児用無料シールの導入 福祉加算配布、乳幼児加算配布制度の導入
		配布枚数の追加	多人数世帯、紙おむつ使用世帯に対する指定袋購入チケット枚数の追加
7	資源ごみ	分別の変更	容器包装リサイクル法の適用品目の追加による変更 資源リサイクルの開始(びん類、缶類、紙類、ペットボトル、プラスチック類) ごみ分別の変更(可燃、不燃)、新たなごみ袋の追加(プラスチック) リサイクル袋の追加 資源ごみ収集にペットボトルを追加 缶・ビン・ペットボトル等分別品目増 平成16年度からプラスチック製容器包装の分別収集を開始



表 8-13(2) 「制度変更の具体的な内容」回答結果 (n=41)

区分	大分類	小分類	記述内容
9	その他	その他	収集日の変更(不燃、プラスチック)
			報奨制度の廃止
			処理施設の変更(プラスチック)
			定額制から従量制へ移行
			大型ごみ収集の有料化
			粗大ごみの有料化
			一般廃棄物のうち、家庭ごみと事業ごみを分ける
			剪定枝の透明袋使用又は、結束等による排出を可能にした。
			粗大ごみシールの導入
			-
一般家庭、公共施設等の無料配布の中止			
指定ごみ袋購入チケット世帯辞任別配布枚数の変更(削減)			
シールの無料配布枚数の変更を行った			
世帯人数に応じて基準枚数を細分化			
配布対象の変更	無料配布枚数の変更(配布枚数の削減・配布枚数区分の細分化)		
	無料配付枚数の変更、配付基準世帯区分の変更		
	袋のサイズと無料配布枚数を統一		
その他			

(3) 変更した理由にはどのようなものがありますか(複数回答可)。

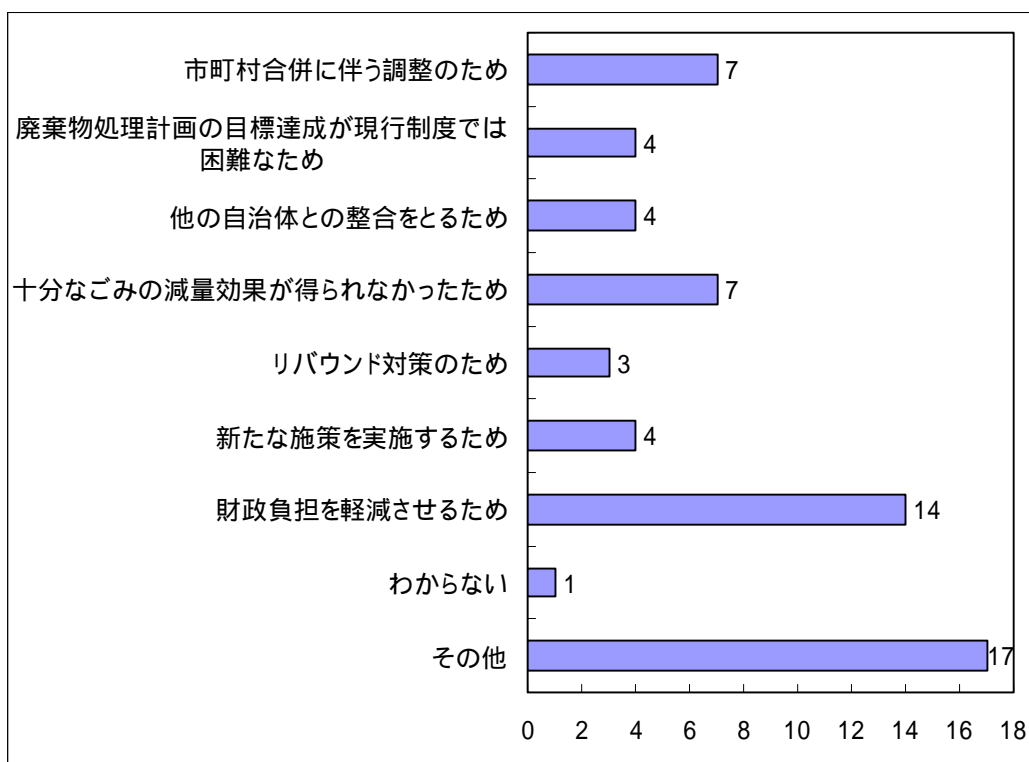


図 8-12(3) 「制度変更の理由」回答結果(n=40)

8-14 家庭ごみについて、現在どのような課金方法をとっていますか。該当するものにをつけて下さい。

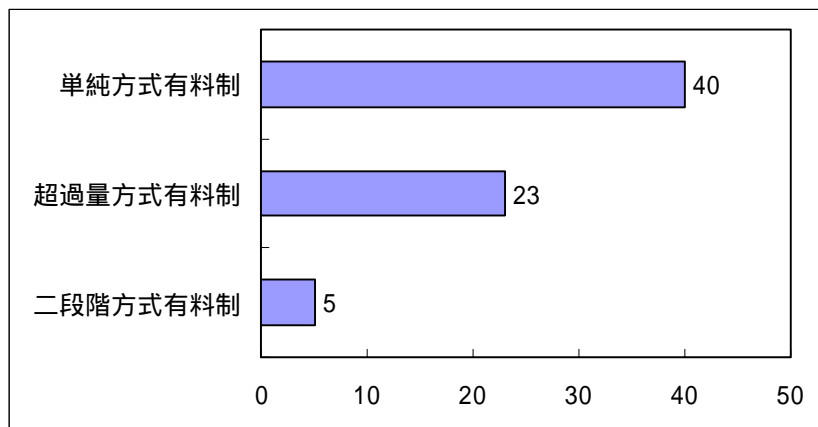


図 8-14 「手数料体系」回答結果(n=68)

8-15 袋(シール)1枚の手数料はいくらですか? サイズごとにご教示ください。44

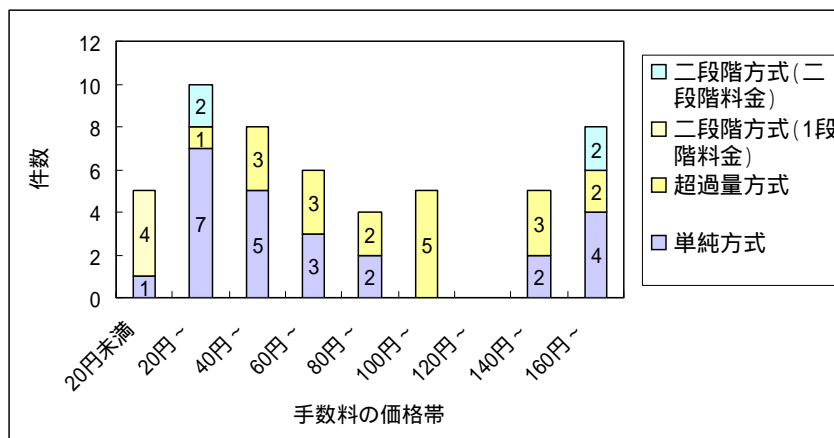


図 8-15 「指定袋1枚辺りの手数料(45L換算)」回答結果(n=44)

8-16 超過量方式有料制・二段階方式有料制と答えた方にうかがいます。

- (1) 「無料配布する・1段階料金で販売する」人数の把握はどのような単位で行われていますか。該当するものに をつけてください。

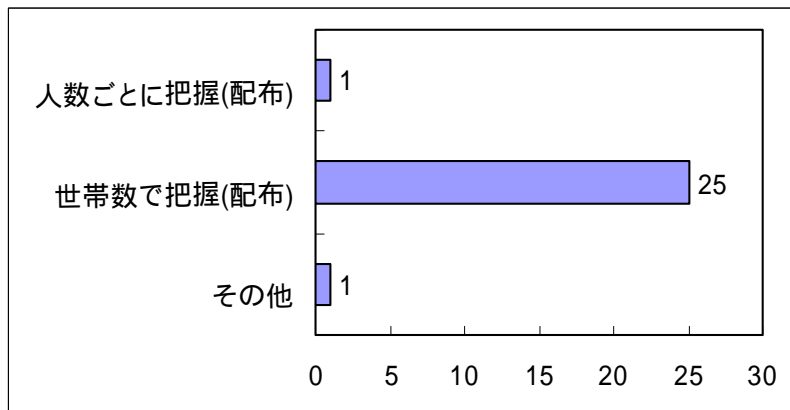


図 8-16(1)「配布対象の把握」回答結果(n=27)

- (2) 8-16(1)で「世帯数で把握」を「選択された方にうかがいます。世帯の構成人数ごとの配布枚数について該当するものに をつけてください。

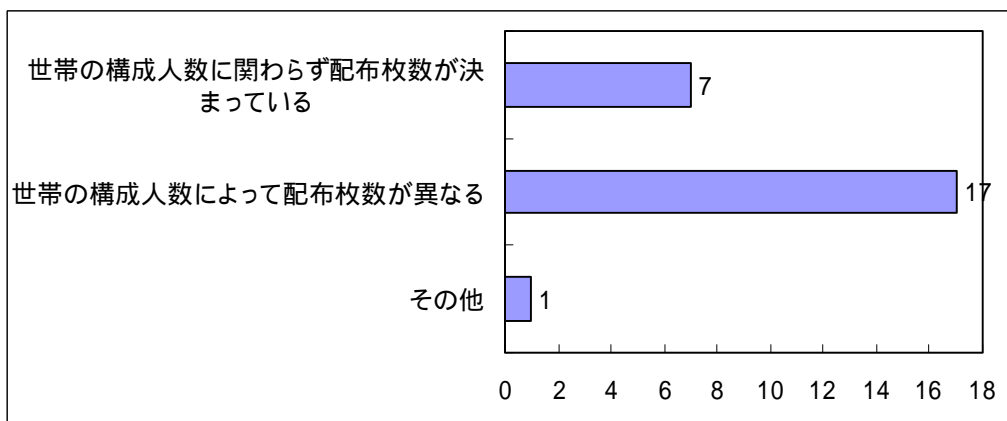


図 8-16(2)「世帯ごとの配布枚数」回答結果(n=25)

- (3) 8-16(2)で「構成人数に関わらず枚数が一定」「世帯の構成人数で配布枚数が違う」と選択された方にうかがいます。「無料配布(生活保護世帯などへの配布は除く)される」袋(シール)の枚数はどのくらいですか。複数のサイズを配布されている場合はすべてご教示ください。

表 8-16(3)「構成人数ごとの配布枚数」(n=24)

		世帯人数								人数関係なく
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	その他	
配布枚数	一定サイズ	80	90	90	120	120	130	130	8人以上140	
		60	80	80	100	100	110	110	8人以上120	
		50	60	60	70					
		60	60	80	80	100	100	120		
		110	110	130	130	130	150			
		120	120	120	120	120	120	120	8人以上144	
		30	50	50	60	60	70			
		110	110	110	110	140				
		100	120	120	140					
		54	90	90	100	118				
		54	108	108	108	120	120	120		
		80	100	110	120	130	140	140		
	60	70	90	100	110	120	130			
	80(30L)	80(30L)	90(30L)	90(30L)	110(30L)	110(30L)	130(30L)			
	110(30L)	110(30L)	220(30L)	220(30L)	280(30L)	280(30L)	340(30L)			
	70(30L,45L)	140(30L,45L)	140(30L,45L)	140(30L,45L)	140(30L,45L)	160(30L,45L)				
	60(15L)	60	120(30L60+15L60)	120(30L60+15L60)	120(45L60+15L60)	120(45L60+15L60)	120(45L60+30L60)	9~10人 120枚 11人~180枚 (15L60+45L120)		
	130(20L)	130(30L)	130(30L)	130(30L)	130(40L)					
	90(20L)	90(30L)	90(30L)	90(30L)	90(40L)					
	80(30L)	80(30L)	80(45L)							
	80(20L)	120(20L)	120(30L)	140(30L)	160(30L)					
	一定枚数								30	
									120	
									200	

- (4) 「無料配布される・1段階料金で販売される」袋(シール)の枚数を考慮した、1枚あたりの実質負担額をご教示ください。また、計算式もお書きください。使用枚数が把握できない場合は市民の無料配布分・購入分を全て使い切った場合をご記入ください。

表 8-13(4)「実質価格」回答結果(n=16)

超過量方式有料制				二段階方式有料制		
No	販売価格	実質価格	割合	No	一段階料金	二段階料金
1	32	16.5	51.6%	1	6	300
2	45	7.5	16.7%	2	15	225
3	54	33.426	61.9%	3	5	25
4	56.25	22.365	39.8%	4	4	30.6
5	100	15.83	15.8%			
6	100	4.64	4.6%			
7	100	0.63	0.6%			
8	100	0	0.0%			
9	150	2.715	1.8%			
10	150	2.9	1.9%			
11	191.25	17.9325	9.4%			
12	202.5	0	0.0%			

8-17 セーフティネット（生活保護世帯などに対する無料配布など）は設けていますか。枚数も含めご教示下さい。（複数選択可）

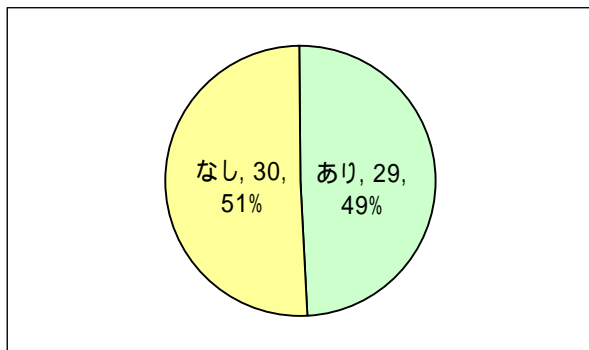


図 8-17 「セーフティネットの有無」回答結果(n=59)

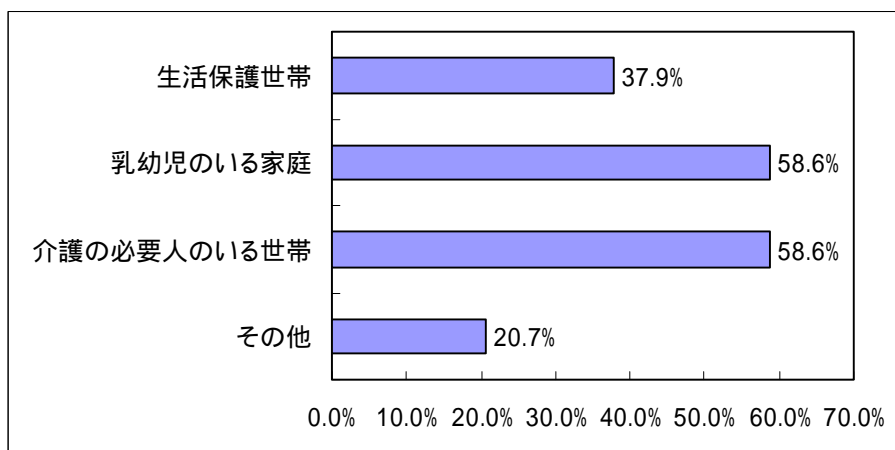


図 8-17 「セーフティネットの種類」回答結果

8-18 8-17でセーフティネットがあると回答した方にかがいます。

(1) セーフティネットの有無は手数料の設定を行う上でどのような影響を与えたと思われますか。該当するものに をつけて下さい。

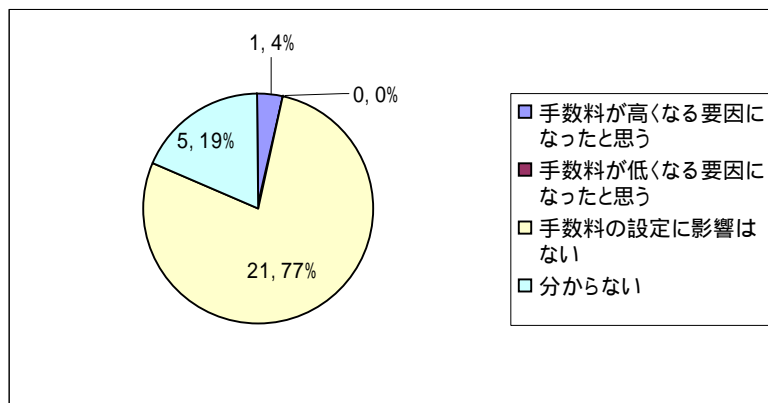


図 8-18(1) 「セーフティネットの手数料への影響」回答結果(n=27)

(2) セーフティネットにより無料配布された袋（シール）の枚数は 1 年間で総量で何枚ですか。自治体の配布した総量をご教示ください。

セーフティネットの一人当たりの平均配布枚数を図 8-18(2) 示す。

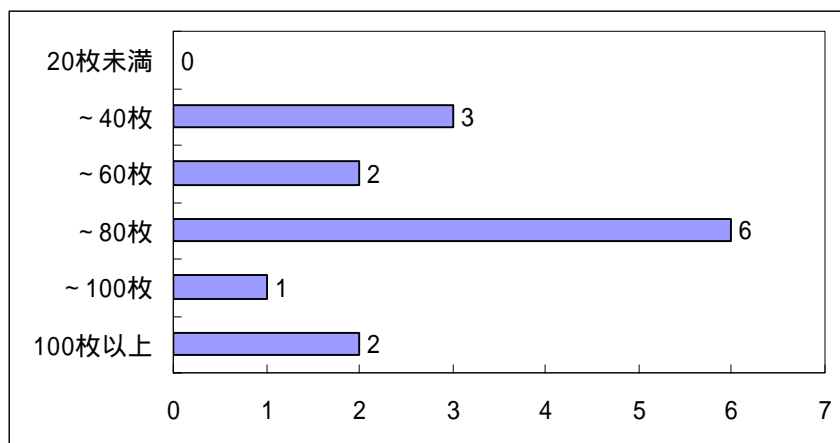


図 8-18(2) 「一人当たりのセーフティネットによる平均配布枚数」 回答結果(n=14)

(3) セーフティネットにより無料配布を受ける人数および、市民(人口)にしめる割合はどの程度ですか。

表 8-18(3) 「セーフティネットにより無料配布を受けた人の割合」 (n=20)

区分	割合	区分	割合	区分	割合	区分	割合
1	0.0%	6	0.8%	11	1.5%	16	2.6%
2	0.1%	7	1.0%	12	1.5%	17	3.1%
3	0.3%	8	1.3%	13	1.8%	18	3.1%
4	0.4%	9	1.3%	14	1.9%	19	7.2%
5	0.6%	10	1.4%	15	2.3%	20	8.2%
						平均	2.0%

8-19 家庭ごみの収集・運搬と処理は直営と委託のどちらで行われていますか。  
( ) 内の該当するほうに をつけてください。

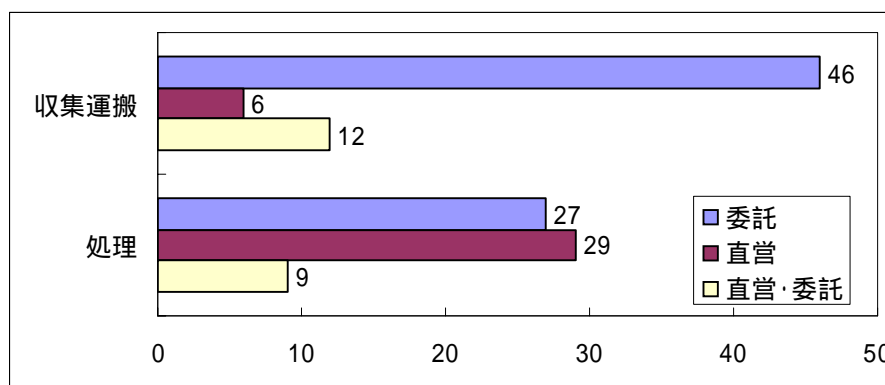


図 8-19 「収集運搬・処理が直営か委託か」 回答結果(n=65)

8-20 手数料は、どのような考え方から設定されましたか。該当するものすべてにつけて下さい(複数回答可)。

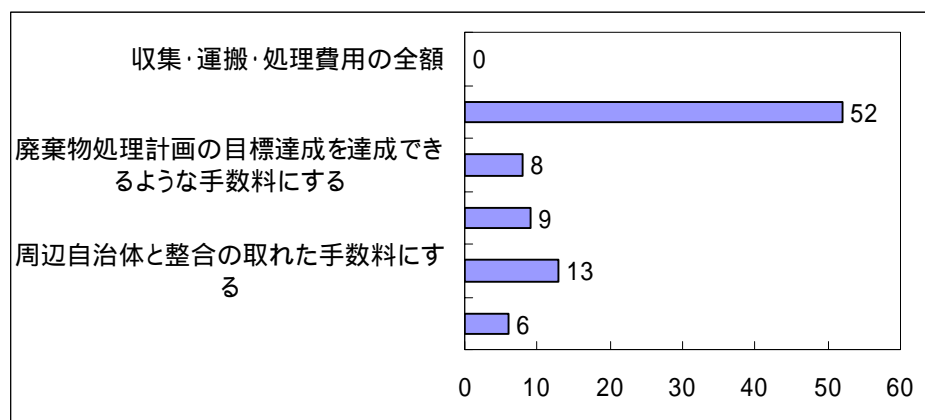


図 8-20 「手数料設定の考え方」回答結果(n=65)

8-21 手数料の算出・設定は次のどの区分から算出されましたか。該当するものすべてにつけて下さい(複数回答可)。

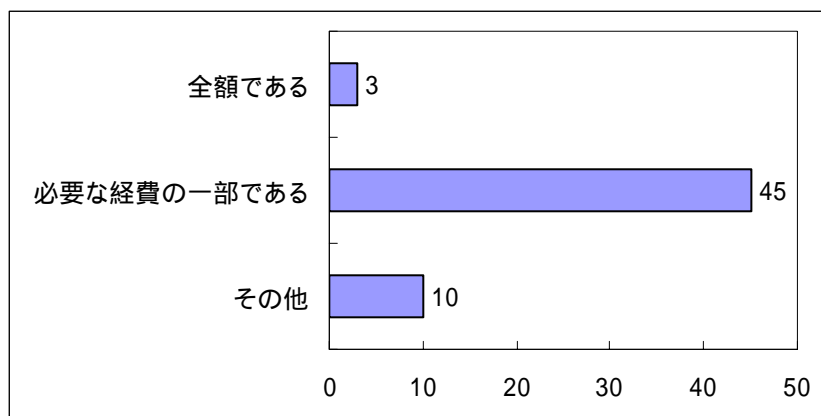
表 8-21 「手数料に含まれる経費の範囲」回答結果(n=64)

分類	区分	手数料に含む経費				考慮事項 見込み手数料収入 額から割り戻し	市民の受容性を考 慮して	その他	件数	
		収集運搬費用	処理にかかる費用	指定袋の製作や流通にかかる費用	広報や啓発にかかる費用				区分ごと	分類ごと
処理費用を含まない	1								5	10
	2								2	
	3								1	
	4								1	
	5								1	
収集運搬費用を含まない	6								7	9
	7								2	
収集運搬費用・処理費用を含む	8								12	19
	9								3	
	10								1	
	11								1	
収集運搬・処理費用を含まない	12								2	26
	13								3	
	14								1	
	15								13	
	16								8	
	17								1	
	18								0	
19								0		

表 8-21 「表 8-21 その他に含まれる項目」

その他
周辺市町村の状況を参考に総合的に判断した。
市民にごみ処理費用の負担を求めたのではなく、ごみの減量に協力を求めることが趣旨なので、とくに算出の根拠は審議会の答申に基づき設定している。
合併前旧4町の手数料額の間を採用した。旧町ごとの算出方法はおそらくA及びBと思われる。
近隣市町村にあわせました。
ごみ減量化のために設定しており、受益者負担の考えに基づいては算定していない
近隣の市町村を参考
郡内の市町村で話し合い算出
有料化実施済市町村の料金設定を参考とした
環境負荷の抑制施策に係る経費
事業系一般廃棄物の処理手数料
ごみ減量効果があるように

8-22 手数料は、26に必要な経費の全額をまかなうものですか。



全額は超過領分のみなど、条件付

図 8-22 「必要経費に占める手数料の割合」回答結果(n=58)



8-23 8-22で「必要な経費の一部である」と答えた方にうかがいます。

(1) 全額を指定袋の料金に反映しないことにはどのような意図がありますか 複数回答あり 4 5

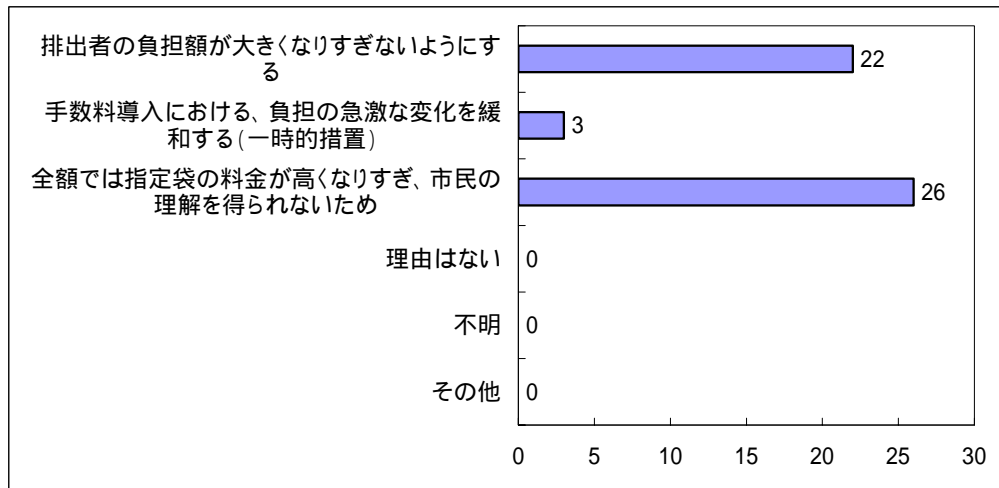


図 8-23 「必要な経費全額を手数料に反映しない理由」回答結果(n=45)

(2) その金額は、全額負担した場合の何%に相当しますか。

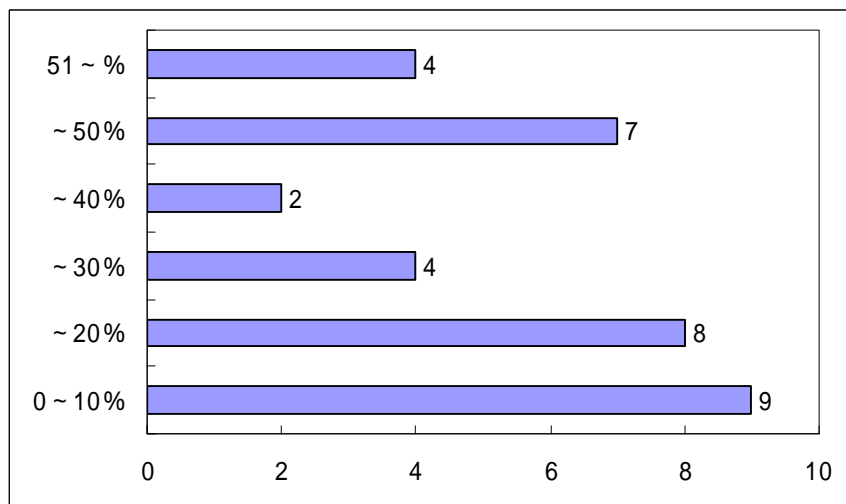


図 8-23(2) 想定したごみ処理費用に占める手数料の割合(n=34)

8-24 手数料の経費に含まれる範囲でいずれかの項目に つけた方にうかがいます。 具体的にどのような項目が含まれますか。 該当するものの金額を年額で ご記入ください。 (複数回答可)。該当するが、金額が不明な場合は「？」をご記入ください。

回答のあった自治体・一部事務組合等の金額に占めるそれぞれの費用の割合を図に示す。

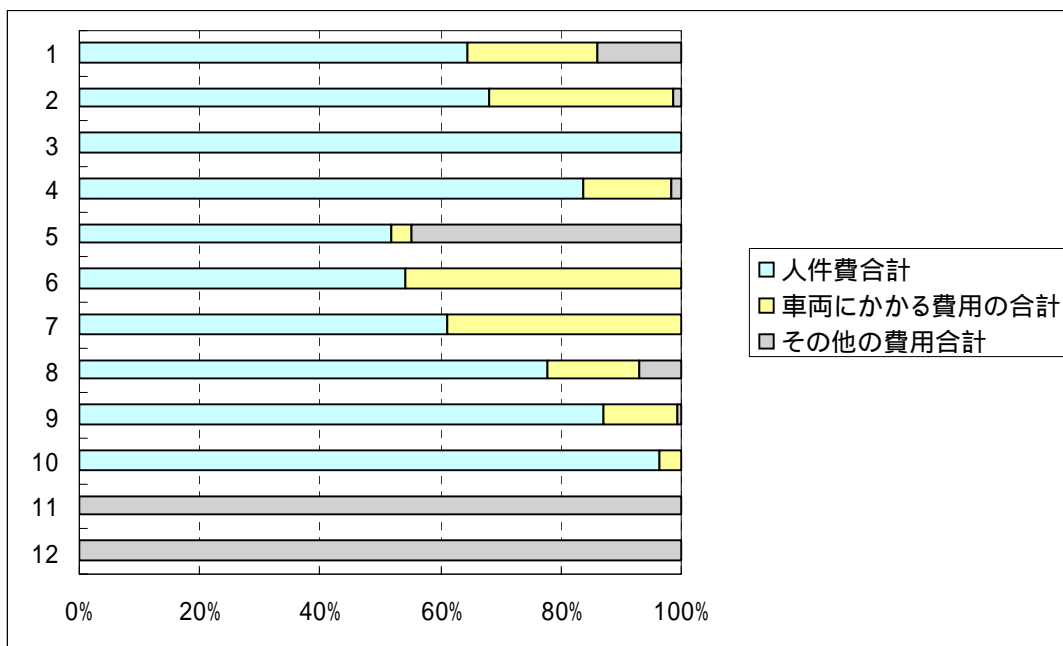


図 8-21 「収集運搬に含まれる経費」の回答結果(n=12)

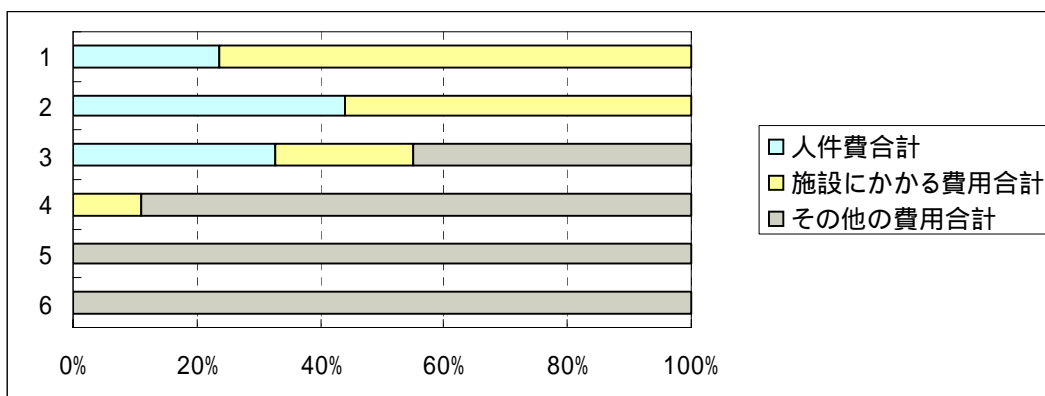


図 8-21 「処理にかかる費用に含まれる経費」回答結果(n=6)

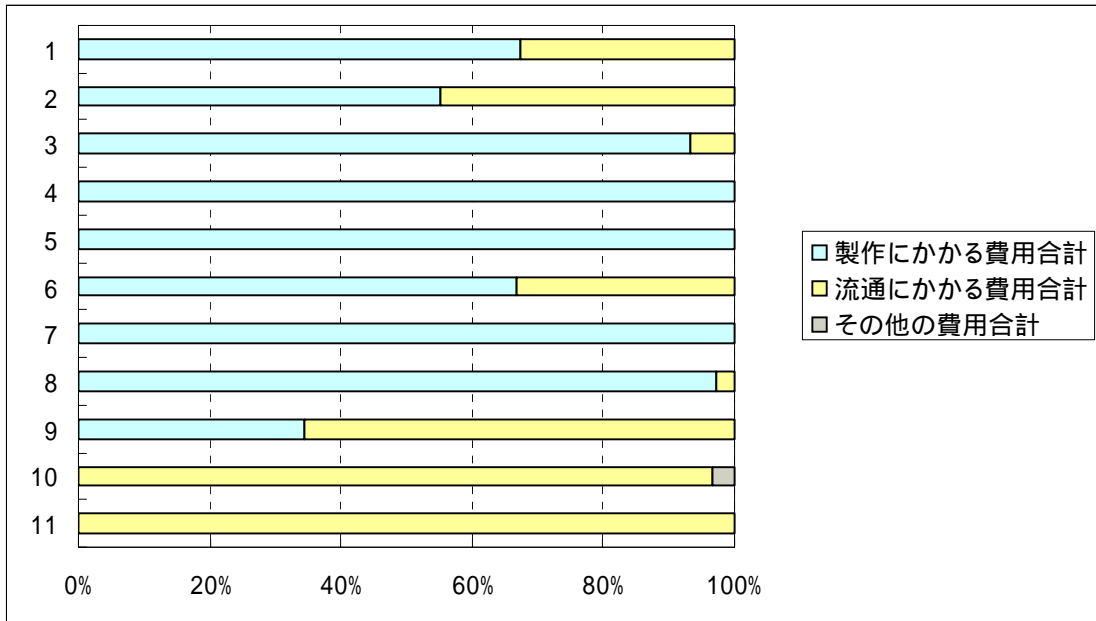


図 8-21 「指定袋の製作や流通にかかる費用に含まれる範囲」回答結果(n=11)

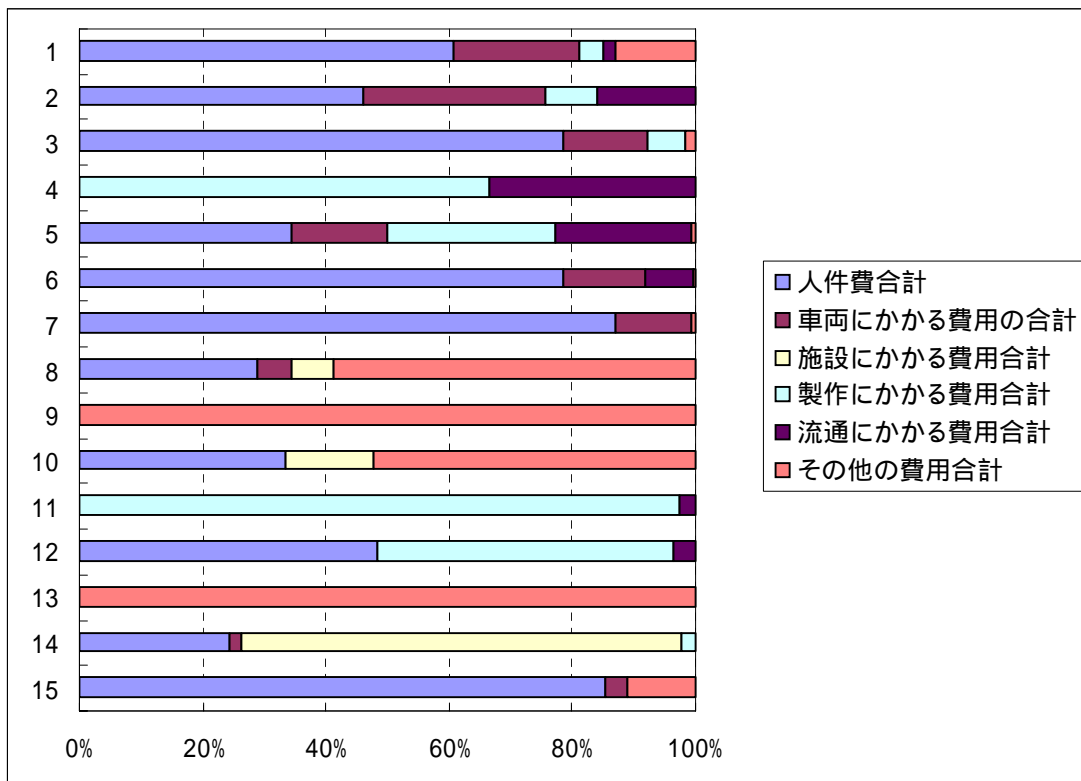


図 8-21 「手数料に含まれる経費」回答結果(n=15)

8-25 手数料収入の用途についてうかがいます。該当する項目に を付けてください。

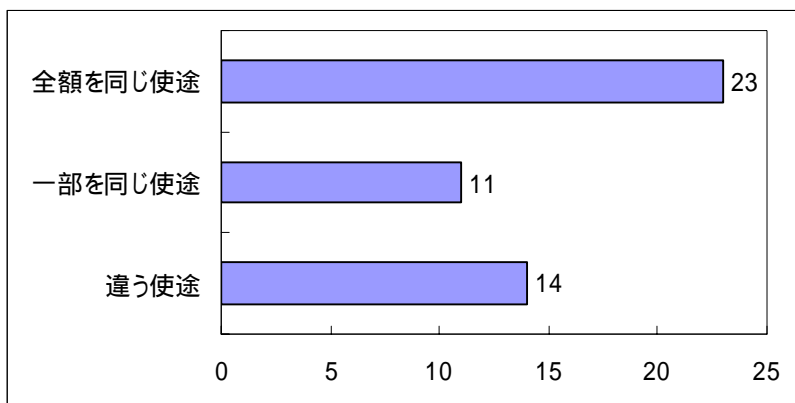


図 8-25 「手数料の設定根拠と用途」回答結果(n=48)

8-26 8-25 で「一部を違う用途」「全額を違う用途」と回答した方にうかがいます。手数料収入をどのような事にあてていますか。H18 年度の該当する項目の金額と手数料収入に占める割合をご教示ください(H18 年度のデータがない場合は、直近の数値と年度をご教示ください)。

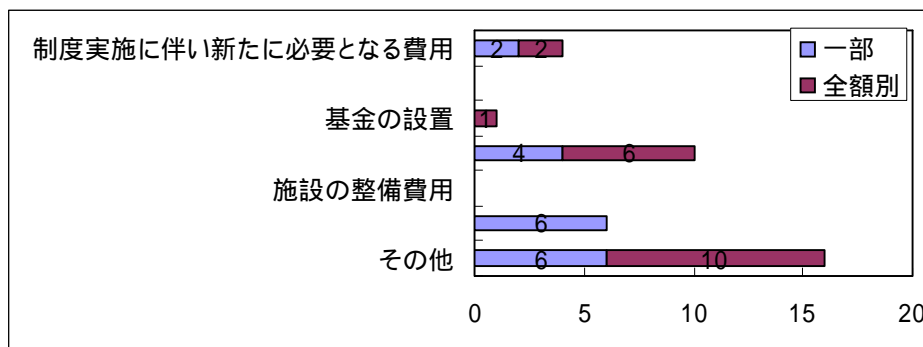


図 8-26 「手数料の用途」回答結果(n=25)

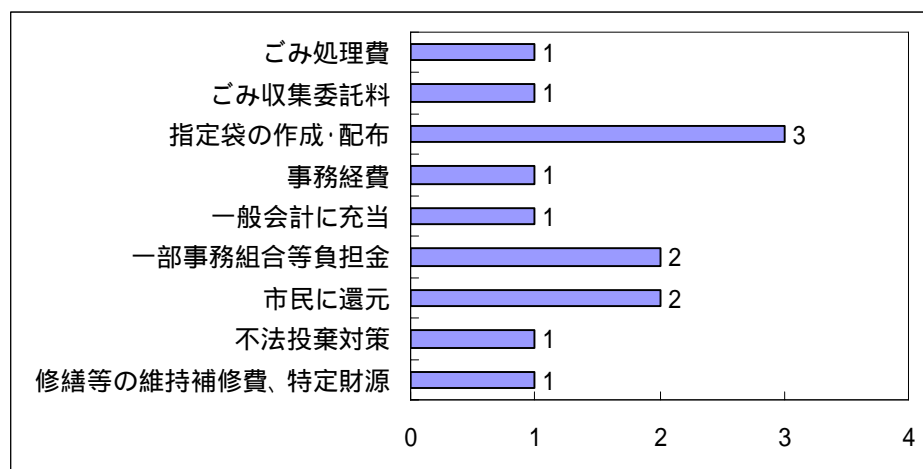


図 8-26 「8-26 その他」の回答集約

## 付録 3

### 参考及び引用 web



付録3 引用及び参考 web

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

< <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=6010> >



日本の廃棄物処理

< [http://www.env.go.jp/recycle/waste\\_tech/ippan/h17/index.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/h17/index.html) >



## ごみ処理有料化に関する条例の考え方

<<http://houmu.h-chosonkai.gr.jp/siryoukan/fukusisi%20jissenjyourei%206.htm>>



## 朝日商用検索サービス「聞蔵」

<<http://database.asahi.com/library2/main/start.php?loginSID=>

[7894688a361cf8d1095da0bcbe888764](http://database.asahi.com/library2/main/start.php?loginSID=7894688a361cf8d1095da0bcbe888764)>





地方自治法

<<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO067.html>>



都道府県内町村の家庭ごみ有料化状況調査（2006年10月実施）

全国都市家庭ごみ有料化状況の県別・市別集計（2006年10月現在）

<<http://www2.toyo.ac.jp/~yamaya/survey.html>>



資料 3 手数料の設定方法

<<http://www.city.sendai.jp/kankyousoumu/gomi/pdf/shingikai/shiryoku4-3.pdf>>

